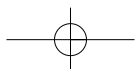
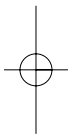
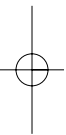




著  
入山 映

SPF  
笹川平和財団



## はじめに

これは独断と偏見に満ちた「NPO用語小辞典」である。したがって、多数意見を代表するものでも、正統性を主張するものでもない。特に出典を明示したもの以外は、筆者の個人的見解である。固有名詞についての解説を一切省いたのもその理由による。なお引用文献は最後に一括してある。

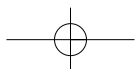
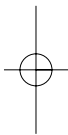
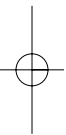
NPOについては、

1. その本来の性格をめぐるの論点。  
(非営利性、あるいは取り扱う公共財など)
2. 法制度上の問題点。  
(法人格、税制上の優遇措置など)
3. 組織理念と経営をめぐるの諸問題。  
(責任体制、経営上の理念など)

といったいくつかの視点がある。系統的な分析が行われるようになってから日が浅いこともあって、いずれも定説とか共通理解が存在するというは遠い状態である。この辞典では、そのための第一歩になるような議論を試みた。

なお、本書のオンデマンド出版に当たって editing と annotation については野村由布子氏の綿密かつ徹底的なチェックを受けた。彼女なくしてこの小冊子はなかったであろう。彼女とそのアシスタント杉山亜矢氏、土田菜津子氏に謝意を捧げる。

入山 映



## 索引

## あ行

- アカウントビリティ — 9  
天降り — 11  
インターメディアリ — 12  
営利・非営利のクロスオーバー — 13  
NGO — 14  
NPO法 — 17  
おまじない — 18  
アドボカシー — 10  
1%法 — 11  
営利 — 12  
SRI — 14  
NPO — 16  
ODA — 17

## か行

- 会員制組織 — 19  
確信犯 — 21  
官僚主義 — 22  
企業寄付 — 23  
企業の社会的責任 — 23  
寄付行為 — 25  
行政補完型公益法人 — 27  
曲学阿世 — 27  
拳証責任 — 28  
憲法89条 — 29  
権利能力なき社団 — 30  
公益信託 — 32  
公益法人課税 — 33  
公益法人制度改革 — 35  
公共財 — 35  
顧客満足 — 39  
告発型NGO — 40  
コミュニティ財団 — 41  
外郭団体 — 20  
ガバナンス — 21  
機関助成 — 22  
企業の社会貢献 — 23  
寄付 — 25  
休眠法人 — 25  
許可主義 — 27  
清く正しく美しく — 28  
草の根 — 29  
原理主義 — 30  
公益 — 31  
公益法人 — 32  
公益法人指導監督連絡会議 — 33  
公益法人の資産運用 — 35  
コーポラティズム — 38  
国際ボランティア貯金 — 40  
個人寄付 — 40

## さ行

- 財団・社団法人 — 42  
CSR — 43

事業評価 — 43	資源調達 — 44
市場の失敗 — 45	持続可能な開発 — 45
指定法人 — 46	シビル・ソサエティ — 46
市民社会 — 47	社会装置化 — 47
社会的起業家 — 48	社会的責任投資 — 48
収益事業 — 48	準則主義 — 49
情報開示 — 51	情報の非対称性 — 51
助成財団 — 52	素人が出る幕ではない — 52
人格なき社團 — 53	人道主義NGO — 53
神武天皇 — 54	推定無罪 — 54
性悪説 — 55	成果評価 — 55
精算助成 — 56	税制上の優遇措置 — 56
正統性 — 58	政府、企業、NPO共同の活動 — 58
政府の失敗 — 60	説得定義 — 60
操作定義 — 61	ソーシャル・アントレプレナー — 61
ソーシャル・キャピタル — 61	相転移 — 62
そもそも論 — 63	

---

## た行

---

第3セクター — 64	多元的価値観 — 64
タコツボ型社会 — 67	玉虫色 — 67
単細胞 — 67	小さな政府 — 68
中間法人法 — 68	町内会 — 69
定款 — 69	出羽守 — 70
天動説 — 70	道聴塗説 — 70
特殊法人 — 71	特定公益増進法人 — 71
特定非営利活動促進法 — 72	泥棒に十手捕り縄 — 73

---

## な行

---

内部留保 — 74	にわとりと卵 — 75
任意団体 — 75	認可法人 — 75
人間の安全保障 — 75	ネガティブ・リスト — 76
ネットワーク — 76	能力主義 — 77

---

## は行

---

排除の論理 — 78	博愛 — 78
------------	---------

橋の論理 — 79	話せばわかる? — 79
パブリック・サポート・テスト — 80	ハリネズミと鷹 — 80
PPP — 80	PUS — 81
非営利 — 81	ヒエラルヒー型組織 — 84
評議員会 — 85	フィランソロピー — 86
不作為 — 87	豚の逆立ち — 87
プログラム・オフィサー — 87	プログラム関連投資 — 88
プロジェクト助成 — 88	プロフェッショナルリズム — 88
屁理屈 — 89	ボランティア — 89

---

## ま行

---

マッチング・ギフト — 90	まるドメ — 90
丸投げ — 90	右手左手の議論 — 91
未必の故意 — 91	民間非営利組織 — 91
民法34条 — 92	メセナ — 99
モラル・ハザード — 99	

---

## や行

---

夜郎自大 — 101	幽霊法人 — 101
ゆで蛙 — 101	よき企業市民 — 102
予防外交 — 102	

---

## ら行

---

螺旋状の進歩 — 104	利己行為 — 104
理事会 — 105	倫理綱領 — 106
歴史主義 — 106	レッドテープ — 107
老子 — 107	

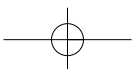
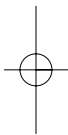
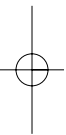
---

## わ行

---

和魂洋才 — 108	渡しきり — 108
渡り — 108	

---





あ

あ

## [アカウントビリティ]

説明義務。または「申し訳できること」(村上)。NPO活動とは市民の共感と支持を得なければ存在し得ないものであることから、その活動内容、経理状況などを公開し、説明することができなければならない。アカウントビリティは単なる責任というよりは、そうした要請から議論される。したがって秘密主義の正反対である透明性とか、意思決定過程の明示は当然の帰結になる。

社会的存在としてのNPOにとってアカウントビリティが重要なのは、いまひとつ、その成り立ちに起因する部分がある。これは**成果評価**と深い関係がある。

つまり、営利企業の場合には市場と価格メカニズムを通じて優勝劣敗が明らかにされる。良心的な商品を作っても売れないかもしれないし、俗悪な品物でも飛ぶように売れたりするかもしれない。しかし、それはそういうものとして受け入れられ、そういうルールを受け入れたもののみが市場に参加している。

また、政府・公的機関の場合には、選挙を通じて表明された民意、それに基づく法令による規制があり、公金の使途やその態様には一応の大義名分、あるいは歯止めがかかっていると考えることができる。

それに比べてNPOの提供するサービスは、必ずしも制度的に明示されていない市民の共感と支持を基盤とする、としか説明しようがない。したがって、アカウントビリティという物差しを常に当てはめて自制し、質的向上への努力をはらうことが必要になる。(お役所の情報公開についてさまざまな問題が発生しているのは周知の通りで、これもアカウントビリティそのものである。もちろん企業についてもアカウントビリティの要求は存在する。しかし、ここでの論点は制度的なフィクション、つまり建て前論についてのものであって、実体的側面は別の話になる。)

最低限制度的に整えているべき3つの要件は次の通りである。①経理関係書類の公開。少なくとも収入がどこからどれくらいあったか、そして何の目的でどんな事業にそれが使用されたかが明らかにされること。同時に外部の公認会計士あるいは税理士による会計監査と結果の公示。②内部意思決定、特に具体的事業内容の選定または確定は誰によって、どのように行われるかを明示すること。またその前提となる判断基準を事前に明示すること。③一定期間に、一定の事業範囲について、望ましくは部外者を含む**事業評価**を行い、かつそれを公開すること。

これはいうまでもなく、NPO活動の支持者であり、受益者でもある一般市民に対して「申し訳できる」ためにはどうあるべきか、という議論で

## あ

ある。しかし、わが国における広義のNPO、つまり公益法人などを含む**民間非営利組織**の中には、どこかの誰かさん（お役所であったり、親会社であったり、いろいろある。）のご意向だけが気になって、その人に申し訳できるかどうかだけが主な関心事になっているケースが少なくない。アカウンタビリティの一種には違いないが、望まれているものからは遠い。

いまひとつ、この言葉を操作的に定義して「答責性」ととらえる立場がある（井上）。これによれば、アカウンタビリティとは「責任を追及する実効的な手段」の有無を問うことになる。井上のあげている例は「強力な国際的環境保護団体が、マグロが絶滅に瀕しているとして、その捕獲禁止運動・マグロ参品ボイコット運動を（中略）成功裡に展開し、その結果、マグロ漁業とツナ缶製造を主産業とするある小国の経済を崩壊させ（中略）たとしても、この小国の国民はこのNGOの政治責任を追及する実効的手段を持たない」というケースである。鋭い指摘であり、**民間非営利組織の正統性**とのかかわりで大きな問題を提起する。ただしこの議論の陥し穴は、そうした実効的な手段がない、あるいはまだできていない時に、そうした活動を無責任なものとして排斥する議論と野合することだろう。

## [アドボカシー]

advocacyつまり特定の利益や関心事を、政治プロセスに反映させようとする運動のことで、おそらく「市民活動」に非常に近い。わりに狭いひとつの分野またはテーマ（single issue:動物愛護、身体障害者など）についてのものであることが多いが、複合的な立場である場合（消費者運動、米国の公民権運動など）もある。後者の場合には政党との違いがはっきりしなくなる。

また、同業者連盟や職業別の協会なども通例このグループに含まれる。したがって、どこまでが私益でどこまでが公益かは非常に曖昧にならざるを得ないが、わが国では**民法34条**による**公益法人**として、同業者の利益代表団体の性格が強い**社団法人**が認められていることからすると、母集団の数が十分に大きいか、加盟要件が相当に開かれたものであれば、**公益**であるとみなすということかもしれない。もっとも日本の同業者団体の場合には会員相互の親睦や連絡、さらには資格認定のような事業が中心で、利益代表としての行動、特にその政治的関心は少なくとも**定款**の上では表に出ないケースが多い。むしろ政治的関心が顕在化しないので、クローズド・サークル内の「利権」擁護を目的とする政治献金に偏っている、という批判も聞かれる。

他方、アドボカシーを活動内容とする**NGO・NPO**は数多い。これは志を同じくする人々の集団として、一定の意見や立場を表明すること

になる。それが支持者のそれを代表しているにとどまる場合は問題がない。しかし、必ずしも直接その組織の支持者ではない人々の意見・立場を代弁する、代理で発言する、と称するようになると、いかなる根拠で代表している (represent) といえるのかが問われざるを得まい。その客観的な指標や手法ははまだ十分に開発されているとは言い難い。さらに、そうした組織が制度的に意思決定過程に組み込まれるコーポラティズム的な動きにはさらなる問題がある (Ottaway)。

### [天下り]

退職直後に(多くは高級)公務員が民間の組織・団体の要職に就くことをいう。その弊害が明らかのため、公務員は退職前5年間に在職していた仕事と密接な関係にある営利企業に、退職後2年間は就職してはならないことになっている(国家公務員法102条)。ただし、政府関係機関や**公益法人**についてはこの限りではない、とされることから、高級公務員が比較的若年で退職する慣例があることもあって、再就職の受け皿としての**公益法人**を新設するインセンティブがここに存在することになる。新設・既存を問わず、その**公益法人**に存在意義がある限り、「天下り」は悪いことでも非難されるべきことでもない。高級公務員に優秀な人材を確保するための手段になるかもしれないし、行政の効率化に役立つかもしれないから、それはそれで議論されればよいことであろう。むしろ問題なのは、こうした一連の「風土」の中で、官庁外郭団体あるいは**行政補完型公益法人**が、**公益法人**の主流であり、本来の姿だと誤認されやすくなることである。

### [1%法]

個人所得税納税額の1%を納税者が指定するNPO(など)に寄付できる制度。1996年ハンガリー、続いて2002年スロバキアで導入された。ハンガリーでは、教会に対するこれまでの財政的支援に悪い影響を与えるのではないかとという危惧から、強い反発が示された。その結果、妥協の産物としてさらに別枠の1%を教会組織に寄付できることになった。同じくハンガリーのケースでは、NPOなら何でも寄付を受けられるわけではなく、3年の活動歴とか、税金の滞納がない、寄付を赤字補填には使わない、などの一定の制約がある。税務当局が管理する一連の作業の**レッドテープ**とか高コストに対する非難はあるものの、この制度による寄付総額は1999年には総額30億フォロント(約100億円)

あ

に達し、関係者からは画期的な制度であると評価する声も高い。  
(Nonprofit Kutatasok)

## [インターメディアリ]

Intermediary すなわち仲介機関のこと。

いくつかの機能を果たすが、代表的なのはNPO活動に対する資源(オカネ、人材その他)提供者と、それを必要としているNPOの間に入って資源の流れを円滑にするもの(たとえば経団連の1%クラブ)、あるいは進んで資源開発まで行うもの、また、情報提供に特化する(助成財団センター)、人材の教育・訓練、あるいはNPOの機能それ自体を社会に広報・周知するなど、さまざまなものが可能である。特に**政府、企業、NPO共同の活動**が視野に入ってくると、お互いの文化の違いや、意図のミスマッチが起りやすくなることから、こうした機能を果たす専門機関が大きな付加価値を持つことになってくる。企業セクターを考えてみればすぐわかるように、市場規模がある程度以上になれば、この種機能(証券取引所、また商社など)は必然であり、またこの種機関の存在が市場規模それ自体を拡大していくことになる。

日本では民間非営利活動の実態を反映して、インターメディアリはまだ萌芽期ともいえないような段階だが、米国、欧州などでは多種多様な活動が行われている。

情報や資源の仲介機能、つまり経済学でいうところの取引コスト(transaction cost)低減機能とならんで、いまひとつインターメディアリの重要な機能がある。それはとかく思いつきとか、一過性のものに終わりがちな「世のため人のため」の善意とか活動への参加意欲をかきたてると共に、継続性のある安定したものにする媒介項となることである。(「**社会装置化**」参照。)

## [営利]

普通は「財産上の利益を目的として活動すること。かねもうけ。」(広辞苑)という意味で使われる言葉だが、非営利組織とか、営利を目的としない団体の場合には、あがった利益を構成員で分ける、つまりprofit sharingという意味で使う。たとえばあがった利益を配当金として株主に分配したり、役員報酬のかたちで支給する、というのがこれにあたる。世間相場からみて著しく高額の給与や退職金を従業員に支払う、というのもこれにあたる。

これの反対が「**非営利**」。NPOを一般(営利)企業から区分する中心的な観念であるとされる。もちろんその前提には、企業とは利益の極大化を求めて行動する存在だ、という考え方があるわけで、企業が外部性(externality)の要因や、**よき企業市民**といった側面から利益以外の行動目標を持つようになると、伝統的な**営利・非営利**の区分はそれほど決定的なものかどうか、曖昧にならざるを得ない。

### [営利・非営利のクロスオーバー]

**営利・非営利**組織の間には、活動の目的、あるいは結果として発生する利益の配分をめぐる本質的な差異があるとするのが伝統的な考え方であった。しかし、米国の医療活動分野、あるいはエクアドルの銀行業務などに典型的にみられるように両者の境界線が曖昧になる、あるいはクロスオーバー現象が発生するようになってきた。ことは両者の活動領域の重複にとどまらず、新たな関係概念の設定にまで及ぶのではないかという動きもみられるようになった。

つまり、営利動機に基づいて合理的に行動する経済人というこれまでの常識をくつがえして、営利動機によらない経済活動のスペースが拡大すると考える。営利動機ではない新しい動機とは何か、についてはいまだ大方の同意を得るに至っていない。しかし、明らかにそうした現象が発生している。

典型的な事例はIT分野におけるリナックスである。周知のようにあのOSは参加者の無償の知的財産提供によって成立している。知的インフラが非営利原則によって構築されているわけだ。その上に付加価値をつけて営利行為としての商用ソフトが開発される。これを一般化して、知的インフラ構築は知的所有権の対象としない、つまり**営利**ではなく**非営利**の行為としてのみ認めることとし、そのインフラの上に付加価値をつけるものとして営利行為、すなわち知的財産権を認めることにする。そうした方が総体としての財の絶対量が増える、つまり社会にとつての富が増加するということが定量的に証明されれば、**営利・非営利**のクロスオーバーは新局面を迎えるのではないかということだ。

もちろん**非営利**の活動に従事する人々が、霞を食べて生きているわけにはいかない。その意味でリナックスをにわかになぜかの**公共財**としての知的インフラに拡大することには無理があろう。しかし、たとえば知的所有権に対する一種のトービン・タックスのような制度を導入することは理論的には可能であり、原資として少なくとも量的に十分であることを検証するのはさして難事ではないように思われる。

これとは別に、営利配分を求めない**非営利**組織にあっては、通常の会社の資本金にあたる活動原資、あるいは立ち上げ資金は(配当を求めない投資としての)**寄付**をあてにせざるを得ない。これはほぼ必

## あ

然的に、組織解散時の残余財産の関係者への配分を禁じる、という思想に連なっていた。善意の寄付者から頂いたオカネを仲間で分けてしまうとは何事だ、というわけである。しかし、ソーシャル・アントレプレナー、社会的企業(Social Enterprise)あるいは最近の英国における地域貢献会社(Community Interest Company)などが出現するようになると、配当を求めない投資と解散時の財産分与禁止が表裏一体の関係である必然性は薄くなってきていると考える人もいる。

またこれとは別に公・私を**非営利・営利**という見地から弁別する場合でも、このクロスオーバー現象は随所に顕著である。そのもっとも衝撃的な例は、これまで国家の専権事項であるとされた軍隊について、兵站から実際の戦闘行為に至るまで私企業(Private Military Force: PMF)化が進み、その世界的経済規模は10兆円を超えるという(Singer)。

## [SRI]

「社会的責任投資」を見よ。

## [NGO]

Nongovernmental Organization (非政府機関)のこと。もともと国連で、政府あるいは政府関係機関ではない組織がメンバーとして参加する時にこれを区別するために用いられた用語だが、その後**民間非営利組織**の「民間性」を強調して、**民間非営利組織**一般についても用いられるようになった。もちろん字義通り解釈すれば、株式会社もNGOだが、それでは意味内容がなくなってしまう。ちなみにわが国で途上国開発支援を中心とする海外活動に携わるものをNGO、もっぱら社会福祉、街造りなど国内活動を行うものを**NPO**と区別する用語法がかなり多い。別にそれはそれで目くらまら立てる話ではないが、国際的に汎用性のある用法ではない。

ところで「非」政府性については、NGOの政府に対する資源(主として資金)依存をめぐっていくつかの問題が発生している。そもそもNGOは**公共財**の供給を主要な目的とするものが多いから、活動原資の中に占める政府(あるいは公的セクター)拠出の割合が高くなるものが出現するのは当然である。のみならず、政府の側でもさまざまな理由からNGOを活用したい、という動きがあつてみれば、政府資金への依存率はいよいよ高くなる傾向にある。これを政府と**民間非営利組織**

との共同作業、役割分担ととらえれば**市民社会論**そのものであり、慶賀すべきことだ。非営利セクターの収入に占める公的セクターの比率が平均して43%になるとした上で、政府との効果的なパートナーシップ構築を望むレスター・サラモンの議論はその典型であろう。

しかし、そうばかりもいってられない場面が発生する。ひとつはドナー依存が強くなると、それが公的資源であれ民間であれ、ドナーの「顔色をみて」仕事をする。甚だしきはドナーの喜びそうな仕事しなくなり、という傾向が発生するのは想像に難くないであろう。さらには、それをよいことにしたドナーが、非営利組織の**ガバナンス**にかかわるような事柄にまで介入することも十分にあり得る。これが、QUANGO (Quasi NGO・直訳すれば準NGOか)あるいはGONGO (Governmental NGO!)などと揶揄される組織となって現れる。日本の**公益法人**のうち多くの**外郭団体**にみられる事態や、主務官庁による指導監督の底流をなすのは、まさにこのメンタリティである。しかも、これが前門の虎だとすれば後門には狼もいる。NGOに渡すオカネは国民の血税である。したがって、その使い方、使われ方に対しては徹底してオカミが目をはらすのは当然である。「カネを出すなら口も出す」のは当然ではないか。それが嫌なら公金なんぞ貰うな。自分で工面せよ。はては、税金を使うようなNGOはNGOではない、みたいな議論まで発生する。

しかし、オカミが税金を使って提供するサービスは、利用者にとってもっとも質の高いものであるべきだ。したがってオカミたるもの、自分でそれができるならばともかく、そうでなければそういうサービスを提供できる機関を見つけだして、そこに依頼・委託すべきだ。と考えれば話は変わってくる。NGOは、政府が自分でやるよりも、よりプロフェッショナルなサービスが提供できるか、機動性に富むか、その分野についての知識に長けているか、コストが安いか、さまざまな理由で選ばれることになる。だとすれば箸の上げ下ろしにまで注文をつけてせっかくの長所を骨抜きにするのが賢明かどうかは一目瞭然だろう。NGOの**アカウントビリティ**や**透明性**を問うのは当然としても、自分の意のままになることや、ましてオカミのなさりようを批判してはならぬ、などということが求められるわけではない。

さらに、公共サービス供給の原資は、税という形で一旦クニが吸い上げ、それを均需するというスタイルだけだろうか。納税者が直接に自らの選ぶ非営利組織に**寄付**する、という行為を通じて選択することも可能ではないか。あるいはその方がより良い**公共財**提供が行われるのではないか。と考えれば話をもっと変わってくる。これはほかでもないNGO・NPOに対する**税制上の優遇措置**の問題である。この考え方をとれば、NGO**原理主義者**の言うように、本来NGOは政府から(そして企業からも)独立した存在であるべきで、オカネなどを貰おうとすり寄りたりしてはいけぬ。自腹で、身銭を切って、あるいは自力のみで誰に頼まれたわけではない仕事をしてこそ真のNGOだ、というのは「ちょっと待ってください」と言いやすくなる。いわば税金の形で政府に「仮預

あ

け]してある原資を、本来の使い手に戻した、ということになるからだ。

実は「独立した」NGOという考え方は、20年ほど前まで欧米でも一般的な考え方だった。米国の非営利団体のアンブレラ組織 Independent Sector は、その頃のムードを的確に表現している。善意の市民によって支えられた、政府からも、企業からも「独立」した社会的存在、というわけである。その「神話」を打破したのが例のサラモンの研究なのは人も知るところだが、もちろんこれには社会的な背景もある。彼の言う「台頭する非営利セクター」、いわゆる associational revolution もそれだし、クニあるいは政府機能の見直しと市民社会論の復権もそれである。しかし、そもそもNGOのプロタイプは社会の「一隅を照らす」奉仕活動であり、個人の浄財・篤志家によって支えられるという事情がある。今日でもそうした活動は生き続けているし、その価値もいささかも衰えるものではない。だがこうした組織の機能が社会的に増大してくるにつれて、より高度な、より大きな、より専門性の高い活動も増加してくる。それはいいことばかりではない。組織が大きくなってくればNGOのもっとも嫌うはずの官僚主義も顔を出す。専門性の名に隠れてみずみずしい志が喪われることもあるだろう。手段が目的化したり、場合によっては組織拡大に狂奔するものも出てくるかもしれない。だからといって、NGOの機能と位置づけを否定し、原点復帰を唱えるのは、産業社会の病弊を指摘して18世紀の生活水準に戻せ、というようなものだ。

## [NPO]

Non Profit Organization (非営利組織)のこと。NGOが非政府性・民間性を強調するのに比して、NPOの方は非営利性を強調する。どちらももちろん一面的なのだが、ほとんど同義であると考えてよい。ちなみに非営利性ということならば、政府関係機関もNPOと呼んでもよさそうなのだが、民間性はいわば前提になっている。面白いことに「非営利組織。米国で発達。私的利益を目的としない民間の法人組織。税制面で優遇される日本の社団法人や財団法人などの非営利団体とは性格が異なる。」などという現代用語辞典があったりする。こんなに短い文章の中に明らかな誤りが3つもあるのも驚きだが、わが国におけるNPO認識の低さを端的に物語っている。

それはともかく、特定非営利活動促進法(通称NPO法)による法人のことをNPO法人と称するのが一般的である。



## [NPO法]

あ

「特定非営利活動促進法」を見よ。

## [ODA]

Official Development Assistance 政府開発援助のこと。Okane-Dake-Ageru の略ではない。普通はOECD(経済協力開発機構)のDAC(開発援助委員会)の定義する①中央・地方の政府機関によって途上国または国際機関に供与される、②途上国開発のための援助で、③援助条件である金利・据え置き期間・償還期間によって計算されるグラント・エレメント(GE・どれほど贈与に近いかを表す)といわれる数値が25%以下のものをいう。定義からも明らかなように、これは政府が税金と財政投融资資金を使って行うもので、民間の資金・サービスの供与とは関係ない。それをどうして本書で解説するかというと、ODA供与に際して草の根の声を反映させるべきだ、という意見の盛り上がりによって、(憲法89条抵触の問題は少なくとも表立っては議論されないうま)NPO参加の機会が増大しているからである。

日本のODAの場合、NGOを通じて供与・執行されるスキームは2つある。ひとつは相手国の現地NGOを主として念頭におく「草の根無償」といわれるもので、1989年に3億円ですスタートしたものが95年には30億円に拡大されてきている。いまひとつは日本の開発関連のNGOを支援する「NGO事業補助」で、これも1989年に1億円で発足したものが96年には10億円に増加した。1兆3,000億円を超えるODAに比べれば微々たる額であるが、着実に増加している事実は評価されてよい。

もっともこの状態に批判的な立場もあり、それによるとこうしたODAの中のNGO枠の急増は、ODA依存率が非常に高いNGO(ODANGO:お団子)を生み、それらのNGOはともすると関係官庁に迎合する態度が見られるという。もちろん資金供給源に対して卑屈な態度をとることはあり得ることだが、それを以てODAへのNGO参加を批判するのは本末転倒であろうと思われる。

それよりも重要な視点は、在外公館や在京の役人が直接NGOを選んだり、その活動を評価しようという非現実的なアプローチをどう変えていくかである。情報仲介機関としてのインターメディアリあるいは無数に存在するNGOの上部組織(umbrella organization)をいかに育成・活用するか、制度に組み込んでいくかということを検討すれば、類似の問題を抱える世銀をはじめとする国際機関や他の国のODAに対するお手本を示すことになる。

## あ

## [おまじない]

それを唱えるだけでなにごとかを説明したり、意見を表明したような気分になる不思議な効果を持った言葉。buzz word。NPOの世界には日常的に存在している言葉で、「**持続可能な開発** (sustainable development)」「**ネットワーク**」「**シビル・ソサエティ**」などはその一例である。そういう効用がある反面、時として、あるいはしばしば相手と同じ言葉をまったく違った意味で使っていることに気づかないことがあるから注意が肝要である。

---

か

か

## [会員制組織]

会員によって構成され、会員から徴集する会費によって成立する組織。メンバーシップ組織あるいはクラブ組織ともいわれる。NPOの一つの典型的な形態。

ある組織が**非営利**かどうかを問うのならば、その組織が**会員制**かどうかは大した問題にならないが、現在のわが国の法制では、その組織が**公益**を目的とするかどうかを問うから、問題になる。つまり**公益法人**は「不特定多数の者の利益を積極的に追求する」組織であれ、と言っているわけだから、会員制であることと不協和音が発生することになる。

公益目的を達成する(たとえばアフリカの飢餓解消)ためにメンバーが集まるのなら問題はない。しかし多くの会員組織は、同業者、特定職能、地縁の集団、あるいは比較的狭い関心領域などを中心で作られるから、なぜその組織が**公益法人**なのかについて、とってつけたような理屈を考えねばならない場合が少なくない。実態は同業者間の親睦、情報交換、場合によっては利益集団でさえあるものが、おしるし程度に奨学金を出したり、社会福祉に**寄付**をしたりすることによって大義名分を作ったりするのがこれである。公益法人制度の問題点のひとつである。

それ以外にも、NPOが**公共財**の提供をする組織である、と規定すると同様の問題点が発生する。つまり限定されたメンバーに提供されるサービスを**公共財**と呼び得るのか、その場合の条件は何か、という問題である。

また、会員制組織には解散時に残余財産の構成員による配分を認めるものが多い。そのこと自体は当然なのだが、これは、こうした組織に対する**寄付に税制上の優遇措置**を認めてはいけぬ、という議論と裏腹であるのは見やすいであろう。税金を世間より少ししか、あるいはまったく払わないで貯め込んだ資産を分配するというのは筋が通らないからである。

こうした組織は、上記のような定性的な問題以外に、最近になって別の問題を抱えるに至った。それは、古典的な意味での「会員」、つまり志を同じくする顔見知りのメンバーの集まり、といったクラブ的色彩が希薄になり、「寄付者」「支持者(サポーター)」という性格がより濃厚になってくることである。ダイレクトメールあるいはメディア広告などによる大規模広報と相まって、メンバー相互間の結びつきは極度に減少し、その新陳代謝は激しくなる。代わって、一握りのプロたちが**アドボカシー**団体としての機能を一手に引き受けて遂行する傾向が強くなってきている。(Putnam)

## [外郭団体]

## か

いろいろなお役所に関係の深い仕事を、そのお役所の指導の下に、多くの場合は資金的にもお役所に依存して行っている団体。あるいは「官庁や政党などの組織の外部にあって、これと連携を保ちその活動や事業を助ける団体」(広辞苑)。**公益法人**である場合が多い。行政機能を補完していると認識されることが多く、そのために設立認可が受けやすいともいわれる。このうち事実上の行政機能補完にとどまらず、法令などによってある仕事をするのを「指定」されたり、「推薦」されたりしているものは「**指定法人等**」と呼ばれる。700余り存在し、マカロニの格付け、ダンス教師の品位の保持など多彩な仕事を行っている。

幹部職員ほとんど、あるいは多くが官僚OBの**天下り**(tired and retired と皮肉られることがある)であることがしばしばある。「蜜の味」だと批判されたりするのは、社会的に必要性も必然性もないような仕事を漫然と、かつ非効率に行っていることが多いからである。データがわかりやすいかたちで公表されていないのははっきりしないが、外郭団体の数は1万数千、経済規模も補助金、委託費などの名目で直接税金を財源とするものだけで2兆円を超える。市民のイニシアティブで、生き生きと活動する民間非営利団体と、この外郭団体が同一視されているのがわが国の不幸である。

もっともお役所の「息のかかった」**NPO**とか、お役所の支配下にある**NGO**というのはなにも日本の専売特許ではなく、多くの国、特に発展途上国にはよく見られる現象である。設立される動機はさまざまだが、**告発型NGO**に対する対抗手段であったり、より多くの、あるいはより自由度の高い資金源を求めるためのものであったり、政府高官の引退後の地位を保証するためであったりするものが多い。しばしば冷やかしの意味を含めて**GONGO**(Governmental NGO)とか、**QUANGO**(Quasi-governmental NGO)と呼ばれる。

外郭団体のすべてが社会的に意味のない存在で、そうでないものみに意味があるのか、という点を決してそうは言いきれないところがむずかしい。社会的に見て意義ある存在かどうかの判断は、①提供するサービスが社会において求められているものであり、②そのサービスが最終受益者に対して有効に提供され、③供給する主体が自律的に判断し行動しているか、という3つのチェックにあると思われる。特に最後の点は組織の**ガバナンス**と称される。

ちなみに外郭団体でいちばん数が多いのは、地方自治体によって作られた**財団**で、特に昭和50年代以降急増している。地方自治体からの委託費・補助金などに対する依存度が高い。

(「**特殊法人**」を見よ。)

## [確信犯]

もともとは刑法で道徳・宗教・政治的な確信に基づいて行われる犯罪のこと。一般に軽く使う時には、思い込みによって結果お構いなしになにかをやってのける、というくらいの意味。NPOの世界にはごく普通に見られるタイプである。「信じ込んでやってるんだからしょうがねえなあ」で済む場合が多いが、そうでないこともある。

たとえば環境NGOの中には有機農法、いわゆる無農薬農法による環境保護を熱心に推進するものが少なくない。日本の都市周辺で野菜を作ったり、肥沃な東南アジアあたりでは大いに結構な話だが、これを世界規模に拡大して食糧生産から化学肥料を追放する、ということになるとかえって環境破壊の確信犯になる。というのも、世界人口増加の趨勢が避けられないものであるとすれば、従来のままの生産性を前提とした農法によってその人口を養おうとすれば、耕地面積を増大させるほかはない。21世紀中に世界人口が2倍になるという予測がある。食糧消費が2倍（動物性蛋白に対する需要が増加することを考慮すれば多分それ以上）になることを意味する。現在世界の耕地面積は約19億エーカー。これを2倍にしようとしても第一にそんな土地はない。仮にあってもそのための森林伐採、生態系破壊などなど、環境保護論者にとって悪夢のシナリオになる。

か

## [ガバナンス]

行動についての判断と管理を自律的に行うこと、行っている度合い。governance。また、より広い意味で、経営判断にあたって考慮に入れる要素とその重要度のこと。前者の場合には自治能力・自主管理能力（self governance）という意味合いが強く、たとえばあるNPOが運営のための資源をほとんど他の組織に依存し、その結果事業計画の策定から実施に至るすべてをその組織に言われた通り行うとすれば、そのNPOにガバナンスはない。たとえ資源提供を受けていても、自主的・自律的に事業を遂行していればガバナンスはある、ということになる。後者はたとえば、日本企業のコーポレート・ガバナンスにあたっては株主に対する配慮が比較的少ない、というように使う。

## [官僚主義]

か

マックス・ウェーバーは専門職としての官僚を評価した。また明治維新以後、特に第二次大戦以降のわが国の官僚の果たした役割についても(いくつかの異論はあるものの)一定の評価がなされていると言ってよい。「ぜひ言っておきたいのは、有能で忠誠心に富む官僚機構は、米国にはない日本国民の財産と見るべきだということです」〔オキモト〕しかし同時に官僚の基本的な属性について批判や不満が多いのも事実で、特に官僚的、官僚主義といった表現はそうした文脈で用いられることが多い。

官僚主義とは、ウェーバーが官僚の専門性としてあげた規則による秩序、ヒエラルヒー、文書主義などの美点のいわば裏返しであって、形式主義、前例尊重主義、縄張り意識、重箱の隅をつつくような訓詁主義、融通のなさ、文書主義といった態度一般を指す。(たとえば「権威づくの、杓子定規の、上意下達の、ことなかれ主義の、要領のいい、人間味のない考え方」〔半藤〕あるいは「先例踏襲、繁文縟礼、瑣末主義、事大主義、責任回避、尊大横柄」〔本田〕)ということは別に官僚に限ったことはないわけで「あいつは官僚的だ、やりかたは官僚主義そのものだ。」という悪口はどんな会社でささやかれても不思議はない。特に「官僚機構は昔から自分の過ちに学ぶことがないと決まったものだ」(フリードマン)という側面は、上記のようないくつかの特徴とともに、困ったことにNPOの世界でも時として見られたりする。それが官庁外郭団体だというならば、これは似たもの同志だから仕方ないとしても、大型のNPOや人格なき社団で見かけることも稀ではない。多くの場合、大真面目で、時として使命感に燃えてこれに陥るのを特徴とする。

## [機関助成]

助成財団などが助成金を交付する場合、あらかじめ定められた方針にしたがって行うのを常とするが、そのうち、ある組織の運営一般について、特に用途を限定しないで交付されるものを機関助成あるいはジェネラル・グラント(general grant)と呼ぶ。これに対して、個々のプロジェクトを対象としてその実行を支援する、というのが**プロジェクト助成**で、こちらの手法をとる場合が圧倒的に多い。これは、助成団体の側に、**事業評価**がしやすいとか、用途目的がより明確であって助成団体の掲げる活動目的との整合性が一目瞭然である、といった理由があるほか、助成手法とも関連する。つまり、多くの財団は一定額の助成金を「**渡しきり**」(lump sum)にするやり方をとらず、実際にかかった費用を支給する**精算助成**といわれる方法をとるものが多い。したがって、機関助成よりは**プロジェクト助成**の方になじみやすい。

ちなみに公的助成機関では、会計検査の関係もあって機関助成には消極的なほか、実際にかかった経費を後で支給するという**精算助成**を行うケース(たとえばODAによるNGO支援)があり、これは資金不足に悩むことの多いNGO・NPOからは評判がよくない。使う方からみれば、**渡しきり**の機関助成が一番使い勝手がよいのは当然で、より効率的な事業運営のためには、助成する側もそのニーズに応えることが強く期待されている。同時に機関助成にあたっては、使い手の側の**アカウンタビリティ**が求められる度合いはより強くなる。

## [企業寄付]

NPOが活動原資を他に求めようとするれば、公的資金、**個人寄付**と並んで**企業寄付**が大きな役割を持つ。特に税務統計に現れた民間寄付はそのほとんどが**企業(法人)**によるものであってみれば、なおさらその意味は大きい。日本の税制は**企業寄付金**についてかなり寛大である。国や地方自治体に対する**寄付**、特に財務大臣の指定する一時的募金活動の2つについては**全額損金算入**できるほか、一般の**寄付**については**資本金の0.25%と所得金額の2.5%を加えた額の半分**までは**損金**として認められる。これとは別に**特定公益増進法人**に対する**寄付**も一般寄付と同額まで認められている。ということは、一般寄付と特増寄付だけで、上場企業の場合**資本金が20億円として500万円、所得50億円として1億2,500万円**。あわせて**1億3,000万円**が寄付金控除限度額ということになる。

ただし、日本の法人企業で寄付金を支出しているものは**1割**に満たず、寄付総額は**5,600億円(平成3年)**、平均して所得の**1%前後**である。

## [企業の社会貢献]

「**よき企業市民**」を見よ。

## [企業の社会的責任]

もともとは**企業行動の「負の外部性」**に対してその責任を問う考え方。典型的には**企業活動に伴う有害物質の排出**などに対して規制や

## か

罰則などを適用するケースに見られる。

1990年代に入り、企業活動の反社会性がより広い角度からとらえられるようになった。たとえば先進国企業が途上国に直接投資によって製造拠点を設けるような場合、そこでの児童労働や女性差別といった人権の視点からの問題が**告発型NGO**あるいは国際NGOなどによって指弾されるケースがこれである。最近**CSR** (Corporate Social Responsibility)として喧伝されているものも、この一変種であり、四半世紀前の**よき企業市民**とほぼ同根の考え方で、**おまじない**のリフレーズと考えてもよい。後者がよき市民として認められ、支持されたい、という色彩が濃いのに比して、こちらの方は上述の途上国における企業の反社会的行為(幼児労働、劣悪な労働条件と低賃金など)の糾弾、さらには製品不買運動などに対する反応として始まったという経緯もあって、無罪の証明とか、積極的に価値を先取りしていこうという姿勢が強いかもしれない。企業市民については、**NPO**によるレーティングとか、評価の結果ベスト何社の発表といった穏やかな落ち着いた場所が多かった。それに比して**CSR**では**SRI**などのように(特に米国では)企業経営者の業績評価に連なるような大きな余波があるという違いもある。とはいえ、多くの場合しよせんは**倫理綱領**と同じように自己申告・自己規制の枠を大きく超えるものではない、という見方もある。さらに告発する**NPO**の側の**アカウントビリティ**はどうなっているのか、**利己行為**のおそれはないか、などの問題も指摘される。(Kapstein)

最近ではこれにとどまらず、企業行動の3つの成果(triple bottom lineすなわち財務・社会・環境)を問う基準あるいは**倫理綱領**が、国際機関を含むさまざまな組織によって提起されるに至っている。特徴的なのはこうした動きが多くの場合**NGO**によって問題提起される(GRI: Global Reporting Initiativeはその代表例である)ことで、特に予防的な基準監視(watch dog)にはほとんど**NGO**が関与しているといっている。ことここに及ぶと、これまでのような**おまじない**のリフレーズを超えて、一種の世直し、あるいは**確信犯**の趣きを帯びるに至るものも出現してくる。

ただこれら綱領などに対する違反行為への告発・糾弾が一筋縄でいかない話なのも事実で、たとえば先に触れた児童労働禁止国際世論の結果、国際企業はいくつかの国で18才未満の労働者を雇用しないことになった。しかし現実には、義務教育(それでさえ就学率が100%ではない)を終えた児童とその家庭が収入を求めている事態は変わらない。すると、彼(女)らはより労働条件の悪い職場が街頭の仕事にしか就けないことになる。あるいはこうした企業と**NGO**の関係のなから、両者の依存関係が発生する、といった事態を指摘する(Kapstein)声もある。

また、企業の長期的広報戦略、あるいは**おまじない**のレベルを超えて、企業あるいは資本主義の本質にもかかわる要求をぶつける、あるいは企業のトップが自らにそうした義務を課する、ということになると、それは本来の企業行動を阻害するものであり、有害な行動だと



いう主張(Henderson)あるいは経営者による株主利益の窃盗だ(Sternberg)という意見さえみられるようになる。企業の長期的利益との因果関係が別途証明される必要がある、という議論である。こうした「社会的責任」を企業が引き受ける、という内容と程度が、伝統的な企業経営の「常識」の枠を超える場合(あるいは長期的利益との関係が明白ではない場合といってもよい)には、おそらく明示の形で株主総会に諮り、その承認を受けるのが望ましいと思われる。

---

### [寄付]

「企業寄付」および「個人寄付」を見よ。

---

### [寄付行為]

「定款」を見よ。

---

### [休眠法人]

「長期間にわたって事業活動を停止し、理事の所在も必ずしも明らかでなく、単に登記簿上の存在に過ぎない法人」。昭和42年(1967)の行政監察の結果、こうした公益法人の存在が多く発見された。しかも、公益法人に対する税制上の優遇措置に着目して、こうした休眠法人あるいは幽霊法人の売買が行われることもあって、注目を集めるとともに、その整理解消が急がれることとなった。それから30年経つ間に整理に対する努力も払われて、それなりの実績もあがったが、依然として全体の公益法人のうち6~7%(2.6%程度だという資料もある)が休眠状態にあるといわれる。

この問題には2つの側面がある。1つは休眠状態になる公益法人が発生すること。さらにはそれにどう対処するか、ということ。第2にはそうした法人の売買にどう対処するか、という点である。

まず第1の休眠状態になる法人の発生は制度上必然的である。つまり、民法34条が「公益」性の有無を法人設立の要件にしている以上、ある時代に高度に公益性が認められたものが、時代の推移と共に必ずしもそうでなくなるのは当然のことだからだ。たとえば50年前には

## か

外地からの引揚者は大きな社会問題であり、これに対処する**公益法人**は設立が認められて何の不思議もなかった。それが今日何の意義があるかは自明だろう。そうした団体が取り得る途は、新たな「公益」問題を発見してそこに新たな存在意義と活路を見いだすか、解散・休眠・消滅の道をたどるかどちらかしかない。

前者については**寄付行為(財団)**あるいは**定款(社団)**の変更を必要としよう。これは主務官庁の認可を必要とするから、その判断いかんということになる。**公益法人**設立の認可制度の是非は別項に譲るとして、民法上に**定款**変更に関する規定のある**社団法人**の場合とはとまかく、**財団法人の寄付行為**の変更について、特にその目的の変更については否定的な意見が多い。つまり設立時に一定の目的が明記されているのだから、その目的を達成し、あるいは達成が不可能になった時には**財団法人**は静かに消えていけばよい、というわけである。特に遺贈によって設立されたような時には、故人の遺志を後でどうこうするのは適当ではない、とされる。まことにもともと議論であり、存在意義を喪った後も漫然と存在している役所や**特殊法人**が存在するのに比べると潔いことこの上ない。

ただ、1つだけ問題があるのは、こうして消滅する時に残った財産がどうなるかという点で、類似の目的を持った**公益法人**に**寄付**するか(これにもお役所の認可を要する)、あるいはクニに帰属してしまうことである。お役所仕事にまかせておけない、と私財を投じた人の遺産が国庫に吸収されてしまうのは皮肉な現象かもしれない。

消えていく方は商法上の組織、つまり株式会社などと基本的には同じで、法律の規定にも3年間活動していなければ設立許可を取り消すことになっている。お役所が何らかの理由でそれをしなかった、というのも株式会社のケースと同じで、別にことさらに問題にすることもないだろう。

上記の3つの途はいずれも**公益法人**が自らの意思でそうする、と決意した場合のことである。監督官庁がある**公益法人**の公益性が失われたからといって、解散命令が出せるかどうかについては、法律の条文上必ずしも明らかではないのみならず実例がない。また、公益性が失われむしろ営利会社として継続した方が適当である、という時にどのような手続きで移行したらよいかについても定説がない。

第2の売買の点だが、これは問題を2つに分けて考えた方がよい。1つは、休眠中の法人を見つけだし、開いてもいない**理事会**が社員総会を開いたことにして「合法的に」だれかが理事や責任者に就任したことにして生き返らせる、というもの。正確に言うとなんか偽装した状態をお役所に届け出をし、活動を復活すること。その裏に何らかの思惑やオカネの動きがあるのが普通だろうが、それはとりあえずここでは関係ない。これは実体のない架空のプロセスを捏造することによって、見かけの上で合法的な手続きが発生したかのように振る舞っているだけのことである。なにも**公益法人**に限ったことではなく、株式会社についてだって起こり得る。その登記を受け付けるかどうか、受け付けてし

まった登記に対抗力があるかどうか、偽りだと判明した時にどんな処置が可能か、というだけの話である。

もう1つは、**公益法人**の新設がやたらむずかしかったり、民法がどうやら**公益法人**の合併とか吸収を予定していないらしい、という事実から派生する事態である。たとえば新たに**財団**を作るよりは、既存の**財団**に出捐(オカネを出すこと)してその**財団**を「乗っ取り」、そこで活動を開始する方が簡単だからそうする、という話である。ふたたびこれも役所の認可にかかるから、その判断いかんのだが、既存の団体の**理事会**がそれを歓迎しているのならば、特に問題はないだろう。ウラでカネが動いた、とか、理事が職務執行に関して背任にあたるようなことをした、というのはもちろん別の話である。

総じてこの種の話がマスコミなどに登場すると、お定まりの「監督官庁は何をしている」から始まって、規制・管理強化の大合唱になるのを常とする。悪いことをするヤツはけしからん、というのも事実だし、できないように「しかるべく」予防措置を取れ、というのにも一理はある。しかし、おそらくは事後の罰則規定によって予防効果を期待する方がコスト効果は高い、というのが真実に近いのではないか。

---

## [行政補完型公益法人]

「外郭団体」を見よ。

---

## [許可主義]

「準則主義」を見よ。

---

## [曲学阿世]

真理を曲げた不正な学問をもって権力者や世俗におもねり人気を得ようとすること(広辞苑)。史記儒林伝。いささか旧聞に属するが、昭和25年(1950)に全面講和論を唱えた南原繁・東京大学総長のことを吉田茂首相がこう呼んだ。おもねる相手に事欠かないのはいつの世でも同じだが、最近は手が込んできて、不正な学問どころか学問めいた装いを身にまとうことによってもっともらしさを演出し、実は世論傾向に迎

合、あるいは低俗な露悪趣味に媚びようとするものが少なくない。

か

### [清く正しく美しく]

宝塚音楽学校の校訓。小林一三作と伝えられる。読んで字のごとしで解説を要しないが、これがNPO本来のありようである、あるいはあるべきだ、と考えている人が決して少なくない。ついでに「貧しく」とでも付け加えればもっとリアルかもしれない。こちらの方には、清貧という言葉（行いが清らかで私欲がなく、そのために貧しく暮らしていること〔広辞苑〕）もあるのだが。さて、こうしたあり方は尊敬すべきものであり、別にそれはそれで構わない。しかしNPOの存在意義がここにある、ということになると、本末転倒の嫌いなしとしない。

というのも、NPOの中に、社会の片隅で良いことをしている小さな集団（再びそれはそれで結構なことである）から脱して、公共財提供に関して大きな社会的機能を果たす専門家集団となるものが発生するのは必然だ。その場面で、この校訓に照らして「それはいかがなものか」という議論が発生したり、だから「あれは本当のNPOではありません」式の原理主義者の標的になったりする事態を考えてみればよい。さらにNPOの非営利性、つまり利益を構成員で分配しない、という基本原理と野合すると、NPO関係者は薄給に甘んじるべきだ、ということにもなりかねない。

資源不足に悩む日本のNPO界にあっては、今のところあまり実益のない議論であるが、プロフェッショナリズムを尊ぶ集団に成長する場面では、どうしても一度クリアしておかねばならない通過儀礼であると思われる。

ところが困ったことにわが国では、渡りなどの名で呼ばれる清くも貧しくもない天下りの風習が存在している。これをNPO一般に拡大する議論はもちろん当を得ないのは明らかだ。しかしそうした風習の温床となる外郭団体の存在、さらには公益法人・性悪説の風土を重ね合わせた時に、この通過儀礼を過去のものにしよう、という主張がやや迫力に欠ける展開になるのも事実である。

### [挙証責任]

〔法〕訴訟上、ある事実の存否が確定されない場合、存否いずれかに仮定して裁判がなされるが、その仮定によって一方の当事者が受ける不利益な負担をいう。民事訴訟では事項により原告と被告に分

配され、刑事訴訟では原則として検察官が負う。」(広辞苑)

有罪であることが証明されるまでは無罪だ、という**推定無罪**の原則もこれである。わが国では必ずしも浸透した考え方ではなく、警察に逮捕された段階で会社をクビになったとか、社会的に糾弾を受ける、というのはさして珍しいことではない。非営利法人の所得が原則課税か、原則非課税か、というあまり生産的ではない議論も、実はここに原因がある。非営利法人としてふさわしくない活動をしている、と(税務署が)証明しない限り無税なのか、ふさわしい活動をしていると申告・証明しない限り課税されるのかは大違いだ、というわけだ。

これと似て非なるものに、ピンクの鯨、あるいはユタヤ人陰謀説がある。どちらもそんなものが存在しない、ということは証明のしようがない。

### [草の根]

グラスルーツ(grass roots)の訳語。社会の底辺をなす民衆。庶民(広辞苑)。もともとは20世紀初めに米国で、都市部に対して農業牧畜地区を指した言葉。後に転じて、政治・経済的集団としての農牧民、さらには一般民衆・大衆・庶民の意味で使われるようになった(Collins)。ちなみに日本語でも「葉の影になって見えない草の根も」(広辞苑)という意味がある。

### [憲法89条]

公金または公の財産を宗教団体、または公の支配(control of public authority)に属さない慈善、教育、**博愛**の事業に対して支出あるいは利用することを禁じる。文字通り読めば国による私学助成は憲法違反ということになるが、通説は「公の支配」をゆるく解釈して、法律によって設立や運営にある程度の国の関与があれば、それで公の支配に属しているとする。これまでに問題になったのはこの私学助成と、神社仏閣に対する祭祀料と文化財保護のための支援で、**公益法人の慈善・博愛**の事業に対する支出は司法の場で取り上げられことはないが、おそらく同様の解釈で問題なしとする、と予想される。

しかし、仮にこのゆるめられた解釈を取ったとしても、国内法に何らかの定めのある**公益法人**などはともかく、何の法律の定めも受けないNPOとか、海外のNPOに対する支援はどうががんばって解釈改憲をしようとしても無理がある。ODAの草の根無償も憲法違反の匂いが強いと言わねばならないだろう。

解釈改憲というのは、為政者による恣意的なご都合主義を迫認するという色彩が濃いこともあり、国際的なNPO活動の高まりの中では、正面きって憲法改正をすべきではないかと思われる。

### [原理主義]

宗教において、聖典とされる文書(キリスト教のバイブル、イスラム教ではコーラン)以外に権威を認めず、その一字一句を忠実に信じ、実行しようとする立場を指す(Collins)。俗に使用される場合には、狂信者とか、融通の利かない原則主義者、といった意味にもなる。もちろん後の方の意味だが、NPO界も原理主義者には事欠かない。「ボランティアはすべて無償であるべきだ」「NPOは企業や政府のカネを受け取るべきではない」

### [権利能力なき社団]

権利能力というのは、権利義務の主体になることのできる法律上の性格のこと。法人格ともよばれる。何らかの法律に基づいて設立され、法人として活動しているNPOには**公益法人**、**社会福祉法人**、**学校法人**などのほか、平成10年、13年にそれぞれ成立した**NPO法**、**中間法人法**によって認知されるものがある。(後者については平成13年12月現在実例はまだない)新しい法律ができる以前は、NPOが法人格を取得しようすれば**民法34条の公益法人**によるほかはなかったが、この設立がきわめて難しいため、多くのNPOは法律的に何らの規定や保護を受けることなく存在せざるを得なかった。そういう団体を一括して**任意団体**、**人格なき社団**、あるいは**権利能力なき社団**と称した(権利能力なき財団というのも理論的には存在する)。法律の保護を受けないというのは、具体的にはたとえば登記ができない(不動産登記法36条)し、団体として印鑑証明がとれない(同施行細則41条)。もっとも裁判で訴えたり訴えられたりすることは可能(民事訴訟法46条)だし、面白いことに税法上は法人とみなされる(国税徴集法3条・法人税法3条)から、まったく権利義務から見離されていたわけではない。

これまで法人格を取得する途がないため**任意団体**の地位に甘んじるほかはなかった外国のNPOはじめ、多くの団体が新法によって権利能力を取得することが可能になったことから、今後も**任意団体**として存続するしか途がないのは、時限的な性格の強い組織、あるいは一過性のグループのようなものに限られることになるとと思われる。

## [公益]

か

不特定多数の者の利益、という意味であるとされる。ちなみにこれは官庁によるいわゆる有権解釈であって、それ以上のものではない。さらに、これは厳密に言うとかかなりいい加減な定義で、「不特定」というのはどこまでか、たとえば、ある親族だけ、ある地域だけ、ある学校の卒業生だけ、ある国だけ、女性だけ、のどのあたりで線が引けるのかあまり明快ではない。多数というのも同じ。その結果どういうことが起こるかという、人口195人(2006年)の東京都下青ヶ島村出身者を対象とした奨学金事業は従来の例によれば公益性が認められるのに対し、会員100万人を号する日本大学校友会の類似事業は共益であって公益ではない、ということになる。いかに「不特定多数」という従前の定義が空疎なものであるかの一例だが、今回の公益法人制度改革はこの定義を踏襲した。

もともとは私益に対する言葉だから、私益とは何かという方から追いかけるのがよいのかもしれない。公の字の「ム」というのは私のことで、「ハ」はそれを否定する意味であるという。つまり私の観念が先にあって、後に公という観念が発生したことになるという(本田濟)のだから、なおさらその感がある。私益とは「私」の利益、つまり自分の、お身内のお仲間のための利益を意味する。とすれば、そうしたもののためには、世のため、人のため、というのに限りなく近いことになる。

しかし、世のため、人のためか。つまり、何が「公益」か、という認定の内容も時代の制約から自由ではない。したがって、ある時代には「公益」として振興することにおおいに意味があったことでも、まったく意味を失ったり、逆に営利企業の分野になってしまったりすることもあり得る。たとえば、自動車教習所が公益法人として認められているのがおかしい、というのがよく例にひかれる。しかし、モータリゼーションが始まりかかったころに、ほかの交通手段に乏しい町村で採算を度外視して開設された教習所は、立派に公益のために貢献していただろう。おかしいのは、それが漫然と今日まで「公益」法人として認められ続けていることの方である。

民法34条は営利の反対、つまり非営利の代わりに公益というコンセプトをおいた。理論的には非営利の方がわかりやすい。のみならず、営利対公益という区分の実益がもたらば税制上の優遇措置をめぐって議論されるだけに、本来市民の立場からなされるべき公益の認定にいらざる官の介入を招いた。

「公益」目的のものを、そうでないものから区別する必要があるとすれば、受益者が不特定であるか、あるいは十分に多数であること、均質のサービスを同時に供給することを保証すること、と理解した方がよいように思われる。その方が、公共財を供給する組織としてのNPOを明確に定義し得るからである。具体的には、(1)非営利の組織であって、(2)もたらば構成員の福利向上を目的にするものを除く、それを「公益」と観念すればよい。

ちなみに、公・私の区別というのは、本来官・民のそれとは異なってし  
 かるべきである。つまり、公であるからといって、必ず官が行わねばなら  
 ないという必然性はない。ところが、これが安易に混同される結果、**公益法人イコール官庁外郭団体**といった理解をもたらす風土を作ってし  
 まっている。

### [公益信託]

個人あるいは企業が公益目的のためにオカネを出して何かをした  
 い、と考えた時に取り得る1つの方法。そのオカネを受託者（信託銀行  
 であることが多い）に預けて、どんな目的のために、どのように使ってほ  
 しいかを契約する。通例受託を受けた機関（または個人）はその目的  
 を果たすのにもっともふさわしいと思われる組織に実行を委託したり、  
 アドバイザーとしての委員会を組織して使い途を決めたりするのが普  
 通である。この制度ができたのは大正11年（1922）だが、第1号が誕生  
 したのは20年ほど前のことである。それ以来設立は500件を超え、資  
 産総額も500億円余。信託法66条による。公益信託には法人格はない。

### [公益法人]

民法34条の定める法人類型。「公益」に関する法人で「営利」を目  
 的としないもの。財団法人と社団法人の2種類がある。平成9年（1997）  
 現在で団体数は2万5,000、総予算規模は20兆円に達する。公益法  
 人は、世界的にみて最近その活動が注目されている**第3セクター**、つ  
 まり政府でもなければ企業でもないいわゆる民間非営利団体の典型  
 的存在のはずなのだが、日本ではお役所の**外郭団体**、といった体のも  
 のが非常に多く、おそらくは先の団体数のうち6割前後がそうであらう  
 とされる。「であらうとされる」という表現からも明らかのように、この分  
 野の資料・数字は公表されることがきわめて少なく、平成4年（1992）に  
 NPOによる「公益法人アンケート調査委員会」がその活動規模を明  
 らかにするまではほとんど暗黒大陸ともいべきありさまであった。「で  
 あった」というのは早計で、現にその状態はまだ継続している。

というのも平成7年（1995）までは、先の委員会の推計も、そしてその  
 後に発行された政府公刊資料でも、公益法人の総予算規模を年間  
 10兆円余りであるとしていたが、突如平成8年にそれが20兆円余り  
 であるという政府資料が公開された。1年間で活動規模が倍増したわけ  
 でも、新設の公益法人がそれほど発生したわけでもない。これまで推



計から洩れていた法人が浮上したようである。浮上した法人には年間支出規模が1,000億円を超えるもの、不動産関連業務を行うものなど、新たな発見が多い。徐々に公益法人の実態が明らかになるのは、NPOの透明性の確保という見地からも大変結構なことである。

平成18年(2006)の**公益法人制度改革**の結果、**準則主義**によって自由に設立された非営利法人のうち、公益等認定委員会によってその事業あるいは組織が公益性を持つ、と認定を受けたものが公益法人ということになる。

制度が変わって看板が多少模様替えをしたからといって、本質がにわかには変わると信ずる理由もないが、少なくとも実態が改悪にはならないようにしたいものである。

## [公益法人課税]

「**税制上の優遇措置**」を見よ。

## [公益法人指導監督連絡会議]

**公益法人**の設立、監督事務をさまざまなお役所が統一的行うようにするために、昭和60年(1985)に総理府に設置された会議。メンバーはすべて高級官僚である。なお平成8年(1996)9月20日に「公益法人の設立許可及び指導監督基準」が閣議決定され、それに基づいて関係閣僚会議幹事会なるものの申合せ(同12.19)によりその運用指針が定められている。

**公益法人**は**民間非営利組織**の代表的存在として、よりよい社会建設のために生き生きと活動するのが本来のありかたである。しかし、一方では民間の公益活動の低調さとそれに伴う国民の認識の薄さ、他方では**税制上の優遇措置**を利用して営利活動の隠れ蓑に**公益法人**を使ったり、乱脈経営、さらには**休眠法人**の売買、存在意義の疑わしい官庁**外郭団体**の存在などから、さまざまな不祥事が発生する都度世間の注目を集めるにすぎない存在になり下がっていた、といわれてもしかたない時期が永かった。そうすればお役所の手による監督の強化、運営の改善という声が強くなるのは自然の成り行きで、昭和42年(1967)以来、数次にわたってこの種の動きが見られている。

きっかけがきっかけだけに、どうしても**公益法人**というのは放っておくと悪いことをしかねない(**性悪説**)とか、**公益法人**の意思決定機関というのは自主的な判断能力はない、と考えているとしか理解しようのな

## か

い内容が多い。公益法人、特に財団法人には意思決定機関である理事会に対して、有力な牽制機関がないから役所の監督が必要だ、という意見もあるし、また、中には運営に問題のある団体も現に存在しているわけだから痛しかゆしのようなところはあるのだろうが、一網打尽に細部にわたって指導監督しようという姿勢は感心しない。

一例をあげれば、昭和61年(1986)の「公益法人の運営に関する指導監督基準」は、公益法人の基本財産の管理運用について安全確実な方法で行え、と言い、その他の資産は安全有利な方法をとってもよい、とする。そして定期預金や土地(!)は安全確実でよいが、株式や株式投資信託はダメ。運用財産については社債くらいはよいだろう、とする。基本に流れている思想は元本が減る可能性があるもの、リスクのあるものはいけない、安全確実にやりなさい、ということである。その限りではごもつともな意見のように見えるし、この「基準」を作成した人々の意図も、多分そのあたりにあるのではないか、と思われる。しかし、その良き意図にも関わらず、この内容は二重、三重の意味で間違っている。

基本財産の維持・拡大がいちばん大きな意味を持つ財団法人に例をとりよう。まず第1に、財団法人にとっていちばんこわいのは、インフレによる基金の実質的な目減りである。20年、50年、さらにはもっと長いレンジでとらえたときに、基金元本を名目的に維持しただけでは、実際には消滅せざるを得ないケースは決して稀ではない。この見地からは、「基準」お勧めの銀行の定期預金よりは、株式投資の方がはるかに優れているのは数字が証明している。

そして、さらに大事なことなのだが、こうした危惧を含めて財政状況、資産運用にもっとも関心があり、意を用いているのは(当たり前だが)当の財団法人自身である。ある程度以上の基金を持っていながら、アセット・ミックスだ、ポートフォリオだ、という話に無関心な事務局が今どきあるとは考えにくい。それに対して、小学生をさとするやうなやり方は、いかがなものか。

3番目に、とはいいいながら、株式価格は上下する。すべての資産をストレートにある株の購入に投入してしまったら、日本の配当性向では事業運営もおぼつかなくなる団体も出てくるだろう。それを承知の上で、おやりになる財団がそんなに多いとも思われないが、仮にそれが心配ならば、節度(prudence)の尺度くらいは作ってもよいかもしれない。あるいは株式保持を通じて企業支配を意図したり、投資によって巨利を得てため込んでしまうのがいけしからん、というのなら、保有資産の何パーセントか(たとえば長期金利相当分)を公益目的に支出すべし、と定めればよいだけの話である。結果について義務を課すればすむ話を、いちいちプロセスに介入しようというのは市場原理に反しようというものだ。こうした基準を策定する場合でも、指導監督するお役人が何人か集まって作るのではなく、市場に通曉している人々、財団界からも討議に参加し、そして外国事情も調べるくらいのことはすべきだろう。もちろん何年かに1回は見直しもすべきなのは当然である。そうす

れば木で鼻をくったような話ではなく、対象株式は二部上場でもよいのか、デリバティブはどうか、債券の格付けはAAでもよいのか、といった話になるはずである。節度ある財団はもうとくにそんな内規は持っている。

この一例からも明らかなように、自主性を持って自律的に業務運営を行う**公益法人**（これが原則であるべきことは当然であろう）以外に、何らかの理由で常時管理監督の対象としておかなければならないものがあるのだとすれば、そちらの方を例外的に指定するというのがあるべき姿ではないかと思われる。

---

### [公益法人制度改革]

「中間法人法」「民法34条」を見よ。

---

### [公益法人の資産運用]

「公益法人指導監督連絡会議」を見よ。

---

### [公共財]

民間非営利組織の提供するサービスは基本的に公共財の性格を持つといわれる。これを一般的に「公共のためになる」財とか、「世のため人のための」サービスという意味で使うのであれば、ほとんど「公益」のため、ということと大差がない。そうではなくて、これに若干違った意味を持たせる場合がある。

公共財というのは経済学の用語で、社会において必要とされながらも、市場において価格メカニズムに任せておいたのではうまくいかないようなサービス一般を説明するために考え出された。それではどんなものがうまくいかないかという、多くの人が同時に利用することが可能で、対価を払わないで利用する(タダ乗り)のを防ぐことができないか、防ごうとするとかえって途方もない経費がかかってしまうようなサービス。(灯台の例がよく用いられる。もっともこれにはコースの反論がある。) サミュエルソンによれば、純粹の公共財とは「すべての人々にとって同時に等量消費される」。一方、純粹でない公共財は、供給量の制限か

## か

らすべての人に利用可能であっても等量消費の保証がない、という(いわゆるcongestion)。

公共財にはほかにもいろいろな特性を持ち、それに応じて各種の定義がある。どこまでが定義で、どこからは定義から派生する性格にすぎないのかという議論もあるが、ここではなぜNPOの活動とかかわりがあるのかという見地から、あまり煩瑣にわたらない範囲で紹介してみる。

公共財は、市場取引を経由せずに個人に経済的利益や不利益を与える、いわゆる「外部性(externality)」を持つとされる。他方、すべての人々にとって同時に「供給される」ような財が公共財で、同時に消費されたり、タダ乗りを防止できないのはその結果に過ぎない。外部性も同じ、と考える人もいる。また、たくさん作ればそれだけコストが下がる、という規模の経済が働く場合、新しく1つ何かを作る限界費用は、全体の平均費用よりも常に低い。新しい供給を平均費用で提供するから利潤が生まれるわけで、これを限界費用で提供していたのでは私企業になじまない。そういうやり方は、政府によって公共財として供給するしかない、という議論もある。

要は、こういう性質の財(サービス)は、それが必要だという社会のコンセンサスがあれば(これについては後に触れる)、政府が税金という形で吸い上げた原資によって公共サービスとして提供するほかはないことになる。

灯台はともかくとして、公共財の例としてよくあげられるものに、外交、警察、消防、教育、医療、運輸などがある。先の定義との関係で若干の解説を加えると、たとえば警察。これがなかったとしたら、治安の良い環境に住みたい、と思う人は用心棒でも雇って、常時身辺警護にあたってもらうほかはあるまい。お隣りも、またそのお隣りもこれを行っているでしょう。そのうちに、夜の屋敷の警備は共同で雇って一緒にみてもらった方が経済的だ、と思うようになって不思議はない。ところでその地域社会の中に、貧乏で、あるいはヘソ曲がり、共同でガードマンを雇う話にのらない人がいた。しかし、その人も治安向上というメリットは受けてしまう。夜中にウロウロしている泥棒みたいな人がいたら、まちがいなく不審問にひっかかるだろうし、会員ではない家に泥棒に入るつもりだ、と弁解して勘弁してもらったにしても、泥棒にしてみればわずらわしいことこの上ない。あそこはやめて他所で仕事をしよう、となることは確実だろう。

消防だって話は似たようなもので、会員以外(あるいは税金滞納者)の家の火事は消さないで済むか、というところはいかない。延焼防止のために消火もすれば警戒もする、ということになれば、やはりタダ乗りは可能だし、発生もする。

さて、タダ乗りの方がいい、という人の方が多くなったら、これは個々人が用心棒を雇う段階に逆戻りで、社会全体としての治安悪化は目に見えている。だから、頭を叩き割るより頭数を数えよう、という民主主義発生の理屈と同じで、経験に学びつつ、全体としての利益がより向上するようなシステムをとうろうということになるはずだ、なった方がよい、

それが近代社会だ、ということになる。

ここまでの議論にもすでにいくつかの陥し穴が隠れている。まず、用心棒や火消しを「雇う」という話は市場を前提にしている。だから、こういう種類のサービスは「市場を前提とした」供給に頼っている、あるいは頼っているから、うまくいかなくなる、ということではない。「雇う」のではなくて代わりに**ボランティア**の自警団か火の用心であっても話は変わらない。そうではなくて、「同時に等量」提供されてしまうサービスの質あるいは形態がこうした問題を発生させているのは明らかだ。ガードマンそのもの、ホーム・セキュリティそのものは立派に市場に乗るし、現に商品として定着している。それは個別対応のサービス提供という形態によっているからで、供給形態が同時等量ではないからである。隣りがガードマンを雇ったからこちらは雇わなくて済むようになれば、まちがいなくそのビジネスはあがったりになるだろう。

そうすると、ことは「こうした」サービスを市場による供給に頼ることができるか、その限界は何かを問う、というのが1つ。そして仮に市場によるのが不適当ならば、それは当然に公的機関による(税金による)供給を意味するのかどうか、というのが1つになるだろう。

ここで先ほどの社会のコンセンサスの話になる。つまり、ある社会が、どのような水準の、どのようなサービスを、成員全員で共有することを望ましいと考えているか、ということである。医療といい、社会福祉といい、義務教育であれ高等教育であれ、一部の裕福な人々のみが供給を受け、あるいはごく限られたグループだけが利用している限りは、当然市場原理によって供給は可能だし、価格メカニズムも十分に機能する。

そうではなくて、成員全体に最低限この水準のサービスを供給しよう、されるべきだという合意が成立する。そして成員の側にもそれを期待する、あるいは権利として要求するようになると、話はがらりと変わってくる。いわば同時に等量が供給される「べき」サービスが発生するわけで、厳密にコスト計算に基づいて価格を設定したとすれば、とてもそうしたサービスを購入できなかったであろう人々もそれを楽しむことになる。

ある社会がその構成員全員に対して、均質なサービスをわけへだてなく提供しようと決意することによって公共財が発生する。これは、個別の市場取引によっていたならば、そのサービスを購入できなかったであろう人にも提供する、ということの意味する。これは市場メカニズムによる供給ではない。市場に買い手として参加するのは購入の意欲と能力のある人々だけだからである。

この延長線上で、ある「社会」の範囲を広げることによって、開発途上国援助とか平和維持軍といった国際公共財の概念が発生してくる。

逆にある「社会」の範囲をより狭くすることによって、地方公共財とか、クラブのメンバーシップ公共財のようなものが発生する余地もあるだろう。この場合には、先のケースとは違って、それ以外の社会で供給されているサービスよりは質が高かったり、あるいはまったく異なった種類のものであることも多いだろう。この場合、ただ単にコストをプール計算し

## か

てメンバーに均等割にするというだけならば、何も公共財などという観念をこたさらに発明する必要はないわけだから、購入できない人にも供給する(あるいはタダ乗りは最初から覚悟の上)、という要素を伴うか、あるいは(市場による)商業的な供給が期待しにくいから、コストの一部または全部をあるグループが負担するという要素があるか、さもなければ個別徴集による取引コストが著しく高くなってしまような母集団に対する供給、ということになるだろう。それらはすべて、市場による供給が不可能であるか、非効率だということを意味することになる。

ここで注意を要するのは、公共財には、財(サービス)そのものの性質が同時等量の供給を余儀なくさせ、したがって対価徴集の困難さに典型的に現れるように、市場原理の下で供給するのが困難なものと、そうではなくて構成員全員に均質なサービスを提供しようとする結果、特殊な取り扱いを必要とするにいたるものの2種類があることである。

このうち特に後者がNPOによる供給の中心的なものであると考えられる。というのも、NPOとは何らかの「志」を共にする人々の自発的な集まりだからだ。もっと具体的にいうと、その「志」とはある財を、ある範囲の人々全員に均等に提供しようとする意思の表明、ということになる。ここである「財」の方は極端に言うとも何でもよい。大事なのは「ある範囲の人々全員に均等に」提供しようということである。財の提供を受ける「ある範囲の人々」は、提供しようとする人々の範囲と一致してもなくてもよいが、多くの場合は一致しない、つまり前者の方が後者よりも範囲が広いと思われる。特に「ある範囲」が構成員によって自発的に決定されることは重要である。これは必ずしも民主主義原理や多数決理論と両立するとは限らない。したがって、一方ではある社会が大勢あるいは平均値と「異なっている」ことに対してどれほど寛容であるか、という状況に応じて、ある財が公共財になったりならなかったりする。それと同時に公共財供給者であるNPOの側にも、不断の社会へのフィードバックとアカウンタビリティが必要とされることになる。

## [コーポラティズム]

1930年代に一世を風靡した思想だったが、ナチスや共産主義と一体視されて(これは必ずしも正しい見方ではない)一時ほどの人気が無くなっていく。要は社会構造の中にある種の組織の導入が必要であるとするのだが、その組織とは、たとえばNPOが複数性、自発的加入、競争性、非ヒエラルヒー的秩序、自己決定性といった属性を持つのに比して、単一性、義務的加入、非競争性、ヒエラルヒー的秩序、職能別分化といった属性を持つとされる。その組織は国家によって許可・承認され、一定の国家による統制に服することを条件に、一定の範囲内で独占的的代表権を付与される(シュミッター)。

NPOについてシビル・ソサエティ・モデルが一般的であるが、現在の中国、あるいは民法34条による公益法人制度のように、クニの影響力からの独立性がいろいろな意味で現実性を欠く場合に取得する1つの論理的な選択肢ではある。

1998年に発足した世界ダム委員会 (World Commission on Dams: WCD) や1999年ダボスの世界経済フォーラム (World Economic Forum) で提言されたグローバル・コンパクトは、NGO・企業、さらには労働組合・国際機関などを構成員として含むことから、3者構成による新たな世界的コーポラティズムへの危険な動きとしてとらえる見方もある (Ottaway)。国際社会は法的強制装置を持たないことから、上記定義をそのまま適用することには若干の無理がある。しかし、これはむしろコーポラティズムそのものに対する批判というよりは、NGOが市民の声を「代弁する」というフィクションの虚偽性を指摘するコメントとして読むべきであろう。

ちなみに、上記シュミッターの古典的な定義は理念型であるとして、現実にはさまざまなコーポラティズムの要素がシビル・ソサエティ・モデルに混入している、あるいはその逆であるという議論もある (Wiarda)。

## 【顧客満足】

もともとはマーケティング用語。顧客にとっての価値を満足させることを中心課題とする。consumer satisfactionの日本語訳。

NPOのおちいりがちな過ちの1つに、良いことをしているのだから、世のため人のためになることをしているのだから、それで十分だ、自己完結をしている、という行動をとることがあげられる。これは陳腐化し、不要になってさえているかもしれないサービスを漫然と提供し続けるおそれに繋がるし、その結果としてただでさえ十分とは言えない資源の浪費をもたらすことになる。これをチェックするためにはNPOの側で、常に顧客満足度、さらには顧客の存在それ自体についての検討を続けることが有効な手段になる。

ただし、顧客の満足を得るために柔軟に対応しようとしても、財団法人の場合には、その設立目的 (寄付行為といわれる) を変更することには否定的な見解が多い。もともと実務上は、寄付行為をかなり広義で「化ける」ことが可能な表現にしておけばよいから、新設の財団の場合にはほとんど問題にならないだろう。既存の財団で限定的、詳細な寄付行為を持つものは顧客満足を満たさないままに活動を続けるか、消滅するほかはないことになる。1つの問題であろう。

(「休眠法人」参照。)

## [国際ボランティア貯金]

か

平成3年(1991)郵政省(現総務省郵政事業庁)が開始した国際活動をする日本のNPO支援制度。郵便貯金加入者から利子の20%を拠出する人を募り、それを支援の原資にする。加入者が平成9年(1997)には2,000万人を超え、助成総額は低金利下でも15億7,000万円、支援事業の数も260以上になった。

官主導型**インターネットメディア**リとして、なかなかの実績をあげていることは評価できるが、惜しむらくは支援対象に対する明確な問題意識に欠ける(なぜ日本の**NPO**だけなのか、開発支援と国際交流のどちらに重点がおかれるのか等)と同時に、選考基準とその過程、さらには実績評価がほとんど公開されていない。

## [告発型NGO]

政府、企業の施策あるいは行動の欠点を指摘し、それを広く世論に訴えることによって、場合によっては実力行使も含めて改善、阻止することを目的に活動する**NGO**。**アドボカシー**活動や市民運動から発展したもの、もともと他の性格を持っていた**NGO**が変身したもの、政治活動の変形、などいくつかの**パターン**がある。中には告発糾弾以外に代案を提示する機能を持つものもあるが、通例は社会的不正、あるいは隠蔽されている事実の指摘を主たる活動とする。経済開発を優先目的とすることの多い途上国政府の場合、開発に伴う弱者の犠牲を指摘したり、時には反体制運動にも連なるこうした**NGO**を敵視することも稀ではない。またこうした**NGO**の活動も、場合によっては過激になったり、「何でも反対」になったりしたこともないとはいえない。しかし、これら**NGO**が過去に果たした、あるいは現在果たしつつある役割には一定の評価を加えるべきであろう。

## [個人寄付]

NPO活動が市民の支持と共感によって成立するとすれば、その活動の資金源として、公的資金、企業からの**寄付**とならんで、個人寄付は重要な位置を占めるはずである。ところがジョンズ・ホプキンス大学による国際比較研究の報告書によれば、先進7カ国の平均では事業収入47%・公的資金43%・民間寄付10%(うち個人寄付が6%)であるのに、日本ではそれぞれ60%・38%・1%であるという。しかも日本の



民間寄付はその90%以上が**企業寄付**だとされる。これは税務統計の数字による議論であり、これによれば個人寄付の額も366億円(平成3年)ときわめて少ない。

日本の税制では、個人寄付に対する**税制上の優遇措置**は上限が所得の25%であるほか1万円の足切りがある。つまり1万円を超える**寄付**しか税務統計にはあがってこない。したがって税務統計にあがってくる数字は過小であるとして、消費実体調査からの推計値としてその5倍くらいは個人寄付があるとする意見(山内)もある。

またこれとは別に、資産家が私財を投じて**財団**を設立し、それによって民間非営利活動を推進しよう、という次元での「個人寄付」については、日本のきわめて高率の累進所得税が実質的にそれを不可能にしている、という指摘もある。

さらに税調委員の中には「日本では累進税率が高いから大丈夫だと思うけれど、ビル・ゲイツやテッド・ターナーのような人が現われて何千億円かで**財団**でも作られたら口惜しくて夜も眠れないだろうなあ、相続税を取り損なった」などということを公式の場で発言する人もいる。先は遠い。

## [コミュニティ財団]

もともとは米国で発達した**財団**の一種。あるコミュニティの市民・企業から資源調達して創立され、そのコミュニティに固有の問題を解決することを使命とする。市民の共感と支持を比較的得やすい(特に米国の場合には、市民の**寄付**のほか、そこに立地している企業が地域対策の一環として支持したり、市民の遺贈、成功したその地域出身者の故郷への**寄付**などが大きな資源になっているようである)ことから、**インターメディアリ**あるいは**社会装置化**の有力な手段と考えられ、わが国でも大阪コミュニティ財団が平成3年(1991)に誕生している。平成12年(2000)現在同財団の基金規模は約10億円、年間助成額は1,800万円と、基金規模が数百億円のものがごろごろしている米国に比べると小振りであるが、堅実な活動を続けている。(もともと日本が小振りなのはコミュニティ財団に限ったことではなく、米国では基金5,000億、6,000億円の**財団**がいくつもあるのに、日本では最大のものでもその十分の一がやっと、ということではある。)

コミュニティ財団はさまざまな**NPO**に対する資源提供者としての機能のほかに、それらのフォーラムとして一種の求心作用を引き起こす「場」となりうるメリットもある。

さ

さ

## [財団・社団法人]

**民法34条**の定める**公益法人**の2つの類型。財団の方は一定のオカネ(基本財産)を持って、その運用利益によって活動費をまかなうのに比して、社団の方はメンバー組織の性格が強いものが多く、会費収入で運営費をまかなう。

いずれも設立にあたって主務官庁の許可が必要なことは同様であるが、活動の範囲がある地域に限定されるか否かを中心に、地方所管のものと中央省庁所管のものに大分される。設立許可をした官庁がその後の指導監督にもあたることになる。財団・社団法人はそれぞれ1万数千団体あり、合計で2万6,000余。地方所管の団体の方が多い。善かれ悪しかれ、日本のNPOの中では組織的にも、経済的にもっともしっかりした団体がこの範疇に入るのだが、それでも年間支出現模は5,000万円以下、有給職員数3名以下というミニ団体が過半数を占める。**プロフェッショナルリズム**に対する期待も、まだ限界があると言わざるを得ない。

財団法人の基本財産は、取り崩さないでその運用利益だけで活動をしようというのだから、普通の会社の資本金とは使い勝手のみならず、資金効率が大きく違う。たとえば100億円**寄付**して財団を作ってみても、年間事業費は数億円ということになる。**企業寄付**にあたって、毎年の経費補助として、社団法人の会費というスタイルを選ぶ会社が多い理由の1つはここにある。それでも財団を作るメリットは、安定性と継続性にある。つまり、会費集めというのは、景気の動向に敏感に左右される。それである年は活動経費がゼロ、とは言わないまでも激減したというのでは具合が悪い。他方で安定・継続性という見地からは、長期的インフレヘッジのためには、資産ポートフォリオ多様化と共に、運用収入の一部を積み立てて基本財産化していくほかはない。

社団法人は一般の株式会社(営利社団法人)と同じく、それぞれ株主総会と取締役会にあたる社員総会・**理事会**という相互牽制機関による**ガバナンス**を予定している。これに比して財団法人が構造的にそれを欠く、という点はしばしば指摘される。これを宿命的な短所と観念するか、民主主義に内在する、多数決による衆愚のおそれ・意思決定に時間がかかる・将来に比して現在利益偏重の判断に陥りがち、という3つの欠点(山崎)に対する修正の試みとみるかは議論が分かれよう。

ちなみに平成18年(2006)の**公益法人制度改革**によって、設立にあたっての**許可主義**は廃された。

## [CSR]

Corporate Social Responsibilityのアクロニム。したがって直訳すれば**企業の社会的責任**ということになるが、そういう一般的な意味ではなく、この語には特別な意味内容が持たせられ、それが市民権を得ているから、語の不用意な使用には注意が必要だという指摘がある(Henderson)。この論者によればCSRとは「**持続可能な開発**(sustainable development)」を可能ならしめるために、企業は財務・環境・社会の3側面から経営を評価する「トリプル・ボトムライン」を採用し、多くの利害関係者(stakeholder)の意向を経営政策に反映させる仕組みを持つことを義務づけるものである、という。多くの場合、それは企業活動やグローバリゼーションを悪とみなし、それに掣肘を加えない限り世界は滅びる、という誤った救世主義(salvationism)に基づくものであり、結果、健全な競争が阻害され市場経済を破滅に導くとする。

## [事業評価]

ある目的の下に、これから行おうとする、現に行いつつある、あるいはすでに行った事業を分析し、ある基準に当てはめて判断すること。もってまわった言い方だが、要はある事業がやってみただけのことがあるか、うまくいったか、もつとうまくやるとすればどうすればよいか、についての情報を得て判断をしよう、ということである。仕事といわれるほどのことをしている者ならば当然すぎるくらいのことで特記することでもないが、NPOの場合には少し別の意味で重要な作業になる。

NPOの活動はほとんどの場合、価格メカニズムによって支えられた市場機構にのらない。つまり供給サイドの思い込みだけでサービスが提供され、需要の有無によるチェックが保証されていない可能性がある。これは単に財の浪費のおそれがあるのみならず、提供されるサービスの質の向上が期待されない、あるいは約束されないことになる。(政府によって供給されるサービスの場合にも同様の問題があるが、ここでは触れない。)

これに対処するために、これまでに数多く的手段や知恵が注がれてきた。事業評価もその1つである。プロの評価者が何百人と存在するアメリカのような国と違って、日本では評価を定例的に行うNPOが数少ない上に、行う場合でも部内評価がほとんどである。部外者に評価を依頼する場合でも、ある分野の専門家に「余技として」見てもらうことが多い。

評価には大分して2種類あり、あるプログラムをやった方がよいか止めた方がよいかを問うもの(形成評価・summative evaluation)と、よりよく目的を達成する方法があるかを問うもの(効率評価・formative

evaluation)があるとされる。このほかにもさまざまな目的から、さまざまな評価手法の試みがなされてきている。が、その多くはあらかじめ設定された事業目的がどのように達成されたか、あるいは達成されなかったかを、客観的な指標を用いて述べようとするもののように見受けられる。

しかし、NPOにとって実務的な見地からは、終わってしまった事業がうまくいったかどうかによって点数をつけてみる、という趣きのものよりは、よりよい結果を出すためにはどうすべきか、将来に向けて学ぶべきものは何か、という方により需要が強いのは当然である。その中でもかなり有力な手段として注目されているのが、企業セクターにおける経営手法の応用で、特に品質管理における製品検査から工程管理、工程管理からPLへ、という管理思想の流れ、つまりできてしまったものの良否を問うよりも、製造のプロセスをおさえてその改善を図る、という考え方はNPOにも大きな影響力があるものと思われる。これは事業評価というよりはほとんど組織の評価といってよいかもしれない。

ところが、NPOの事業評価というと通信簿のように優良可といった点数をつけることだ、とか、監査・検査といった高校時代の風紀委員みたいなものを連想してアレルギーを起こす向きが依然として少なくない。それというのも、箸にも棒にもかからないような種類の仕事をしていたり、何だか知らないけれどやっている仕事の内容を公開したがいらないようなNPO(まがい)の団体を組上にあげて糾弾しよう、という姿勢が、より良い仕事はどうしたらできるのか、という真面目なそれと混同されていることにも一因がある。また、オカミの管理監督的発想、さらにはそれに伴うNPOガバナンスの侵害、といった防御的な発想も強い。評価手法の開発、あるいはそれぞれの活動領域と活動の態様に応じた評価手法の選択は、これからのNPOの活動にとって非常に重要な分野だけに、このあたりの思想的混乱を早く整理しなくてはならない。

とりあえず、評価というのは何らかの目的があって行うものであり、したがって、何のために評価をするのか、しているのかをはっきりさせない限り評価というのは無用の作業である、という当たり前の事実をはっきりさせることから始めるのがいいかもしれない。

## [資源調達]

多くのNPOにとっての最大の悩み。NPOにとって必要な資源はカネ、ヒト、情報などさまざまなものがあるが、やはりカネの問題(fundraising)がいちばん大きい。資金調達には自力によるもの(典型的なのは収益事業)と、他からの寄付の2通りがある。メンバーシップ団体の会費収入は、現実には両者の中間の性格を持つものが多い。資源問題は単に絶対額の問題だけではなく、資源の使い勝手にも関係がある。

たとえばある特定の用途に限定(earmark)して受け取った資源は、用途を特定しないで組織の一般的な目的遂行のために受け取ったもの(general grant)に比して使い勝手が悪い。逆にプロジェクトを明示して協賛を仰ぐ方が、組織の一般的な管理経費の支援を依頼するよりもやりやすいことが多い。NPO本来の意義というのはもちろんプロジェクトを実行していくことなのだが、「所帯をかまえる」ため、さらには新しいプロジェクトの「仕込み」のためにどうしても自由に使えるオカネが必要である。この間の事情に理解ある寄付・助成機関が増えることが望まれると同時に、**収益事業**を含む自力資源調達(これには出向者、事務所スペースなどの現物資源提供も含まれる)の意義が再認識されよう。

### [市場の失敗]

market failure。世の中の多くの財・サービスは市場原理によって提供されるが、その市場機能がうまく働くことが原理的に不可能な場面を指す。1つは市場は存在するものの、独占などによってそれがうまく機能しない場合であるが、話をややこしくしないために、ここでは取りあえずNPOとは関係ないことにしておく。2つめは市場の成立それ自体が困難な場合で、**公共財**がその代表例であるとされる。要するに買い手が対価を支払い、売り手を満足させることができそうもない。結果として売り手を買って出る人が現れない。よって、必要であるにもかかわらず、ある財・サービスの供給が途絶えたり、不十分なものになるケースである。その場合、政府やNPOが市場に代わってそうした財・サービスを提供することになる。前者は税金として徴収したオカネで供給するし、後者はもともと買い手の側がふさわしい対価を払うかどうかに関心が無い。この議論のミソは、さらに**政府の失敗**が発生し、それに対してもNPOは機能する。だからNPOは2通りの失敗が予想される場面でもっとも優れた供給主体である、ということにある。もちろんそんなことづくめの話があるわけがない。NPOにも固有の弱みがあるのだが、それはまた別の話である(「シビル・ソサエティ」参照)。情報の**非対称性**による買い手のNPO選好もこれに含める場合もある。

### [持続可能な開発]

sustainable developmentの日本語訳。1987年「環境と開発に関する世界委員会」(委員長:ブルントラント・ノルウェー首相〔当時〕)が

公表した報告書『Our Common Future』の中心的概念で、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のことを言う。この概念は、環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある開発が重要であるという考えに立つものである、とされる。ところが、これが容易におまじないに転化する理由があって、それはこの定義の曖昧さに起因する。つまり「将来の世代の欲求を」完全に「満た」そうとすれば、石油は今日一滴たりとも使えないことになるのは自明であり、このあたりを意識的に、あるいは意図せずか濫用しようとする向きが後を絶たない。「どれほどの期間の間に (how soon)、どれほど多くの人々に (for how many people)、どれほどの水準の (on what level)」開発を提供しようとするかを定義しない限りこの概念は空疎だ (Borlaug) とされる理由である。

## [指定法人]

「外郭団体」「特殊法人」を見よ。

## [シビル・ソサエティ]

最近世界のNPO界でよく使われるようになった流行語、あるいは「おまじない」の一つ。Civil Society。「市民社会」とでも訳するのがよいのかもしれないが適訳がない。もともとは17～18世紀ころにロックやルソーなどによって、身分的支配を排する自由な市民の社会、という意味で使われ始めたのだが、最近では「あらゆる分野におけるNGOの存在と、それらNGOが機能を果たし、相互に連携することを可能にするような各種制度および機関のネットワーク」(Hsiao)というのが標準的な定義。ひらたく言えば、さまざまな分野に多くのNGO・NPOが存在し、しかもそれをとりまく政府や企業などが、その活動を認め、かつ支持するような社会ということだろう。いささかNGOが「お乳母日傘」で育てられなければならない、と言っているようで希望的観測が定義に入りこんでいるような気もする(その理由は後述)が、この定義によれば今のところ日本はシビル・ソサエティではない。

ちなみにこの「おまじない」が多用されるようになったのには別な理由もある。つまり、NGOとか非営利団体というのは、いずれもナニナニでない、という定義である。あなたの職業は何ですか、と問われた時に役人でもなければ会社員でもない職業です、と答えるのにも似て、元気

が出ないことおびただしい。そこで、自らの活動に関して、肯定的かつ積極的な意味合いを持つ定義を試みたい、という思いが込められる。

そうした意味のほかに、これは**公共財供給**にあたっての1つのモデルの提示であると考えられることもできる。

このモデルには2つの欠陥、あるいは問題点がある。1つは志を同じくする人々が任意に集まったにすぎない、という意味で、選挙などの制度化された民意の支持を受けていない**NPOが公共財配分**について力を持つ、という政治・社会的**正統性**の問題。2番目は、「**NPOは、一般に限界収入と限界費用が一致する点では生産を行わない**。この意味で**NPOの生産活動は『効率的』ではない**」(山内)、つまり有限な資源の浪費につながる可能性がある、という**経済的な正統性**の問題である。このそれぞれに対して一応の弁明、あるいは反論を加えることは可能であるが、むしろ**コーポラティズム**やイスラム文化などとならんで、**公共財供給**にあたっての「1つの」モデルである、として限界を認識する指摘であるにとらえるほうが生産的であると思われる。

---

## [市民社会]

「シビル・ソサエティ」を見よ。

---

## [社会装置化]

市民の善意とか社会的な行動意欲の盛り上がりや、一過性のものにとどめないで、持続性を持った社会機能の一部に作り上げていくためには、どうしてもそれを組織的に社会の中で装置化(institutionalization)していく必要がある。さまざまな**インターメディアリ**組織の設立はその一例であるが、これは当然のことのように見えて、実は簡単な話ではない。

というのも、たとえば**NPO**支援に際しても、個々のプロジェクトの直接経費に対して助成や**寄付**に応じる組織は多いが、プロジェクト関連の間接経費(**NPO**の事務所経費、人件費など)を支援するものは少ない。アフリカで飢えに苦しむ幼児の写真を見せて、「あなたの1,000円でこの子にミルクを」というキャンペーンに賛同する人の方が、飢餓の原因を調査し、その対策を策定するプロジェクトに**寄付**をする人よりはるかに多いのと同じことである。**NPO**の社会的機能が定着するためには通過しなければならない関門であるが、決して安易なものではない。

## [社会的起業家]

「ソーシャル・アントレプレナー」を見よ。

さ

## [社会的責任投資]

Social Responsibility Investment (SRI) の日本語訳。「個人的な価値観や社会への関心を投資に反映させ、企業の環境や社会的な対応等も考慮する投資手法」(安田総合研究所)。Ethical Investment (倫理的投資)といわれることもある。軍需産業、たばこ製造などにかかわっている会社は投資対象としない、とか、女性・高齢者などの雇用に積極的な会社には投資する、といった具合である。日本でも最近、ポートフォリオ投資などでこれを掲げる会社が現れてきている。もちろん一般投資家に受け入れられている考え方が(日本の個人投資家のうち、投資判断にあたってCSRがある程度は考慮すべきだとするものが89.1%にのぼる[環境省調査])、特に公的機関や、**財団法人**の基本財産の運用などにあたっては、欧米ではかなり普及した手法であるといわれる。わが国では「基本財産は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できる」方法を取らねばならず、したがって「価値の変動が著しい財産・株式」などで「管理運用することは」「適当でない」という信じがたい閣議了解(!)に基づく指導監督が存在していることから、**NPO**にとっては残念ながら縁の遠い話ではある。

## [収益事業]

**公益法人**、あるいは**NPO**は**非営利**でなければならないが、オカネを稼いではいけないか、というそんなことはない。**公益法人**については法人税法に33種類の限定列举があり、この範囲内であれば収益事業を行った場合に軽減税率の適用を受ける。

非営利組織が活動を行っていく場合、安定した収入源が必要なのは言うまでもないが、大きな基金を持って、その運用収入に依存することができる団体はそんなに多くはない(たとえば日本の**財団法人**で30億円以上の正味財産を持つものは5%以下)。また会費収入に対する依存にも限界がある(たとえば**社団法人**では収入規模が3億円を超えるものの会費収入依存度は50%以下)。収益事業に対する期待はこの意味で大きなものがあるが、これにもいくつかの問題がある。



1つは軽減税率で、同種事業を行う営利企業との取り扱いの不公平さが問題とされる。特に事業規模が大きくなったり、公益性に「名を借りた」営利追及まがいの存在が目立つようになると、時に新聞紙上を賑わしたりもする。一定規模を超えたり、本体事業と無関係な収益事業については軽減税率を正当化し続けるのは困難であるし、止めた方がよいだろう。

とはいえ、本体事業との関係といっても、その濃淡にはさまざまなものがある。たとえば美術館を運営している**公益法人**が、ギフトショップで美術書や絵葉書を売ったり、来館者の駐車場を有料にしたりするのは本来の事業の一環だと考える人が多いだろう。それでは美術書の出版を始めたらどうか。また、画商として絵画売買に乗り出したり、美術館を高層化して上をオフィスビルにして賃貸するのはどうだろうか。この点について一般的な基準を設けることは決してやさしくないが、**公益法人**自身が何らかのモノサシを作って課税当局との間に話し合いをもって自主規制するのがいちばん妥当な方法だろう。ちなみに**公益法人指導監督連絡会議**の前身である**公益法人監督事務連絡会議**は、昭和47年(1972)に①本来事業に比べて過大でないこと、②**公益法人**としての社会的信用を傷つけないものであること、③本来事業に支障を及ぼさないこと、という3条件を付した。その後の指導監督連絡会議もこれを踏襲している。肝心の点は明らかになっていない反面、何ともお節介な内容で、**公益法人性悪説**、あるいは**公益法人の理事会**というのは経営判断のできない未熟児、とでもいわんばかりの話である。

もう1つは、組織内部における収益事業に携わる人と**非営利(公益)**事業に携わる人のテンションの問題である。両者に求められる資質とかエトスがどうしても異なってくるだけに、この両者の間の軋轢は、ひとつ間違つと組織理念そのものをおかしくしかねない。

## [準則主義]

法人の設立にあたってクニが取る態度にはいくつかある。歴史的に見るとまず特許主義、つまりある法人を設立するためには個別の法律を作って、それによって法人格を与えよう、というもので、わが国の**特殊法人**はこれにあたる。それではあまりに面倒でもあるし、一定の法律上の要件を備えていれば、クニが許可すればよい、とするのが**許可主義**である。ただし許可を与えるかどうかはクニ、したがってお役所の自由裁量ということになる。設立がきわめて制限的になるのは言うまでもない。これをもう少しゆるめて、一定の法律の定める要件を充たせば、お役所が認可することによって法人格を与えるというのが**認可主義**。許可主義と違うのは、一定要件を備えていればお役所は必ず認可しなければならない、という点である。いわゆる**NPO法**は認証という用語を

使ったが、実質的にはこれである。これに比べて法律の定める一定の組織を備えれば、当然に法人格を認めるのが準則主義で、強いて言えばお役所の認可というファンクションがあるかどうかの違いがあるものの、あまり認可主義と本質的な違いはない(幾代)。

**公益法人**の設立にあたっては準則主義をとるべきだと古くからいわれてきた(川島)が、一つの難問(のように見える問題)がある。それは、準則主義によれば、一定要件さえ備えれば、届け出だけで設立できる。実際の活動が公益的であろうがなかろうが、実は利益配分を行っていないが、お構いなしに「公益」法人を名乗る、僭称することができる。それでよいのか、という話である。看板を信用して寄付をした。安心してその経営する老人ホームに入居した。どうしてくれますか、ということになる。

しかしよく考えてみれば、これはこれまでオカミの(許可主義による)お墨付きを信用していたのに、これからはそれができなくなる。いきなり消費者責任だと言われても困ります、と言っているに等しいことがわかる。

しかも、そのお墨付きたるや、これまでいくつかのいわゆる「不祥事」が示すように、そんなに靈驗あらたかなものでもない。また準則主義によって財産の安易な財団法人化を認めると、相続税を取り損なおそれがあるから、許可主義によらないのなら財団法人制度そのものをなくしてしまえという暴論もある

一定の要件を備えた非営利法人(その要件については「公益」参照)に対して付与される**税制上の優遇措置**については、その法人の活動実態を当然課税当局が判断することになる。結果もし非営利性その他の要件が否定されるならば、優遇措置はとられないだろう。それがただちに是正されればよし。そうではなくて一定期間(たとえば3年間)継続するようであるならば、関係者(財団にあつては理事・評議員・監事、**社団**にあつてはこれに社員が加わる)あるいは司法当局が告発して、裁判所が他の法人類型への移行か、解散を命じればよい。

もともと許可主義を取っている現行**民法34条**のもとでも、**税制上の優遇措置**は個々の税法によって付与されているもので、必然的に存在するものではない(星野)。その意味で、準則主義と原則(非)課税があたかもトレードオフであるかの如く語る議論(石村)はミスリーディングであろう。

平成18年(2006)の**公益法人制度改革**では準則主義は取り入れた。しかし、公益性を有する法人については、これを上記のように単なる税制上の取り扱いの違いとせず、第三者委員会の認定にまつて、法人類型としていわゆる「二階部分」の扱いをすることとした。公益性の旧態依然とした定義と同様、あまり先駆的な改革とは言いかねるように思う。

## [情報開示]

本来は投資家保護のために企業の経営・財務情報を適正に公開する義務から始まった言葉だが、最近ではむしろお役所のデータや意思決定に関して用いられることが多い。公益法人あるいはNPOもご他聞にもれずこの対象とされるようになってきているが、こちらの方は、**アカウンタビリティ**あるいは経営の透明性との関連で求められることになる。特に**公益法人**については何やら伏魔殿のごとき先入観を持つ論調も少なくないが、その一因は情報開示の不在にあることも反面の事実である。とはいえ、情報開示が徹底的に不足しているのは、群衆の小規模の**公益法人**よりは巨大規模の**外郭団体**であることは意外に知られていない。悪名高い「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針について」(平成10.12.4:「**公益法人指導監督連絡会議**」参照)は情報公開を要する項目として10項目をあげるが、これらはいずれもほとんど冗談のような内容で、こんなものさえ公開できないようならば、よほど後ろ暗いのではないか、と思われても仕方ないといった体のものである。それよりも、専従職員1人しかいないような**公益法人**に、これら書類を「主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること」という無神経さの方に驚く。もしかして物好きが100人押しかけてきたらどうしようというのだろうか。このIT時代。当然電子情報として指導監督におあたりになる主務官庁が提示すべきものであると思われるのだが。

それよりも、徹底した情報開示が**民間非営利組織**のもつ**正統性**の欠如という本質的な問題への回答になり得る、という側面のほうが重要だ。

さ

## [情報の非対称性]

売り手と買い手の間で、持っている情報は通例売り手の方が圧倒的に多い。つまり、騙そうとかかった際には売り手の方が有利である。その意味で情報は非対称であるとされる。ある種の財・サービスについては、この要素は競争原理によって排除されることを期待できにくい場合がある。たとえば高齢者が余生を過ごすケア付きマンションとか、乳幼児の託児所など。そんな場合に**NPO**は**非営利**という属性から、ポロ儲けをしようという動機が少なからず、というので、消費者はより安心してそちらを選ぶ可能性が高い、という議論である。

## [助成財団]

財団の中で、他の組織や個人に対して助成金を交付し、その活動を支援する仕事をするもの。アメリカでは助成活動のみを行い、自分で事業展開はしないというタイプの財団が1つのカテゴリー（grantmaking foundation）として存在する。他の国々では助成と同時に自らも事業を行うものが多い。

助成金の交付の対象、方法は財団によってさまざまであるが、有限な資源をいかに有効に活用するか、という智慧の産物であることが多い。ただ、多くの助成財団がプロジェクト助成に偏って機関助成に消極的であること、および精算助成の方式をとるものが少なくないこと、については助成金を受け取る側から改善を望む声が大きいの。

助成財団はいろいろな仕事の「めきき」をするわけで、この仕事に携わるプログラム・オフィサーといわれる人々の能力が問われると共に、先見性とか、先駆性を通じて社会にインパクトを与えることが期待されている。

## [素人の出る幕ではない]

「素人」は室町時代花伝書に用例があり、「出る幕ではない」は江戸時代浮世風呂に見えるが、いつ両者が結合して今日よく用いられる用法になったかは必ずしも定かではない。語義そのものは自明で詳説の必要はないが、これを「素人」の側がコメントして、手を振りながら舞台から退いていくのと、そうではなくて「玄人」の側、あるいは第三者が吐き捨てるようにこう言うのとではかなり趣きが異なるというものである。

公益法人制度についても、税制の問題を巡っては、税制調査会の基礎問題小委員会にも非営利法人課税ワーキンググループが設けられ、そこでも議論された。こちらの方では「内閣官房の方に引っ張られた議論はする必要はない」とか、官房懇談会の意見の一部は「理解の範疇を超え」とか、かなりにべもない扱いを受けたようだ。これをしても、税制の専門家は素人出演の必要を感じない、と受け取るべきかどうか。自然科学の分野では「専門性の高い問題に関しては、十分な専門的知識を持たない者に発言権はなく、専門家を信頼し、彼らに検眼を移譲すべきである」という態度、つまりむずかしい話は専門家に委せる、という立場へのアンチテーゼは、PUS（public understanding of science: 市民の科学理解）をはじめさまざまなかたちで提起されている（小林）。特に危機管理能力を政府正統性の根拠として指摘した上で、「リスクの特定化を専門家だけに任せておいてはならない。最初から市民が関与すべきである」（ギアンス）とする議論は有力である。わが国における税金議論はこれと異なりまだ権威主義の残滓が強い

とはいえ、これに挑戦できるとすれば、それは他でもないNPO・NGOの真骨頂というべきであろう。

税調メンバーである日本NPO界のスタープレイヤーの一人も広く意見を求めて、この問題に対する理解度を深めようと努力されたのだが、この委員は一期を終えたところであえなく再任されなかった。耳に痛いこと、聞きたくないことは排除したい、という官庁関連審議会の特質をまざまざと見せつけることになった。

## 〔人格なき社団〕

「権利能力なき社団」を見よ。

## 〔人道主義NGO〕

広義には人道的動機、つまり悲惨な境遇にある人々の救済、不当な環境や待遇を受けている人々の生活向上や権利回復のために活動するNGOを指すが、狭義には災害救援、医療サービス提供など比較的短期で緊急性の強い活動に従事するNGOのこと。NGO活動の原点とも言うべき類型で、歴史的には宗教活動を起源とするものが多い。その動機と、通例は劣悪な作業環境も省みない活動態度は尊敬と称賛に値するものとされる。

しかし国内紛争状態の通常化、難民の増加、途上国における災害の頻発などにより、そうしたNGO組織の存在が恒常化するにつれて、いくつかの批判、あるいは議論がなされるようになってきている。

もっとも代表的なのは「人道主義NGOは人間の悲惨さに潜在利益を有している」(Koushner)というコメントで、1つにはそれら既存組織が組織維持のために、より大衆にアピールしやすい活動や宣伝に重きを置くようになること。第2に国際機関を中心とした巨大な予算(98年には約5兆5,000億円。そのうち4分の1がNGOを経由して支出されたという〔Inter-Agency Standing Committee〕)が投入されるようになったことからビッグビジネスの観を呈するにいたり、多くの問題が発生してくること、に対しての問題提起である。そのうち代表的なものをあげれば、1つは組織の巨大化に伴って組織維持のための資源調達の色が強くなることで、中間管理経費が肥大化する傾向である。これは組織における**プロフェッショナリズム**の定着を考え合わせるとある程度やむを得ない側面でもあるが、資金集めのキャンペーンではとすると触れたがらない組織が多い。たとえば難民の幼児の写真を掲載し

## さ

て「あなたの寄付してくださる月500円でこの子供は飢えから解放されます」という類で、現実はその500円のうちこの子供に渡るのがいくらのだろうか、という話である。アカウンタビリティの視点から問題であるとされる。またいま1つは、たとえば1990年代のソマリア危機の際、殺到した支援食糧のうち実際に難民キャンプで人々の口に入ったのは3分の1で、残りの3分の2は盗難などで横に流れ、内戦の武器弾薬に化けた(Maren)というようなケースで、善意を標榜する行為が、かえって悲惨さを拡大する側面についてである。

要するに悲惨な光景に対する情緒的な反応に過大に依存することの危険性であるが、さらに問題なのは、こうした反応を中心にプログラムが組織されると、悲惨な状態の発生を食い止める、あるいは予防するための活動に対するエネルギーや資源導入が二次的なものになってしまうことである。この意味では、**予防外交**の分野における人道主義NGOのより積極的な参加が望まれている。

## [神武天皇]

現在の天皇のことを語ろうとすると、そもそもの神武天皇から語り起こして連綿として今日にまで及ばないと気が済まない人、あるいはその論法。また、かつての共産主義国の公式演説が、偉大なるXXX同志の業績賛美から始まって、延々とひとくまりが終わらないと本題に入らないような場合にも転用される。NPO界には結構神武天皇が多く即位されており、プロジェクトの説明に先立って、組織設立の理念と経緯、さらには設立時のリーダー（ご本人であることが多い）の人となりから経歴、いにしへの苦勞話といかにして苦難を乗り越えたか、さらには経営理念と哲学について一場の訓示があり、それからオフィスにコンピュータが1台必要だから助成してほしい、という話になることも少なくない。

## [推定無罪]

有罪であることが立証されないかぎり、無罪であるとされるという近代法の原則の一つ。無罪であることが証明できないかぎり有罪の推定を受ける、というのは考えただけでもぞっとしない状況だが、実はそれに類した事件は現在の日本でも珍しくない。というのも、本来この考え方は、逮捕・起訴されたとしても、有罪判決が下されるまでは無罪の推定がなされてしかるべきなのだが、マスコミや世論動向はほとんどの場合そのような動きを示さない。「火のないところに煙は立たない」と

ばかり、逮捕されただけで犯人扱い、というのはよく目にするところである。もっとも企業行動や環境問題に取り組む**告発型NGO**などの場合、この原則にどこまで忠実でありうるかは悩ましい問題を提起するかもしれない。

### 〔性悪説〕

人間の本性は悪であるとする荀子の説。孟子の性善説と対立。

日本における過剰な規制の存在理由の1つは、官以外の存在についての性悪説によるという意見(住田)もある。ただ、事実「悪い」存在が結構多いのみならず、何かが起こった時に自己責任の原則よりは、「オカミは何をしていた」という安易な監督強化の声があがりがちだという風潮もあずかって力あるのが厄介である。

**NPO**、特に**公益法人**についても事情はまったく同じで、規制の多くはこの思想によっているといって間違いない。ただここでも問題なのは、事実悪いことをする法人があったり、悪いことをするというのではないが、お役所の下請け同然の仕事をするもの(「**外郭団体**」参照)があるのを、十把ひとからげにして規制しようというところにあるのは明らかである。悪いことを「するといけないから」事前に事細かに縛っておこう、というのは不適當で、**公益法人**が違法行為をしたら現行法のもとで事後に指導監督をするか、設立を取り消せば良いことである。

これとは別に、特に**助成財団**の一部にもこの傾向が見られる。この立場からは、助成金が本来の事業目的外に流用されたり、はなはだしき場合には関係者の私用に供されることもある、という可能性を常に念頭に置くべきであるとされる。結果、健全な経理システムや、きちんとした事業報告の要求というレベルに留まらず、**事業評価**が不正摘発(policing)行動と化したり、不必要に費用のかさむ会計監査行為も辞さないことになったりしがちである。これがさらに高じて、常態として「安全な」「悪いことをしようとしてもできないような」プロジェクトに対する助成に偏ったりすることになると、**民間非営利組織**としての自殺行為につながるかねない。

### 〔成果評価〕

**事業評価**の一種で、事業の成果についてそれがどううまくいったのかを検証するもの。また、それをさらに広く解して、事業の担当者・関係者の貢献の度合い、あるいは資質についての評価という要素を加味

することもある。

さ

### [精算助成]

助成資金の交付にあたっての考え方の1つで、助成対象となる事業の実施に、実際にかかった費用を限度として交付するというもの。これに対するのが**渡しきり**助成で、これは、何らかの根拠に基づいてある事業遂行に必要と認められた金額を「渡しきり」にし、現実にとれほどの費用が使われたかは問わない、というものである。

当然のことながら精算助成にあたっては、事業実施に要した金額の精算・確定が必要になる。これは**事業評価**あるいは**成果評価**とは別の、会計監査あるいはauditの視点からの作業になり、どこまで綿密に行うのか、行うべきかが問われることになる。**NPOのアカウントビリティ**という意味から、最低限の経理的な透明性あるいはしっかりした処理が必要とされるのは当然だが、何をもって最低限とするかは一義的に定めることが、とかく過剰な作業を伴う傾向なしとしない。

### [税制上の優遇措置]

**公益法人**は税制面で優遇されている。これには大別して2つの性格のものがあり、1つは所得に関するもの。すなわち受け取る利子などの収入や、本来の活動に伴う所得について所得税、法人税などが免除される。また**収益事業**を営む場合に軽減税率の適用があるほか、その利益について公益事業への一定限度の繰り入れが認められる（**収益事業**からの所得と、本来事業からのそれとは性格がまるで違う。同日に論じるべきではない、という意見もある。前者には営利企業とのequal footingの問題など、他の要素が入ってくるからだとされる）。

もう1つは、**公益法人**に対する**寄付**について、寄付者に経費控除を認めるもの。具体的には、**公益法人**のうち**特定公益増進法人**の資格を持つか、指定寄付の認定を受けた団体に対する**寄付**について控除が認められる。

こうした税制面での優遇措置は、世界中で民間非営利団体についての法制度を持つほとんどの国で採用されている。優遇措置の理由については、本来公の機関が行うべき仕事と同じ範疇の仕事をするからである、とか、そうした活動の意義を認めそれを奨励するためである、といった議論のほか、**公益法人**には収入から経費を差し引いた残り、という意味での所得が発生しない、とか、**公益法人**は単なる受託



者として一般受益者に給付する機関にすぎないから課税になじまない、など諸説がある。

特に広く一般から寄せられる**寄付**は、財政的にはともかく、精神的には**NPO**存立の基盤とも言うべきものであるだけに、現在の**特定公益増進法人**の枠をさらに拡大してはどうかという声も多い。ちなみにある**NPO**が広く一般から**寄付**を集めているかどうか、という事実をもって、その**NPO**が公益目的に奉仕しているかどうか、ひいては税制上の優遇措置を付与されるのに適しているかどうか、という考え方もある(いわゆる**パブリック・サポート・テスト**)。もともと、税制上の優遇措置が市民寄付の増加にプラスの影響を与える、あるいは低調な市民寄付は優遇措置の不在による、という意見は必ずしも実証されていないのみならず、本来そうした人為的な制度とは無関係なものである、あるいはあるべきだ、という反論もある。さらに、恣意的な公共目的の選択を許すことは租税制度の空洞化に連なる、という意見もある。

しかし、こうした議論とは別に、何やらわけのわからない「**公益法人**」という団体に税金の優遇措置があり、それが不明朗な事件の温床になっている、といった認識があるのも事実である。この認識は「**公益法人**」さらには**NPO**一般がわが国において正当な評価、したがって市民権を得ていない、ということに起因する、というのが1つ。もう1つは**NPO**に対する税の優遇とはどういうことか、についての理解の欠如による、というのがその理由である。

ひたたく言ってしまうえば、阪神大震災や日本海の重油流出事故にかけた多くの**ボランティア**が、会員制の社団法人組織を作ったでしょう。それがメンバーからわずかの会費を徴集して事務作業や、派遣の手続きの一助にしていたでしょう。さらには、一般市民からその団体に**寄付**が寄せられたでしょう。そんな収入に対して税金を取るべきでしょうか、取った方がよいでしょうか、というのが議論の本質なのである。

民間寄付が盛んなことで知られる米国において、寄付金に対する税制上の優遇措置の理由について興味深い議論があるのでそのいくつかを紹介しておく。1つは民間非営利団体の活動は**公共財**の供給であり、当然に公的補助を必要とする。それを税金の形で吸い上げた資金を政府の手を通じて配分する、という方法で行うよりも、自発的な個人の選択に任せる**寄付**(の税金控除)というかたちをとる方が効率的である。特に政府の手による配分は多数決原理によらざるを得ず、少数者保護や、きめの細かさという見地からは**個人寄付**の方が望ましい、というもの(subsidy theory)。いま1つは、本来所得課税の基本にある考え方は、納税者の個人的受益に対して負担を要求する、というものであり、他者のために使う場合、自分のために使うのと同じ税負担を求めるのは公平さに欠ける、というもの(equity theory)。どちらも控除に限度額を設けることをおのずから論理的に必要とする点が面白い。

**NPO**の権利能力、つまり法人格がどのようなものであるか、あるべきかという話と、それにどの程度の税制上の優遇措置を与えるか、とい

う話は必ずしも同じではないことに注意しておく必要がある。

さ

## [正統性]

legitimacy。正当性とも書く。社会学、政治学で用いられる概念で、社会学では正当性、政治学では正統性の方を好んで使う傾向がある。社会学の見地からは、何らかの支配・被支配「関係が存在・維持されるためには、被支配者の内発的な服従が必要である。」その「支配を正当なものとする根拠」のことだとされる。一方政治学では、「政治権力への服従を社会倫理的に正しいとする一般的な了解をいう。」とする(いずれも有斐閣・辞典)。

通例民主主義社会では、選挙によって選ばれた代議士、彼(女)らによって作られた法律、法律による支配、を法的支配あるいは法的権威の根源とする。これに対して**民間非営利組織**は、いわば自薦(self-appointed)組織であり、その行動あるいは影響力行使はそうした制度的な裏づけを伴わない。これを正統性の欠如ととらえる見方がある(Matthews)。特に強制力を持った法的機関の欠落した国際社会では、**NPO・NGO**が事実上大きな力を持つことに対して、この面から見ると疑念が呈されることがある(Ottaway)。

このうち前者については、正統性の根拠を多くの人々による支持ととらえ、**情報開示**によってそれを担保しようという考え方がある。特に財政・資金面でのそれを追求することによって「衆目の下で活動する」ことが正統性の確保そのものだという。また、後者については答責性の問題として、単なる合法性を上回った基準を自ら設定し、それを任意の申し合せのかたちで公表することによって回答を与えようとする意見がある。(入山)

他方、民主主義に内在する問題点として、①多数決と衆愚の危険性、②合意形成に要する時間によって喪われる機動性、③現在利益志向による長期的視野の欠如、の3点をあげ、**民間非営利組織**はそれらの欠点を補うために民主主義社会にビルトインされた装置であると説く立場(山崎)もある。この立場からは、定義的に正統性の問題は存在しない。

## [政府、企業、NPO共同の活動]

より住みやすい社会の建設をめぐる、政府・企業・NPOの三者がそれぞれに活動を展開しているのはよく知られているが、**シビル・ソサエテ**

イの実現に向けて、この三者の共同作業 (intersectoral cooperation) の必要性が論じられるようになった。政府と企業の共同活動はこの文脈からは問題意識に入っていないから、ここでの主役はNPOということになる。こと改めて三者の共同関係が強調されるようになった背景は4つある。

1つは、これまでNPOの他の二者からの独立性を意識する論調が強かった。告発型NGOは言うに及ばず、アメリカでも民間非営利組織のことを independent sector (直訳すれば独立セクター)と呼ぶことがあるのを見てもわかるように、両者から距離をおいた独立独歩のあり方こそがこのセクターの比較優位を保つ所以のものだとする傾向があった。したがって依存する資金源も市民の個人寄付が主要なものであり、またそれが望ましいとされた。しかし、このセクターの個人寄付依存度はわずかなものであるとするサラモンの研究は、この「神話」(サラモン)に一石を投じたものであった。するとNPO活動原資はどこから来るか。自己調達(営利事業と、メンバー制組織であれば会費収入)か、公的セクターしかない。

またそれと並行して、いわゆる大きな政府、高福祉社会に財政的な危機が訪れ、歳出カットを正当化する1つの論拠として民間活力の活用、あるいは個人責任の範囲拡大がしばしば唱えられるようになる。いきおいこれまで公的機関の提供してきたサービスはカットされるか、あるいはより能率的な提供主体を探すことになっていく。これが両刃の剣の議論であることは言うまでもない。

3番目はシビル・ソサエティの議論そのものなのだが、既存の(政府・公的機関を中心とした)制度や組織に限界と疲労が見え始め、民間非営利組織の活力に期待感が持たれるようになる。ただここでいう「期待感」、あるいはNPOに対する「熱い視線」について、誤解されてならないのは、NPOがますます官僚機構にとって代われるとか、公的セクターはNPO活動に対してオカネだけ出して口は出すな、という意味ではないということだ。前者は幻想を通り越して妄想に近いし、後者は本来公共財提供の原資が税金とかたち以外でいかに可能か、と正面から問うべき話である。残念ながら日本ではこの点ははまだ十分に顕在化しているとはいいがたい。公共財提供主体はあくまでオカミであり、その他の主体はたかだか「すき間産業」である、という認識が一般的だからである。

4つ目に、企業の公益性という側面が、公害問題とか廃棄物問題、さらには企業倫理といった見地から改めて問われるようになってきている。「よき企業市民」とかPLというのはその現れの1つだが、民間非営利組織の看板である「非営利」性の境界がやや不明確になってくる。のみならず、営利・非営利のクロスオーバーまで論じられるようになる。ここではすでに協働の域を超えているのかもしれない。

これを、より良い社会とは何か、そしてそれはどうすればいちばんうまく実現できるのか、という問いかけに置き換える時、これまで(特にわが国では)比較的認知度の低かったNPOの機能を見直すという視点が

出てくる。そして、それは社会全体から見れば限られた範囲ではあるかもしれないが、新しい行動主体がもっとも求められている分野を特定してみるとに繋がる。さらにNPOを中心にすえて共同作業を考えてみようとする、というのはむしろ当然の帰結であるといつてよい。

しかし社会機能には必ず既得権や利害関係が付きまとう。「共同の活動」という時に、相互の主体としての尊重(NPOのガバナンス)と、それぞれの機能とその比較優位に対する認識を欠けば、単なる下請けとか、意のままになる従属機関の発生、という結果に落ち着かざるを得ない。そしてその危険性は、特にNPOの相対的地位が弱体な社会においては強い。「政府に批判的なNGOが政府主催の会議に招かれたがるのは理解できない」といった発言がまかり通る風土ではなおさらである。

### [政府の失敗]

government failure。公共財は、この性格上政府の手に委ねられることが多い。しかし、政府によるサービス提供は官僚主義によって評判がよくないほか、画一的、一網打尽的になりがちである。これは欠点というよりは、多数意見にしたがって行動すべき政府の特性としてむしろそうあってもらわねば困る、という側面もある。だから、少数者に対するきめ細かいサービス提供などの場合には、NPOの方が向いている、という議論である。

### [説得定義]

定義の中に情緒的な意味を含んでいる言葉を忍び込ませるやり方。通常は受け取り手のある方向に誘導する目的で用いられる。persuasive definition。「あれは真のNPOではない」あるいは「NPO活動の真価は税務署によって判断されるようなものではない」というのはその一例。

「説得定義は有効な説得技術として政治的実践の領域ではきわめて大きな機能をいとなむ」「しかし理論的認識の領域に説得定義をもちこむことは断じてゆるされない」(碧海)

## [操作定義]

Operational Definition。「曖昧あるいは多義的な語または概念を、簡潔、測定可能かつ明確な方法で定義」(Geoghegan)する手法。測定可能ということは検証可能ということだから、その手法自体が定義に含まれる、つまり証明方法を定義自体が示しているのがミソである。

たとえば公・私の区別に関して、それはどう違って、いかに区分されるべきかが先に定義されているのではなく、「自らの価値と知識を前提として、どのようなものに規制や配慮を加える必要があると思うのかを決定し、その上でそれらを『公共的』であると認める」(ゴイス)ことにすればよい、そういうものだ、というのは典型的な操作定義だが、これによれば公私の区別は時代と必要に応じて、民主主義的な手続きでその都度決めればよい、ということになって不毛な神学論争は避けられる。が、これでは物足りなく思う人もいられるかもしれない。そういう人は、やはり公なるものの本質を定義すべきだ、と議論することになる。

## [ソーシャル・アントレプレナー]

social entrepreneur. 社会的起業家。アントレプレナーはもともとフランス語。普通の事業家というより、思いつきに富んでいたり、リスクを取って事業を「起こす」人という意味で使われることが多い。(あまり知られていないが、「起業家」という訳語を初めて創ったのは十余年前の野村證券・田淵節也氏である。)これに「社会的」が付くと「社会に新たな仕組みと価値観を創出する市民のリーダー」で「身近な課題を主体的に発見し、コミュニティの資源を使い、社会性と事業性を両立させながら問題に取り組み解決策を導く」(東京財団)という意味になるようだ。とはいえ、和製英語でもなんでもない。1997年6月トニー・ブリア就任後初の政策演説にもこの表現は登場し、市民権を得ているものの如くである。

## [ソーシャル・キャピタル]

Social Capital. 字義通り翻訳すれば社会資本。世の中がうまくいったり、いかなかったりする理由を説明するために、あるいは異なった社会相互間の何らかの成果比較を行うに際して、無形の文化的背景のようなものを漠然とひとくくりにして説明要素としようとする概念。たとえば(アフリカに比べた)アジアの経済発展の要素として識字率の高

さ、儒教文化による勤勉などを主要要因と捉えようとするれば、アジアにおいてはソーシャル・キャピタルの蓄積が高い、ということになる。こうしたcatch allともいべきさまざまな概念(たとえば「市民社会」、「持続可能な開発」など)と同じように多義的で、用いる人によって内容が大きく異なったりすることも稀ではない。

たとえばある定義によれば、ソーシャル・キャピタルとは「人々がつくる社会的ネットワーク、そしてそのネットワークで生まれ共有された規範、価値、理解と信頼を含むものであり、そのネットワークに属する人々との間の協力を推進し、共通の目的と相互の利益を実現するために貢献するもの」(宮川・大守)ということになり、一読してわかるようにある枠組みとその内容、さらにはそのメカニズムが機能した結果発生したのまでをひとくくりしている。ことほどさように融通無碍な、あるいは適用範囲の広い分析枠組みに対しては、原因と結果が混同されている、ある社会事象を説明するに際して、きわめて恣意的に指標が選択されたり、計量にあたって相互比較の困難な局面が容易に予測される、といった問題点の指摘がある(Baron, Field and Schuller)。

また、ソーシャル・キャピタルは、現実には構成員のなにかの価値観の共有を前提にする場合が多いことから、自由と平等が相反する概念だということと同じような意味で、これは**多元的価値観**と二者択一の関係に立つことがあるという見解がある(Pekkanen)。これによれば、日本の非営利組織は前者を重視するあまり、**プロフェッショナルリズム**に欠けた小型のものが多くなったという。

## [相転移]

物理学の用語で、水が液体・固体・気体に変化するように、物質の相(phase)が変わること。複雑系あるいはカオス理論によると、生物の進化、あるいは複雑な社会事象といった現象にはきわめて整然とした秩序状態と、まったくランダムなカオス状態があるが、その相互間で相転移する直前の状態、すなわち「カオスの縁」において複雑な諸活動をもっとも調和的に働かせることができるし、同時に進化の能力をもっとも持つ。それはあたかも「見えざる神の手」そのものではないかと考えられるという(カウフマン)。これは整然としたヒエラルヒー社会と、それぞれが自らの関心事のみを追求する社会の中間においてもっとも望ましい社会が実現される、という含意があり、自発的な複数組織の任意の活動がより良い社会建設に必須だ、とする**シビル・ソサエティ・モデル**にとってきわめて魅力的な議論である。

もっとも自然科学での議論を社会科学に安易に援用することには、ソール流の手厳しい批判もあるのだが。

## [そもそも論]

沿革・起源から説き起こす議論。ややもすると**神武天皇**に墮する場合もあるが、一度原点に立ち返るという意味からは意義なしとしない。たとえば**民間非営利組織**についてその存在意義、あるいは出現の歴史を問うてみばおおよそ次のようなことになると思われる。

貧困・恵まれない人々、さらには老・病・死といった問題への対応。それを互助の精神の中で何とかしよう、というのが洋の東西を問わず、民間非営利活動発生の原点であった。これは同時にそうした境遇の原因としての無知を教育によって解決しようという動きに連なるのは自然である。その反面、人間精神の発露としての芸術・文化といった側面でもこうした活動は展開される。

したがって、初期段階における宗教との結びつきはむしろ当然であると共に、貴族とか、豪商といった少数の篤志家もこうした活動の担い手になる。村落共同体、あるいはコミュニティの中にこれらの機能が存在するのもごく自然なことであると言ってよい。この原初形態が今日まで継続しているのはよく知られている。

さらに時代が進んで、市場制経済、民主主義(国家)が成立すると同時に、メディアが発達すると、活動領域やその形態にさまざまな変化が見られるようになる。

たとえば貧困の問題は、市場制経済の中では富の配分の問題という側面がより強く意識されるようになる。また、コミュニティの衰退と期を一にして地域固有の問題処理がアジェンダにあがるようになる。同時にさまざまなメンバー制組織が出現する。

核・環境・人権といった新たな問題領域が国際的に展開されると同時に、問題解決それ自体と同様に**アドボカシー**が活動形態としての重要性を増してくる。

こうしたそもそも論は、時として**排除の論理**がいかに意味のない議論かを検証するのに役立つ。と同時に**螺旋状の進歩**を検証するものともなる。

さ

## た

## た

## [第3セクター]

国際的には、政府（第1セクター）企業（第2セクター）のいずれでもない、**民間の非営利組織**を総称して第3セクターと呼ぶ。その前提には、自発性と個人責任に基づいたこうした活動が社会に不可欠であるという認識がある。ところが日本で第3セクター、あるいは3セクという、官（多くの場合地方自治体）民合併による事業会社のことである。これは一方では**公共財**一般について、オカミ万能、オカミ依存の体質が強く、民間の非営利活動そのものに対する認識が希薄なこと、他方**公益法人**は官庁**外郭団体**と同一視され、あってもなくてもどうでもいらいの認識しかないこと、したがってこの世の中を少しでも住みやすくしよう、という仕事はもっぱら政府と企業の仕事だ、という認識が一般的なことによると思われる。

## [多元的価値観]

文字通りさまざまな価値観が存在すること。それらの間に支配・服従の関係が成立することを余儀なくされるか、平和共存ができるか、それとも健全な競争的並立関係で推移することが可能なか、が問われることになる。おそらくは「異なっていること」を相互に認めあい、多様性相互の触れ合いによってより豊かな文化を創りあげていく、そのためには「異なっていること」の相互理解が重要だ、というのが広く受け入れられる見解であろう。しかし当然のことながら、ある価値観の、他に対する許容度が問われざるを得ず、それによっては「文明の衝突」シナリオとか、唯一神のもとの世界統一、という発想も生まれてこよう。

NPO存立の基盤はいくつかあるが、その代表的な理由として多元的価値観の存在があげられることが多い。つまり「志を共にする人々」が集まって組織する無数のグループ、というイメージである。志、つまり社会において大事であると考え、これをなすべきであると信ずることの多様性だと言ってよい。のみならずNPOが本質的に自発的であり、他に対してヘゲモニーを求めない、という特性を持つという定義が正しいとすれば、これはまさに多元的価値観共存の申し子とでも言うべき存在であろう。

しかし、具体的なある社会や、クニのシステムというものを念頭におくと、このNPOの多様性には、多元的価値観の相克が問題とされるの



とやや違った意味で問題がある。それはNPOの持つ行動領域の限定的性格、あるいは視野の狭さとかかわりである。NPOに対する社会的認知と評価が必ずしも十分ではない日本ではまだおどき話のように聞こえるかもしれないが、NPOが「非国家アクター」(Matthews)として国際関係に大きな地位と影響力を持つようになると、「そんなに力を持ってよいのか」という懸念が発生することになる。

志を共にする、というのは、とりまなおさず限られた少数の同志、したがって少数の立場の代表である。そんなNPOが、選挙制度によって選ばれたわけでもなければ、実定法に基づいた職務権限によって行動しているわけでもないのに、そんなに力を持ってよいのか、ということである。実は企業の私的利益の追及についても、私的利益追及の総和は総体としての社会の利益に一致するのか、という見地から類似の議論がなされたことがある。「神の見えざる手」そのほかの論拠によって、市場経済の枠組みの中では一応この論点はクリアされたと考えられている。NPOについて少数利益代表の自己主張の総和が、何らかの制度の枠組み(価格メカニズムによる市場、民主主義的手続きetc.)を通じることなく、社会全体の利益と合致するかどうかは問われなければならない。あるいは、いかなる「制度」のフィルターを通せばそれが可能かを確かめなくてはならない。

ここでの重要な要素はそれらNPOの資源(主としてオカネ、しかしそれに限らず人的資源なども含む)がどこから調達されるかである。仮にその大部分が民間から調達されている場合には問題は比較的少ない。これは換言すればそのNPOが市民(企業を含む。「企業の社会貢献」参照。)の支持を取りつけていることであり、その範囲でその力量に応じてサービスを提供する、ということだから、その影響範囲が大きかりょうが小さかりょうが、一種の需要・供給という市場関係が存在していると考えてよいからである。問題は資源の一部または主要部分が公的資金によってまかなわれる場合である。仮に行政が、あるいは国際機関などが何らかの理由で、サービス提供を自ら行うよりはNPOの手に委ねる方がよい、と考えたとしよう。一つの考え方は、他の財・サービスと横並びにして何の違いもない、とするものだろう。つまり、役所が鉛筆を買う、道路工事を発注する、それと同じで、民間企業に代わってNPOから財・サービスを購入するにすぎないと見る。業務委託の場合もあるだろう。高齢者に対する給食サービス業務をNPOに委託する。これならば純然たる契約関係であり、特段のことはない。民間企業を相手にする場合と同じように、品質管理が話題になることもあれば、瑕疵担保だって考えねばならないだろう。ここではガバナンスとか憲法89条は問題にならない。購入すべき財・サービスの規格、態様が明示され、規定されているからである。これが逆になったらどうだろうか。つまりNPOの側が財・サービス、あるいはプロジェクトやプログラムを提示して、「よさそうなもの」を官の側が選択して購入する、という場合である。官の予算の款項目の中に限定した用途目的が明示されていれば、先の場合と同じだ、と考えることができる。それではその

た

限定のされ方がもっと包括的で漠然としていたらどうなるか。国際交流のため、とか、**草の根**の開発活動のため、といったカテゴリーで予算枠が決められ、何をどう選ぶかについてかなりの裁量の余地がある、といった場合である。

こうしたオカネの使い方について官の側が**アカウンタビリティ**を確保しようとするれば、**NPOを憲法89条**にいう「公の支配」の下におく、より具体的に言えばその活動を管理監督下におくことになる。しかし、それは**NPOの側のガバナンス**に大きな問題を提起することになる。役所が目き袖ひきして事細かに**NPO**のオペレーションに介入するのでは、何のために**NPO**と協力するのかわからない。この間の事情は**政府、企業、NPO共同の活動**と類似の問題を提起することになる。**NPO**の自主性を尊重し、その活動に期待するというスタンスを徹底しようとするれば**民法34条**は言うに及ばず**憲法89条**改正によるほかはない。その場合には一方において官の側がどれほどの自由度、寛容度をもって**NPO**に接するか、それに対する市民の支持があるかが問われると同時に、**NPO**の側の**アカウンタビリティ**がいかに制度的に保証されているか、ということになる。

ちなみに多元的価値観については、いまひとつの問題点がある。それは「啓発された利己心が、常に**公益**のために作用するというのは、経済学の諸原理から正しく演繹されるものではない。」(ケインズ)というもので、**シビルソサエティ**あるいは自由な市民活動が最大多数の最大幸福を実現する保証はない、とする。要するにてんでんばらばらに**公益**(あるいはある集団の利益)と信じるころを追及したり、非営利活動に突っ走りさせるのは、ただかたか無秩序を生むだけで、効率的な政策実現とか、資源の有効活用という意味で問題がある、というものだ。この議論の代表的な類型は**コーポラティズム**である。この議論にも傾聴すべき点はあるが、安易に同調すると先のオカミによる指導監督と野合してしまうから注意が必要である。規制撤廃の話と同じで、目的追求のための具体的な知恵が問われているに過ぎない。

たとえば**公益法人**(のいくつか)が**税制上の優遇措置**を悪用して**収益事業**を通じてボロ儲けをし、それを中に貯め込んでいるのがけしからん、社会全体の福利向上に役立っていない、としよう。けしからんからといって、あの活動はよいがこれはだめ、とか、資産保有形態として株がだめで定期預金ならよい、などというパッチワークに走るのではなく、本来の活動と縁の薄い収益活動には企業並みに課税をする、貯め込んで持っている資産の一定部分は公益目的のために支出を義務づける、といった方法を講じればよい、ということである。

## [タコソボ型社会]

1958年に丸山眞男が言い始めて、その後人も知るように人口に膾炙した。彼によれば「近代日本の学問とか文化」「あるいはいろいろな社会の組織形態」が「それぞれ孤立し」「並列している型」であるのをタコソボに見立てた。ちなみにこの逆に「元のところが共通していて、そこから(中略)分かれて出ている」ような組織はササラ(竹の先を細かく割って束ねた楽器〔広辞苑〕)型という。タコソボ型組織では「属している仲間だけで通用する言葉なりイメージなり」に満足しがちである結果「組織としての偏見がそれぞれ抜きがたく」(丸山)存在することになる。単一争点(single issue)をめぐる結成されることの多いNPOにも当然他山の石と観念すべきことである。

た

## [玉虫色]

(玉虫の羽が光線の具合で緑色や紫色に見えたりすることから)見方によっていろいろに受け取られるような、曖昧な表現(広辞苑)。英語ではiridescence。平成15年(2003)の公益法人制度改革に関する閣議決定がその一例であるとされる(C's)。利害関係が輻湊する関係者すべての「顔が立つ」ように、故意に採用されることが多い。まれに、正確を期するあまりこうならざるを得ない場合があるが、操作定義の採用によって回避し得ることが多い。

## [単細胞]

細菌、鞭毛虫など一生を1つの細胞のままで過ごす生物のこと。転じて、考え方が単純な人のことをいう。確信犯、天動説と同様にNPO界にはよく見られる類型であるが、これらすべてが同居するといささか困ってしまう場合が多い。NPOがどこかでひっそりと良いことをしている場合には、あどけない単細胞は有益な存在であることを喪なわないが、社会的に一定の機能を果たし、影響力が出てくるとそれでは済まされないことになる。ちょうど日本が東洋の片隅で大した存在ではなかった時にはそれでよかったことでも、世界の経済大国になると許されなくなる振る舞いがあるのと同じことである。

## [小さな政府]

た

社会福祉を中心に肥大化した政府機能と、それに伴う財政問題の解決として唱えられるようになった考え方。他方では政府による各種規制を撤廃して、より市場原理を機能させたいという文脈で用いられることもある。

そのための施策の1つとして「民間能力の活用」があげられることが多い。民間ができることは民間に任せて、政府の仕事はどうしても政府でなければならないことに絞っていこう、というのはきわめてもったもな話である。特に公共財の提供をめぐる、政府が財源を提供し、実際にサービス供給を行う役目はNPOに任せるのは、おそらくコストも安くつくだろう(高齢者福祉については、民間委託の方がかなり安いという地方自治経営学会による実証的報告もある)し、きめの細かいサービスも期待できるだろう。ところが時としてこれまでは公的資金で提供していたサービスを中止して、それに代わるものとして民間財源に期待する場合にもこの論理が用いられることがある。それが合理的な判断である場合も、そうでない場合もある。

たとえば伝統的に大きな政府に対する反感が根強いアメリカでは、レーガン大統領の時代に、一種の福祉切り捨てを行う代わりに、数多いNPO活動(thousand points of light)に期待する、という立場をとったことがある。これは賛否両論を呼んだが、特にサラモンがそれまでの米国における財政的に独立したNPO像を幻影であるとしてしりぞけ、このセクターの公的資金への依存度を明らかにしたのは有名である。

## [中間法人法]

民法34条による公益法人が、その設立に必須の要件として「公益ニ関スル」ものであることを求める結果、公益に関係ない社団は「**権利能力なき社団**」として法人格取得の途がない。同窓会とか、業界団体のようなものがこれにあたる。これに対処すべく制定された法律(平成13年6月15日法律第49号)。

先の通称NPO法を含め、100を超える法律でつぎはぎしながら作られた法人がまた1つ増えたことになる。

この法律が策定される過程で、NPO・NGOに理解の深い碩学が関与されていたこともあって、公益法人制度の持つさまざまな欠陥や、非営利性と公益性をめぐるの基本的な問題に踏み込んだものになることを期待する見方もあった。しかし結果は、そうした問題意識に対して何らの回答を与えるものとはならなかった。のみならず、新・中間法人の事業はすべて課税対象とされる。この結論に至る議論の過程が一切公開されなかったのでつまびらかではないが、**会員制組織の会費収入**

に次年度繰り越し分が発生した際、それが課税対象になるという解釈を許す余地があり、きわめて問題である。

むしろこの法律制定に際し、一部関係者の努力によって衆参両院の法務委員会で作された付帯決議の方にはるかに重要な意味がある。これは「公益性の認定の在り方など民法34条の公益法人に関する法制の見直しを含め、その基本的な法制の在り方を速やかに検討する」ことを政府に求めたものである。もっとも付帯決議そのものについて言えば、参議院の方には「公益法人として真にふさわしい事業内容と運営を確保するため厳正に指導、監督を行う」（公益法人指導監督連絡会議）といった旧態依然とした認識も見られるから、手放して喜んではいられないもの、民間非営利活動について抑圧的・制限的でさえあったわが国の制度がこれを契機に見直されることを強く期待したい。

なお、平成18年(2006)の公益法人制度改革によってこの法律は廃止された。

### [町内会]

カテゴリーとしては日本最大の民間非営利団体の1つ。全国自治体のほぼすべてにおいて組織され、その9割近い区域において存在し、その総数は27万5,000にのぼる。自治体行政から広報誌配布、募金協力、住民への連絡などの事務を委託される場合が多く(総数の約7割)、補助金を交付されている団体も半数近い(昭和55年〔1980〕自治省調査)。第二次大戦中に大政翼賛会がこれを下部組織とした(昭和17年〔1942〕8月14日閣議決定。後にGHQにより破棄)ことの記憶が強く、官製団体と考えられがちで民間非営利団体であるという認識は薄いのが、れっきとしたNGO・NPOである。

法人格がないことから、不動産等の所有を巡って争いが起きることが多く、平成3年〔1991〕の地方自治法改正により「地縁による団体」として法人格が認められることとなった。現在では中間法人法による中間法人を選択する途も開かれている。

残念ながら、町内会に関する実証的な研究は質・量ともに十分とは言えない。横文字組織に浮かれる前に足下を固める必要があるようだ。

### [定款]

公益法人である財団・社団法人のうち、社団法人はその設立に際

して、その目的、名称、事務所、資産に関する規定、理事の任免に関する規定、社員資格の得喪の6項目（必要的記載事項）について定めた書類を作成しなくてはならない。これを定款という。ちなみに株式会社のものやはり定款と呼ぶが、必要的記載事項はさらに多い。**財団法人**の場合には、上記6項目のうち最初の5項目について同様の義務がある。これを**寄付行為**と称する。聞きなれない言葉だが、要は**財団法人**の**（社団法人・株式会社における）定款**に当たるものである。

### [出羽守]

何かというとき「…では」といいたがる人のこと。…の部分には外国の国名が入るのが一般的である（例：アメリカでは）が、時には特定組織や地域（例：わが社では・おらが村では）になることもある。

一般的には良いこと、素晴らしいこと、自慢できることを、自分が知っている、経験しているというメッセージの前置きとして使われることから、ひげらかしの好きな人の代名詞としても使われる。

NPO界にも出羽守は決して少なくない。先のアメリカを筆頭とする外国型に加えて、この世界に多数生息するのが現場型変種である。「学者はそう言うかもしれないが、現場では」「現場ではそんなことを議論しているヒマはない」等。

「道聴塗説」参照。

### [天動説]

地球が宇宙の中心であり、太陽や星は地球の周りを回っているとする説。転じて行動や考え方のパターンがすこぶる自己中心な人をいう。**確信犯**もこれに近い。有害な場合も無害な場合もあり、NPOの世界では珍しくない。ちなみに英語ではPtolemaic。反対の地動説はCopernican。

### [道聴塗説]

**出羽守**の変種。論語陽貨「子曰道聴而塗説徳之棄也」から、「道を歩いて行く途中で誰かからある説を聞くと、それを自分の心に会得

するところもなく、そのまま自分が路上で逢う他の人の耳に移して説き聞かす」(諸橋)こと。受け売り、あるいは知識のひけらかしの場合が多い。NPO界では特に環境運動家によく見られる。京都プロトコルが無条件に正しかったり、いまも熱帯雨林がなくなる、といったケースである。**確信犯**と共存することも多い。

た

### [特殊法人]

特定の法律によって数を限って設立された法人。より狭義には「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為(政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為のこと)をもって設立すべきものとされる法人」(総務省行政管理局)。現実にはこのうち、総務省が毎年行う業務審査の対象になるもののみを指し、100近く存在する。巨大なものも多く、その収入は100兆円を超え、常勤職員数も53万人近い。これとほとんど同じでありながら、総務省の審査を受けないことから特殊法人と呼ばれず**認可法人**といわれるものが40余り存在する。

特殊法人の肥大化が問題とされ、「1つ作るのなら1つつぶせ」という総量規制がなされるようになってから、より簡単に設立できる**公益法人**の制度による**指定法人**なるものも出現するようになった。ほとんどが**外郭団体**そのものである。

### [特定公益増進法人]

寄付金に対する**税制上の優遇措置**が認められる団体の1つ。個人あるいは法人の寄付金は、国または地方公共団体に対するもの、財務大臣が指定する教育、科学、文化、社会福祉などに関する全国的で緊急性の高い募金活動に対するもの(いわゆる「指定寄付」)と、この特定公益増進法人に対するものに限って優遇措置が認められている。この特定公益増進法人は昭和63年(1988)に、従来の「試験研究法人」の範囲を拡大して導入された考え方で、「公益の増進に著しく寄与する」と財務大臣によって認められた法人に対する寄付金について優遇措置を講じる。

財務省がこれにあたるか認めないかについては、この制度ができた当時に比べると、かなり柔軟な解釈が行われるようになってきているが、それでもいくつかの問題点が残っている。その1つは一般のNPOのうち(学校法人、社会福祉法人を除けば)**公益法人**しか対象

としないことだが、これはむしろNPOについての法制不備の問題だから、そちらで対応すべきことかもしれない。むしろ問題なのは、公益の増進に著しく寄与する、として29項目が限定列举されているのだが、その多くの項目について視野の狭さが見受けられること(たとえば「海外における我が国についての理解の増進を図る」のは認めても、その逆、つまり日本で海外のある国についての理解を深める、さらには相互理解、はまったく考慮されていない)、さらには精粗さまざまなその30近い項目のうち、いくつかにまたがって複合的な活動をする団体も一応対象にはされているが、あくまでも限定列举のどれかの項目に該当する、というのが念頭にあるようで、それ以外のものは例外的な扱いに近い。わが国において多目的財団とか、**コミュニティ財団**がまだ例外的にしか存在していないことの反映かもしれないが、そういう複合的なNPOこそが幅広い市民の支持を必要とすることを考えると、いかにも旧態依然とした規程だという観は拭えない。

平成8年(1996)4月現在1万7,000団体(ただしこのうち1万5,000近くは社会福祉法人)がこれにあたと認められている。

### [特定非営利活動促進法]

正式には平成10年3月25日法律第7号。通称**NPO法**。

日本の多くのNPOは**任意団体**であり、法人格を持っていない。これによる不便さを解消すると共に、名実ともに市民権を得たい、というNPOからの要望は1990年代始めから徐々に盛り上がりを見せ始めていた。特に阪神大震災(平成7年〔1995〕)における**ボランティア**のめざましい活動の後で気運は一気に現実化の兆しを見せた。このための方法としては民法改正によるか、あるいは特別法制定によるほかはない。

後者の方法による試みがこの法律である。民法上の**公益法人**についてこれまで問題にされていた諸点(特に主務官庁による設立認可をやめて、届け出による**準則主義**に転換すること)が改善されたのは画期的であるとみなす人が多い。しかし、特別法制定によったため、民法法人と間の整合性を考慮に入れざるを得ない(新法によって成立する法人と、既存の民法による**公益法人**と、どこが違うのかが明確に区別されていなければならない)ことから、いくつかの問題点が発生した。また、**税制上の優遇措置**が先送りされたのも将来に解決を待つ課題である。

この法律を、「取りあえず」1歩前進と見るか、本来の民法改正を避けた姑息なもの、と見るか、評価は分かれる。が、法律の内容もさることながら、法制定の過程において数多くのNPOが議論に参画し、立法院や政党的側にもこれに真摯に耳を傾ける姿勢が見られたことはきわ



めて大きな収穫であったように思われる。

この法案審議の最終段階で面白い議論がいくつか浮上した。その1つは、「市民」という言葉に対するアレルギー (Pekkanen) である。市民活動とか市民運動が反体制と認識されることに起因するものであると思われるが、ひところの米国で「リベラル」というレッテルが否定的な意味で用いられていたのに似ている。

た

### [泥棒に十手捕り縄]

やや古風な表現だが、読んで字のごとく盗人に警官をさせること。冗談だろう、という話だが、これを警官が泥棒というのでは、さもありなんとはいわないまでも大して面白くないことに注意。要するに前提条件としてどだい無理に決まっていることを無視してかかるところがこの俚諺のミソである。たとえばお手盛りの公益法人を設立するのに熱心な主務官庁が、その指導監督にあたる、というのもこれだという人もいる。

「公益法人指導監督連絡会議」参照。

な

## [内部留保]

な

企業会計で用いられる用語で、「純利益のうち、社外に分配されないで企業内に留保される部分」(東洋経済・会計学辞典)のこと。構成員に利益を配分しない(非営利)公益法人あるいはNPOにはもともと馴染まない観念であるが、「公益法人指導監督連絡会議」の定める「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(以下「基準」)は平成8年(1996)からにわかには過大な内部留保をいましめるにいたった。下記から推測するに、おそらく単年度取入から諸経費を差し引いて次年度以降に繰り越す差額と、それ以外にさまざまな理由で積み立て、あるいは引き当てである金額を指すものと思われる。

「基準」は、公益法人の内部留保とはその総資産額から、①財団法人における基本財産、②公益事業を実施するために有している益金、③法人の運営に不可欠な固定資産、④将来の特定の支払いに充てる引き当て資産等、⑤負債相当額、を除いたものであるとし、これは一定の範囲にとどめるべきであるとする。そしてその範囲は、事情はさまざまだから一律に定めることは困難であるとしつつ、事業費、管理費および(事業のために不可欠な)固定資産取得費の合計の30%程度以下にせよという。例によって不必要に広い事務所はダメだとか、必要以上の退職給与引当資産は該当しない、とかご親切きわまりない。

しかし、どれほどの金額を使わないで将来に備えるかなどという判断は、本来公益法人自身に委ねられるべきものである。とはいえ、ただひたすらに貯め込むことに専念して、将来高層ビルのひとつも買おう、などという公益法人はけしからん、というのにも一理なしとしない。が、それでも一定の支出を義務付ける、という手法で対応するのが筋である。

会費収入が収入の大部分を占める社団法人のような場合には、メンバーの意向もあることだから、貯め込み専門(会費だけ払って何もしない組織のメンバーであり続ける)などということは考えにくい。だからこの議論に実益があるとすれば基本財産からの金融収益をあてにする財団型の法人であろうと思われる。それならば金融収益のうち一定率(たとえば長期金利、あるいは国債利回り相当分)の公益目的への支出を義務付ければよい。

## [にわとりと卵]

周知の通り、2つの事柄のどちらが原因でどちらが結果かがわからない、どちらともいえるようなケースである。たとえば法人格のないNPOについて、その活動がしやすい環境を整える意味で法制度整備をするか、NPOの活動が社会的に必要とされ、認知されるようになるのが先か、みたいな話がそれ。「特定非営利活動促進法」が前者なら、曾野綾子、竹中ナミ両氏の議論などは後者に近い。ただ、因果関係を問うのでなければ、二者択一で考える必要がないのも明らかである。

な

## [任意団体]

「権利能力なき社団」を見よ。

## [認可法人]

「特殊法人」を見よ。

## [人間の安全保障]

human securityの日本語訳。初出は1994年のUNDP(国連開発計画)の『人間開発報告書』だが、1998年小渕恵三総理(当時)がこれを日本外交方針の中心として位置づけて以来、国際的にもさまざまな動きが見られるようになった。いわゆる「非伝統的」安全保障の1つで、特徴的なのはこれまでの安全保障なり国際問題解決の方途なりが、クニというフィルターを通して市民に効果が及ぶのを常としたのに対して、この考え方では、国際機関や国際協調の企てが直接に受益者である市民に対峙する、という構図を取るところにある。その意味ではNGOの出番も多くなろうというものだが、日本にとってはいま1つ重要な意味がある。それは、人間の安全保障という観念が、「恐怖(fear)からの自由」と「欠乏(wants)からの自由」の2つの目標の実現を掲げていることにかかわる。この考え方を支持するカナダなど西側諸国が、前者を優先させがちなのに対し、途上国側はこれは軍勢力・警察力を背景にした内政干渉に連なるとして警戒心と反発が強い。後者

にプライオリティを置く、あるいは憲法9条下で置かざるを得ない日本外交としては絶好の出番というべきであろう。それかあらぬか、ODAの従来「草の根無償」スキームが、「草の根・人間の安全保障無償」と改名された。が、実施の実態を見ると従来通りの安全な細切れ援助の寄せ集めという感が拭えない。折角の機会を逃さぬよう、日本のNGOのアドボカシーが期待される場面である。

な

### [ネガティブ・リスト]

NPOは志を同じくする人々の集まりである。広く同志を募ろうとすることもあって、何らかの形でこの組織は、この団体はこんなことをしています、というのを世の中に公表する。その際に「これこれのことはいたしません」という形を取る場合があって、それをネガティブ・リストという。たとえばある奨学金給付団体が「女性の方のための奨学金です」といえばポジティブ・リスト。「男性の方には給付いたしません」といえばネガティブ・リスト(negative list)である。

### [ネットワーク]

最近はやりの言葉の1つで、もともとは読んで字のごとく網の目のようにつながり。放送網などを指す用語として使われてきた。それが仲間が集まりとか、連携組織のような意味から、さらにはそれを通じての情報交換が手段から目的とみなされるものまで、広範な意味で使われている。時と場合によっていろいろな定義が可能であるが、「それぞれ確立した『個』が互いの違いを認識しあいながらも、相互依存関係で自発的に結びついたもので、ある種の緊張を伴う関係の中で意味と価値を作り出していくプロセス」(金子)、「ネットワークは水平的に機能する。その中心はどこにでも存在し、周辺は存在しない。ネットワークングとは、自立した、たいていは小さなグループが、平等な立場で結ばれ、知識を交換し、連帯関係を遵守し、共に統一活動に参加し、あるいは異なった場所で同時に行動を起こすことを意味する。ネットワークで結ばれた組織は、外部の権威に指導されるのではなく、自らの内発的な力によって動く。ネットワークは従来の組織や制度と違って(中略)競合的ではなく、協調的であり、コミュニケーションをその本質にしている」(Nerfin)というのが一般的なそれであろう。

思いもかけない意味や価値が生まれたりするところがミソである。ただし、逆は必ずしも真ならずで、ネットワークさえ作れば何かよいことが

生まれるというものではない。ジョージ・ソロシュは彼が旧共産圏で展開している無数の非営利活動相互間にネットワークができていないのではないか、という質問に対して「私の辞書にはnetworkingという言葉はない。Not workingというのはある。」と答えた。

---

## 〔能力主義〕

な

個々人の能力差に応じて評価や待遇を行うという考え方。通常は組織内の待遇や昇進の基準に能力評価を用いることをいう。この反対が年功序列主義で、我が国においてはタテの人間関係に基づく序列感覚と能力平等観が強いから、能力主義はなかなか根付かないとされる(中根)。弱小NPOの多いわが国では、能力主義に基づく人事制度といったことが議論される以前に、劣悪な待遇とか、非営利イコール薄給などの問題点が強く意識されているのが現状である。

NPOは市場原理の外にいることから、組織自体が**事業評価**によって絶えずその存在意義を見直す必要がある。したがって構成員の資質・能力を問わないのでは自己矛盾に陥る。が同時に、多くのNPOでは**ボランティア**への依存度が高く、能力主義を貫徹するのが現実的にむずかしいという側面もある。

---


 は

### [排除の論理]

は

どこかの政党が最近有名にした言葉だが、実はNPOの世界ではずいぶん旧くからまかり通っている。「あれは本当のNPOではない。われわれこそが真のNGOだ。」というのは典型的な例である。NPOが企業にすりよってオカネをもらうのは良くない、政府ODAへの協力は論外、というのもそれ。

多くの場合は、8分目水が入っているコップを見て、入っていない2割についてあげつらう、という性格の議論、あるいは、主導権を自分の手に保持したい、という動機(本人が気づかないこともある)が裏に潜んでいることが多い。

告発型NGOというのも一定の機能を果たすから、すべての排除の論理を否定する必要もないが、社会機能から見てまだ脆弱なわが国のNPOが、小異を求めて大同を喪うよりは、協同して大義を追及する、という方が最終受益者にとってメリットが大きい。さらに、多元的な価値観の共存というのは本来NPO存立の基礎のはずだから、その点を忘れては自己撞着に陥るだろう。

### [博愛]

フラタニティ(fraternity)の日本語訳。「共通の目的、興味、あるいは楽しみのためにより集う、あるいは正式に組織される人々の集まり」(Webster)が原義。フランス革命時に自由・平等と並んで目標とされた。ジャック・アタリが、「自由の究極としての市場経済、平等の帰結としての社会民主主義がそれぞれに折り合いをつけることがむずかしくなり、自己破綻をきたしている中で、新たな統合原理としては博愛しかない」と言っているが、このコンテキストで用いられた時には、ほとんどフィランソロピーの類語といっても良い。

## [橋の論理]

関係者全員の意見が一致しなければ新しい変化は採用しない、という原則。かつて東京都知事美濃部亮吉氏が「1人でも反対者がいれば橋を架けない」という原則を、公共政策、特に公共事業の施行是非をめぐる判断に適用すると言明したこと(昭和46年6月30日第2回定例都議会)に起因する。

この原則はフランツ・ファノンの「ひとつの橋の建設がもしそこに働く人びとの意識を豊かにしないものならば、橋は建設されぬがよい、市民は従前どおり、泳ぐか渡し舟に乗るかして、川を渡っていればよい」「この橋が市民によって考え直され、計画され、引き受けられるようにすべきなのだ。市民は橋をわがものにせねばならない。このときはじめていっさいが可能になるのである。」という言説の一部を美濃部流に編集したものである。

むしろ、1人でも反対者があれば提案は否決される、という例は18世紀までポーランドを支配していた大地主によって構成される議会有名である。ポーランド分割を唯々諾々と受けざるを得なかった背景として、この制度による政治的無秩序状態を生き生きと描写した読み物(Mitchener)もある。何もポーランドまで行かなくとも、日本の多くの大学の教授会も好例を提供する。わが国のNPOの理事会などでも、建前としては多数決を標榜するが、事実上この「論理」によって運営されているものが決して少なくない。その功罪は明らかである。

は

## [話せばわかる?]

5・15事件で刺客に対してこう言った(もちろんクエスチョン・マーク抜き)犬養毅首相が「問答無用」と暗殺された話は有名である。ここではそんな物騒な話ではなく、話してわかる人なら話さなくてもわかるし、話さなければわからない人には話してもわからない、というシニカルなコミュニケーションに対する見方を指す。確信犯・原理主義者のみならず、思い込みの強いNPOとの会話に際してもみられがちな現象である。とはいえ、「だれでもわかることは、いずれわかるはずだ」(養老)という楽観的な見方もあることだから、あまり心配することではないのかもしれない。

## [パブリック・サポート・テスト]

米国税法には、NPOの活動が広く一般の支持 (public support) を受けていれば、一段と大きな**税制上の優遇措置**を付与しようという考え方がある。その判定の手法として内国歳入法 (IRC) 509条の採用する基準のこと。1件5,000ドルまたは年間収入の1%のいずれかを超えない額の助成金、**寄付**、会費、(大口の**寄付**は除くという主旨) および本来事業収入の合計が年間収入の3分の1を超えれば public charity というカテゴリーに該当するとされ、一般の private foundation に比してさまざまな優遇措置 (税制に限らない) を受ける。日本でも**NPO法**による法人について、これに似た制度が導入された。当たり前の話だが、こういう計算をする時には何を分母・分子にとるかが問題になる。分母として計算するものが少なければ少ないほど、分子にとるものが多ければ多いほど結果は大きくなるからだ。その意味で日本の制度は数度の改訂は経たものの、米国のそれとは「似て非なるもの」(赤塚)である、と評判が悪い。

は

## [ハリネズミと鷹]

シカゴ大学のデサン教授によると、学者にはハリネズミと鷹の2種類があるという。前者は獲物を穴に引きずり込んで丹念に調べる。つまり微細な理論的整合性や部分的瑕疵の発見に一生懸命になる。一方後者は中天高くを舞っていて、新しい大きな獲物に襲いかかる。つまり新パラダイムや新規理論の発見にしか興味を持たない。大事なのは、この両者が健全なアカデミズムには必要だということなのだという。NPOの世界でも同様で、日常身の等身大の問題発見や解決に尽力する者も必要であるが、また、その問題発生の原因や社会の枠組みに目を向ける存在も大切である。

## [PPP]

Public Private Partnership. **政府、企業、NPO共同の活動**と限りなく近い**おまじない**の一種。最近世界各地で広く用いられるようになった用語だが、それだけに「広義の民営化のプロバガンダ」「あるいはすでに起きた成功例を後づけでラベリングしただけ」「こと理論という意味では」「あまりに大風呂敷だ」(上山)という見方もある。類似の観念としては民営化論のほかにもニュー・パブリック・マネジメント



(NPM・行政改革に民間の経営手法を導入すること)などがある。

## [PUS]

Public Understanding of Science すなわち「一般市民の科学理解」を志向するさまざまな試み、あるいはそうした方向に向けてのものの考え方のこと。その背景にはさまざまな要因があるが、その主なものとして、1つには最近の先端科学施設には巨大な投資を必要とするものが多く、したがって国のプロジェクト、すなわち税金を投入せざるを得ないものが多い。これについてはタックスペイヤーたる市民が知る権利がある、というもの。2つ目に、専門家あるいは科学者は、知ってか知らずにか、新しい科学技術の導入についてはその明るい側面のみを強調するのが常で、その背後にある暗い面、あるいは可能な弊害については触れようとしないことが多い。これについて市民は少なくとも質問をしたり、危惧の念を表明するべきだ、というものである。

科学ジャーナリズムをはじめとする知識普及、NGOなどによるアドボカシーの他、デンマークなどに見られる政策形成過程への市民参加(コンセンサス会議といわれる)などの方法がある。

は

## [非営利]

営利の反対、つまりあがった利益を構成員で分けてしまわない、という意味で使う。企業の本質は営利性、つまりより多くの利潤を追及することにある、と規定し、あがった利潤は出資者への配当、内部留保、役員賞与など「自分のため」に使うことにある、とする。だから財・サービスの提供に携わるNPOがどのような動機で、何を目的として存在するのか、という時に、利潤動機による企業とは違う、という差別化のために用いられる観念である。

ただし、このモノサシが企業とNPOの活動の質的な違いについてどこまで役に立つか、については少し疑問なしとしない。というのも、企業の側に利潤動機以外のモチベーションと見られるものが徐々に色濃くなってきているほか、収入マイナス経費としての利益が収入(売り上げ)に占める比率は1.23%(平成8年・日経225社。税引前利益ではその約2倍)にすぎない。逆に言うと同じサービスを1.23%(あるいはその2倍)安く提供できるかどうか両者の本質的な差異があるとは考えにくいし、利潤が発生した時の処分の方法が両者を分かつキポイントだとも考えられないからである。

は

この要素の持つ意味は、したがって、組織に対する投資家が、配当、キャピタル・ゲインなどの所得を期待するか否かの方だと思われる。つまり、企業にとって必須の資本調達投資家の利潤動機（一義的には配当。しかしキャピタル・ゲインも結局同じことである）によって可能となるものであり、経営者の態度も当然それを反映したものになる。一方NPOに対して資源を提供する人はそういう見返りを期待したりしない。同時に経営者にとっても営利動機が経営判断の基準に入ることはない。

このモノサシがNPOと企業を分かつ1つの重要な差異であることを認めるとしても、さらにいくつかの要素を付け加えなければことの本質が明らかにならないと考える人も多い。その1つとしてよくあげられるのが、「思い」、あるいは志の問題である。NPOに働く人にとっては、収入や物質的報酬が直接の参加動機ではなく、「世のため、人のため」になることがしたい、というのが動機であり、組織もまた然り、という議論である。しかし、これは「生きがい」論と同じで非常に曖昧なモノサシである。高級官僚は「国のため」の仕事がしたくて、民間企業の高給を「蹴って」安い給料の公務員になったかもしれない。メーカーの研究所にいる技術者だって、福祉のための器具開発に情熱を燃やしているかもしれない。この世の中をより住みにくくするために努力する人は少なからうから、立場に応じ、仕事によって、それぞれのところで頑張っているわけで、そのあり方の違いをモノサシとするのはいささかむずかしそうである。

顧客（ユーザー）の側の安心感、という意見もある。つまり金儲けのためならばウソをついたり、暴利をむさぼりかねないのが企業というものだ、と顧客が考えているとしよう。というのは言いすぎになるかもしれないが、企業と顧客の間で持っている情報に差があるという「情報の非対称性」の問題だ、といえども少し角がたたないかもしれない。そんな時に、利益追及が組織目的ではない、と言っている団体の方が信用できる、と思うのは自然だろう。そこで公共財については非営利組織による供給の方がより信頼を得られるし、したがって適している。その限りにおいて非営利性は組織特性になる、というわけである。働く人の「思い」に比べると、こちらの方がいささか実用性がありそうだ。

NPOによる財・サービスの生産過程とその配付・流通過程をさらに検討することによって、その非営利性、つまり一般企業との異同を概観してみよう。

NPOとしてその活動を行うためには、何らかの投入財（収入）に依存せざるを得ない。生産活動に経費がかかるのも当然である。この収入と経費の差額が利潤とか所得と言われるものだが、その限りではNPOと企業に何の違いもない。

一般企業とは、ここでいう利潤を極大化しようとする存在であると言われる。NPOにとってそれは活動の動機ではない。そこに違いはあるものの、算盤勘定としての出銭・入り銭に関する限り話は同じである。いつまでも収支あい償わなければそのNPOは消滅するほかはなからうから、用意した投入財だけでは経費がまかなえないようならば、どこ

かからもっと資源を調達してくるか、さもなければ生産した財について何らかの対価を取受(販売)せねばならないかもしれない。

さて、NPOに利潤が発生したとしよう。経費を上回る収入が発生したわけだ。それを構成員に配分しない(非営利)、というのは、出資者に対する配当とかたちで還元したり、役員に対する賞与として給付しない、という意味である。経費名目で従業員に対して過剰な還元をするのもこれに含まれる、とされる。

このうち投資家が配当を期待できないことを承知の上で投資する、というのは見返りを求めない「寄付」である、というだけの話だからそれでよいとして、役員賞与と従業員に対する還元はどうなるのか。

NPOの役員賞与が好業績に対する成果配分という意味を持つわけではないから、これも問題ない。つまり一般企業で言うところの使用人給として、一般経費の中に含めておけばそれで足りる。従業員に対する厚遇も、後に触れる優秀な人材を採用するための世間並みの待遇、というのならば問題はないだろう。「人も羨む」ような高給を払って優秀な人材をリクルートしたいところだが、非営利という性格からそれは許されない、としておこう。(実は受け取った本人が、所得税でがっちり税金は払うわけだから、別に税金を免れているわけではないが、この点については深く立ち入らない。)

では利潤(収支差額)を事業規模拡大、あるいは財団の場合に基金の積み増しに使うのは許されるのか。仮に認められるとして、事業規模に比較して「合理的な」シーリングがあるのか。つまり、まったく青天井で再生産に注ぎ込んでよいのか。たとえばある財団法人が基本財産の運用であげた収入のうち、10%だけを事業に費消して、残りの90%を基本財産の積み増し、あるいは内部留保として「将来に備える」ことは許されるのか。

もともとNPOが過大な内部留保を持つことについては、税制上の優遇措置との関係で問題とされた。つまりある財団が特定企業の大部分の株式を保有するようなケースを考えればわかりやすいのだが、課税を免れつつ富の蓄積が行われると同時に、それが本来の公益的な目的以外のところで機能することへの警戒である。

米国では資産を保有する助成金交付団体に対して、その資産額の5%を助成金として交付(give away)しなければならないというきまりがある。逆に言えば、5%さえ使っていればあとはご自由、という明快な定めである。しかし日本ではこの種の明確な規則は存在しない。1つには日本の財団・社団は経済的にひよわな存在が多く、富の蓄積とか過大な社会的影響力というのはほとんど冗談のような話だからでもあるのだが、たとえばインフレに極度に弱い財団法人の場合には、少し真剣に考えておいた方がよいテーマではないかと思われる。財団は基本財産の運用益によって事業を行うわけだから、長期的に組織の継続を志向すれば、単年度とは言わないまでも、ある程度の期間に入ってきたオカネを全部使ってしまうのでその一部を基金に繰り入れて、基金増額による安定化を図るほかはない。それと社会的に有意義な

は

事業を的確に果たしていくことの調和点を求めるとすれば平均金利、あるいは長期債利回りを超えた部分は**内部留保**をしてよい、というのが妥当なところであろう。

いま1つ、NPOの生産する財・サービスには市場メカニズムによって、価格インディケーターで表示することが可能で、したがって競争的に供給され得るものと、まるでそれを念頭においていないものの2種類がある。(例によってこの中間的な存在もあるが、ここでは理念型としての2つだけを考える。)

前者は先進諸国における社会福祉・保健医療などが典型的な例。これについては一般企業との間に、NPOに対する優遇税制をめぐってイコール・フッティングの問題が発生するのは周知の通りである。

後者の例としては、たとえば途上国における(無料の)医療活動、冷戦後の安全保障の意味をめぐってのシンポジウム開催、環境問題についての政策提言などがあげられよう。これらはもともと対価を取受しようとか、経費を回収しようとするものではない。財・サービスを生産したところで仕事が終わっている。逆に言うと、こうした生産活動に資源を提供をする人(機関)は、もともと投資に対する配当とか、金銭的な還元は度外視しているから、profit sharingの問題は起りようがない。むしろ問題は需要に裏打ちされた供給でないことから、劣悪な品質のものが横行したり、資源が社会的に見て浪費されたりするのを防ぐ機能に欠ける点であろう。この欠点は一方で**事業評価**、他方で質の高い職員を雇用して**プロフェッショナリズム**に期待するほかはない。

ところがこの後者については、非営利性に関連するもう1つの問題として、非営利組織に働く人が「薄給に甘んずる」べきだという発想がとられがちだ、という点が大きな障害になる。つまり、あがった利益を構成員に配分してしまっただけとはいけない、したがって著しく高い給料には問題がある、というのをどんどん拡大解釈していくと、こうなるわけだ。非営利組織が果たす社会的機能が大きくなるにつれて、専門性や**プロフェッショナリズム**に対する要求が高まってくる。その場合、善意や奉仕精神に過大に依存していたのでは良質の労働力が確保できなくなる、という問題である。

## 【ヒエラルヒー型組織】

階層と権限が明快に定められ、上意下達、命令伝達に適しているとされる組織。通例はNPOが採用してはいけない組織類型であると考えられている。つまり、この種の組織は構成員の自由な発想と創意工夫を封殺しがちである、という前提から、NPOはしなやかで、かたちにとらわれない組織理念を追及すべきだ、ということである。同時に、覇権を求めないというNPOの本質から、命令服従を組織原理とする

のはそぐわない、ふさわしくない、ということだ。まことにその通りなのだが、ことはそれほどやさしくない。

NPOが常勤職員のごく少数であるミニ団体の場合には、教祖様のような中心人物のまわりに人が集まったり、非常勤のボランティアのグループリーダー的な仕事で結構取りまがっていることも多い。それでも、気の向いたことだからする、気の向いたことだけする、気の向かないことはしない、といった集団の経営は決してはたで見えるほど簡単ではない。それが、さらに人数が増える、専門性が高まる、という運びになってくると、非・ヒエラルヒー型組織の運営にはまた別の困難さが加わってくる。

たとえば、専門性の質的向上には、言うまでもなく質の優劣についての「目利き」が必要である。「私はこれが正しいと思うからこうやります」「私は自分に正直でありたい」というレベルの議論は、もしかすると小規模の同質集団では美德であったかもしれないが、NPOの別の段階では障害にさえなりかねない。ざりとて、算数の時間に正解かどうかを多数決で決めるのがばかげた考えであるのと同じように、多数意見のみの尊重は間違いなく衆愚をもたらす。そうすると、何のことはない「たこつば」的な狭い専門性に閉じこもって、あれほど避けようとしたヒエラルヒー型組織と共通の落とし穴に陥ることになりかねない。

これを回避するには、よほど優れた構成員を厳選すれば良いのだが、それも言うほどに簡単なことではない。また、よほど優れた経営者が細かな気配りで組織を運営していくことになるが、明らかにこれも普遍的な解決策ではない。

NPOはさまざまな意味において実験的・革新的であり得るのだが、これもその1つの分野である。明快な解決策はいまだ発見されていないが、教育・訓練のプロセスと成果評価のシステム、それに参加型の意思決定をできる限り取り入れようとする、そして組織の受益者を中心とする外部からのフィードバックという4つの要素を極大にしようという努力がそれに近いと考えられる。

## [評議員会]

社員総会を持っている社団法人やメンバー制NPOと違って、財団法人の形態を取るNPOの場合には、理事会が意思決定機関であり執行機関であると理解すると、それに対して、チェック機能を持つ組織が制度的に存在しない。相互牽制機能を付与した評議員会を設置してこの役割を果たさせることが重要であるとされる理由がここにある。ただし、理事会に部外意見が反映される仕組みは現在でもかなり整っていると見れば、評議員会の機能はむしろ理事会メンバーの選定（およびそれに際して十分に多元的な意見が反映されることへの配

は

慮)になるであろう。どちらの意味からも、評議員と理事の兼任はしないと同時に、親族関係を含む一定グループからの構成員を制限するなどの工夫が望ましい。

平成18年(2006)の公益法人制度改革により、財団法人の評議員会は社団法人における社員総会と同等のものとするようになった。また、評議員の選出を理事会が行ってはならない、とした結果、見せかけの理事会・評議員会の相互牽制を廃して、財団法人のガバナンスは改善されたかには見えないではない。

は

ただ、評議員会を社員総会と同位置においたということは、理事会を株式会社にいう執行役員会のようなものとする可能性を残すべきであった。評議員会が多数の部外者によって構成され、理事会もまた漫然と多数の部外者を集めているのでは(別にそれが悪いというわけではないが)非能率きわまりない。むしろ理事会は有給執行役員のみによって構成される方が、性格がすっきりする場合も多いだろう。その場合には評議員会に理事長など理事会の主席がex officio(いわゆる「あて職」として加わる方がいいに決まっている。一律に評議員と理事の兼任を禁止したのは、法律案を策定したのが財団運営の実務を知らない人が相互牽制の重要性を思っ「膾を吹いた」のではあろうが、短慮であった。

### [フィランソロピー]

「同胞に対する善意、特に人々の福祉を向上させる積極的な努力を通じて表現されたもの、またはそれを行う機関」(Webster)。仏教文化圏には古くから慈善という言葉があり、これでも不都合はなさそうなのだが、この言葉は本来の語義から離れて使用されるようになっており、それによれば、情をかけるという趣きがあったり、いささか与えられる方が見下されているという語感がある、さらには、積極的な市民生活の向上を意味する度合いが少ない、といった理由から最近この言葉を輸入して使うことが多くなった。

もともとはギリシャ語の philos あるいは philein つまり「愛」と anthropos 「人間」の合成語だが、人のために何かをする、というのはなまじの覚悟すべきことではなく、意の赴くままに愛する philia では駄目で、たとえ意にそまなくとも愛する、つまり agape であるべきで、agapanthropy でなくてはならない(曾野)とする見解もある。

明治の先人が偉かったのは、経済とか市民とか、横文字を日本語にする努力を惜しまなかったことなのだが、最近ではどうも安易にそのまま外国語を使うことが多くなっている。それかあらぬか、「共生(くうしよう)のための公智」(林)といった表現を用いようとする試みもあるが、

市民権を得るには至っていない。

### [不作為]

〔法〕行為の一種で、敢えて積極的な行動をしないこと（広辞苑）。本来これを最大の武器とするのは官僚ないし公的セクターであるという事実はよく知られている。「こういう理由でそれはできません」（したがって不作為）というのと「それを行うためにはこれをこう変えなければなりません」との間には百歩の差があり。後者こそはNPOたるものの心意気であることは言うまでもない。となれば、不作為に安住する態度こそはNPOにとって自己否定、あるいは緩慢な自殺行為であることは明白である。

は

### [豚の逆立ち]

「プログラム・オフィサー」を見よ。

### [プログラム・オフィサー]

民間非営利組織で高度の専門性を持って事業の企画・実行にあたる職員。特に助成財団において、事業の選定、企画、調査にあたる職員を指すこともある。助成財団におけるプログラム・オフィサーの資質は「豚の逆立ち」つまりGIP (PIGの逆立ち!) に要約される。いちばん大事なGとはGood listener すなわち（特に助成先に対して）良き聞き手であること。説教がましかったり、押し付けがましいのは落第である。次に大事なIとはIOCすなわちIntelligence知性、Originality独自性、Creativity創意工夫。最後のPとはPKOすなわちProfessionalismプロフェッショナリズム、Knowledge 知識、そしてOrganized way of thinking 組織だってものを考えられること。さらに、日常の仕事は3つの「思い」との格闘である。

第1は「思い込み」で、これがなくては始まらないが、凝り固まっても困る。第2は「思いつき」。ひと味違った工夫ができなくてはいけないが、奇をてらっているだけでもだめ。第3が「思いやり」だが、これに溺れてもいけない。

## [プログラム関連投資]

財団などが、助成金を交付する、あるいは自ら行う社会開発プログラムなどに関連して、営利組織などに対して行う投資。Program Related Investment (PRI)。英・米の財団に多く用いられる手法。たとえば都市スラムの解消プログラムを行う際に、非営利組織に対して教育訓練などの事業に助成する一方、地域の雇用創出や経済力向上のために、その地域にミニ・ショップやスーパーを設立運営する会社に出資する。財団セクター単独で与える社会的影響力を拡幅しようとする態度で、いわばセクター相互の協力、**営利・非営利のクロスオーバー**のプロトタイプといってもよいだろう。

最近ではさらに一步を進めて、投資関連プログラム (Investment Related Program・IRP) も現れるようになった。これは財団などがエイズ・ワクチンや農産物種子などのメーカーに出資、あるいは設立し、その配付あるいは普及を**非営利**の事業として行おうとする。**社会的起業家 (Social Entrepreneur)**とか、社会的事業 (Social Enterprise)、また Venture Philanthropyなどと称されるものも、この系列に属する。

## [プロジェクト助成]

「**機関助成**」を見よ。

## [プロフェッショナリズム]

Professionalism つまり専門性を備えること。プロ意識。

NPOはもともと普通の市民の善意とか思いやり、あるいはやむにやまれぬ気持、義務感かられた行動を出発点にする。その意味ではアマチュアリズムであって一向に差しつかえないし、それを見下して考える必要はまったくない。しかしNPO活動が拡大して、社会的に一定の機能を果たすようになるとどうしても専門性が要求されるようになってくる。これは現場で活動する人についても言えることだが、組織の経営(マネジメント)についてもいっそうそれが望まれるようになる。「善いことをしているだけでは不十分で、善いことをうまくやらなければならない」(ドラッカー)ののだが、ボランティア活動が多数の「善意の素人」を下支えにせねばならないこととの間にいくつかの波紋を呼ぶことになる。



## [屁理屈]

つまらぬ理屈。道理にあわない議論(広辞苑)。または、理論的に説得されて納得がいかない時くやしきまぎれに相手の議論をこう呼ぶこともある。この表現自体死語になりかかっているが、市場原理が通用しないNPO界では、時としてこうとしかいいようのない珍妙な三段論法に遭遇することがある。「われわれは良いと信ずることを行っている。だから結果をとらえて批判されても困る。なぜならNPOとは志を大事にするものだからである。」「NPOは現場密着であるところに存在意義がある。現場にいるものが理解できないようなNPO研究には意味がない。」

は

## [ボランティア]

自ら進んで社会事業などに参加する人(広辞苑)、「社会の生活問題の解決のために自発的、自主的に取り組む人びと」(知恵蔵)、というのがおおよその定義。だからボランティア活動といえば自発的な社会奉仕活動を意味するのが一般的である。民生委員などの制度ボランティアといわれるものも広い意味ではこの範疇に入る。

ボランティアをするのは、自分やお身内のためだけではない、というのは良いとして、手弁当で、持っている能力を用いて、できる時にやります、という側面に少し問題が出てきている。つまり、一過性の善意の発露という域を超えて、社会的に一定の機能が期待されるようになってくると、無償性の問題、要求される資質の問題、需給調整の問題が表面化してくる。

現在500万とも1,000万ともいわれるボランティア人口が、NPO活動の基盤を作っており、その数も今後いっそうの増加が予測される、という趨勢からは、ボランティアという断面だけをとりえてその純粋性とか、瑣末な違いを議論するのではなく、広く民間非営利活動の活性化、という時系列から「永い目」で見ることが望ましい。

ちなみにvolunteerの原義は(義務的な徴兵ではない)志願兵。これによればボランティアだから好きな時に参加していやになったらやめればよい、のではなく、要は参加の動機にすぎない。原点に立ち戻ってみるのもよいかもしれない。

# ま

## [マッチング・ギフト]

誰か他の人もオカネ(などの資源)を出すことを条件とした**寄付**。他の人が出すオカネと自分の出す分の比率はいろいろである。「あなたがヨソから集めた寄付金と同額(2倍・半額・その他)を出しましょう」別にケチでこういう手法を考えたわけではない。自助努力の奨励とか、広く支持者を求める意義に対する認識というのが本来の主旨である。

ま

## [まるドメ]

「まるでドメスティック(domestic)」を略した俗語。知識経験と共に発想法がきわめて国内(通常は日本)的なことをいう。まれには国際的な知識経験が豊富でありながら、発想法がどうしても日本の枠を抜けきれないという場合もある。やや揶揄する響きがある。

## [丸投げ]

ももとは公共工事などを受注した会社が、ただ一定の口銭を差し引くだけで、後は下請けにそのまま施行させる行為を指した。トンネル契約ともいう。最近では、何らの方向性の指示もないまま、課題の解決を誰か(部下の場合が多い)に任せてしまうような場合にも用いられるようになった。何だか無責任な、よくないことのように受け止められているが、受託者の力量を知悉している場合には、かえってよい結果を生むことが多い。特に行政がNPOに仕事を任せる場合には、やたら目ひき袖ひきのお節介をするより、丸投げしたほうがよい場合が圧倒的に多い。行政に目利きができれば、の話だが。これをこ難しくいうと、「事前のアセスメントと組織評価を十分にすれば、プロジェクトのインプリメンテーションについては自由度を保証した方が結果はよい」ということになる。

## [右手左手の議論]

「利己行為」を見よ。

## [未必の故意]

未必とは未だ必ならず。つまり必ずそうなるわけでもない、の意。だから、必ずそうなると決まっているわけではないが、そうになったらそうなったでいいや、と考えた、という意味で、故意、つまりわざとそうしたのと同様に扱うという法律上の考え方。この超低金利時代において、円貨表示の確定利付き投資以外は好ましくない、とする**公益法人指導監督連絡会議**などは、さしずめ未必の故意による**財団法人殺人罪**に問われる、ということになるのだろうか。

ま

## [民間非営利組織]

民間の（つまり政府やクニの機関ではない）非営利組織のこと。NGOとNPOの両方を一言で表現するところなる。さまざまな領域で、さまざまな類型のものが存在するため、一義的に定義することは非常にむずかしい。日本の場合、**公益法人**のほか、**社会福祉法人**、**学校法人**、**医療法人**、**権利能力なき社団**のほか、**宗教法人**、各種組合、政治団体などもこの範疇に入る。ジョンズ・ホプキンス大学の国際比較調査（1994）では以下の5つの性格を持つものを民間非営利組織であるとした。すなわち、①正式に組織された、②政府とは別の、③**営利**を追求しない、④自己統治（管理）する、⑤自発的な組織である。ただし、この調査では宗教および政治組織は含まないとする。この定義によれば、日本における**公益法人**の多くは②④⑤の諸点、特に④において民間非営利組織と言えるかどうか疑わしい。

こうした組織（あるいはセクター）についてことさらに議論するのは、それらが一定の経済的存在である（たとえば上記調査によれば、これら組織の支出総額は先進6カ国においてGDPの5%）ほか、社会的に有益な機能を持つ、ということを前提にしている。これまでのところ、民間非営利組織の存在意義については、**公共財**について市場による供給は望めない（**市場の失敗**）として政府の登場を促し、さらに政府の持つ民主主義的制約（多数の要望に沿わざるを得ない）や**官僚主義**などの限界（**政府の失敗**）が民間の非営利組織を必要とする、という説明が主流であった。

しかし、これではどうも元気がでない。つまり他の主体がやってもうまくいかないものを、それだからやる、というのでは何だか落穂拾いのような感があるし、雑多な寄せ集めを十把一からげにした「その他多数」みたいに聞こえないでもない、というわけである。それかあらぬか、本来**公共財**は身の回りから始まり、コミュニティによって、つまり個人々人からなる民間の**非営利**のグループによって供給されるものであった。それが社会の複雑化、歴史の経過によって、あるいは市場に、または政府の手に委ねられるようになった、とする意見（サラモン）もある。自発的な参加、目的を共有すること、資源を持ち寄ること、そして一種の正義感と平等性を共通項とする共同体（commons）という定義（Lohmann）もあるが、必ずしも説得的ではない。

### [民法34条]

日本の**NPO**を元気がないものに行っている原因のひとつ。**営利**を目的としない組織（**NPO**）は、社会福祉法人・学校法人、**NPO法**など特別の法律のもとに設立されるものを除けば、この法律の条文によって法人格を得るほかはない。ところがこの法律は、なぜか**営利**を目的としない組織、すなわち非・営利組織のうち、**公益**を目的とするものについてのみ法人格を与える。つまり、この法律によって認められるのは「**公益**」法人である**財団・社団**のみで、**公益**を目的としない非営利組織は対象にならない。（ちなみに新**NPO法**もゆるやかな形ではあるが**公益**の実現を目的としている点に変わりはない。）

その結果、同じく**公益**を目的とするお役所仕事の領域・分野と、**NPO**のそれがほぼ同一視される事態を生み、**財団・社団**といえれば役所の**外郭団体**であるという印象を与える一因となっている。そのうえ、**公益法人**はその設立について主務官庁の許可を受けることとされるが、この手続きがほとんど禁止的であるといつてよいほど、途方もなく面倒である。もちろんお役所には認めるかどうかの裁量が任される。どんな基準で認めたり認めなかったりするかが必ずしもはっきりしない。のみならず民法制定（明治29年）以後その基準がさまざまに変わり、現在存在する**公益法人**の中にはいまでは到底**公益**目的とは認められないようなものが入っていたりする。さらに**公益法人**は設立後もお役所の監督を受ける（民法67条）。

こと設立許可主義については、その改正の必要性は、早くは川島武宣なども指摘していた。1996年の総合研究開発機構（NIRA）、また後に述べる民法改正への動きを受けた（財）公益法人協会の報告書（2002）も同旨の提言を行っている。もともと設立手続き、あるいは設立後の指導監督の煩雑さは、本来許可主義とは別な話であり、主務官庁の運用によって簡素化することは（あまり起こりそうにないが理論

的には)可能だという考え方もなくはない。これは官僚機構というものの、その仕事のやり方について性悪説をとるかどうか、という問題に帰結するのであろう。NPO法成立の後にも依然として残っていた任意団体、あるいは権利能力なき社団に法人格取得の途がないという問題は中間法人法の成立によってひとまず解決した。しかし、非営利法人が100を超える法律のパッチワークで成立しているという煩雑さは依然として残る。

これらさまざまな問題意識を踏まえて、平成15年(2003)6月27日「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」が閣議決定された。100年ぶりの民法改正に初めて言及した平成13年(2001)の中間法人法の付帯決議から2年。その後閣議決定された「改革に向けた取組み」の方針を受けて、平成14年(2002)8月内閣官房行革推進事務局が「論点整理」を発表してから1年である。「玉虫色」だとも評される文書だが、その評価については後に触れる。

この間、制度改革の議論とは別に、平成14年(2002)には税制調査会が非営利法人課税ワーキンググループを設置。税制面からの議論を重ねている。

制度そのものと、税制上の措置の話は本来別物である。しかし、これまでの公益法人制度が両者を表裏の関係として扱っていたこと、あるいは歴史的な経緯、さらには制度の持つ社会的意味や機能についての思い入れなどから、本来異なった次元で議論されるべきさまざまな意見が同じ平面でぶつかりあい、やや議論に混迷した観があるのは否めない。

議論の背景について概観すれば、平成12年(2000)のKSD不正経理事件が端的に表しているように、不祥事・伏魔殿・何やら疑わしい公益法人、というイメージには拭いがたいものがあった。その反面で平成10年(1998)の特定非営利活動促進法によって成立した通称NPOは、清く正しく美しいとは言わないまでも、公益法人とは異なったもの、同一視されたくない、という意識も徐々に強くなっていく。

さらに、行革推進事務局が最初に取り組んだ課題が「行政委託型公益法人」であったことが象徴的に示すように、官と癒着した「官益」法人。あるいは天下りを含む「蜜の味」といった公益法人像にも抜きがたいものがあった。

これが何を意味するか。これまでの公益法人は、主務官庁が厳重に審査した上で「許可」したものに限って設立が認められる。そのうえ、設立後も主務官庁の煩瑣極まりない「指導監督」に服することを余儀なくされる。結果公益法人の主体性とか、ガバナンスはほとんど存在しない状態に陥る。「それでも」起こる不祥事は、許可と裏腹になった指導監督体制がまったく機能しないことを意味する。それどころか、これら「諸悪」の元兇は許可制度とそれに伴う指導監督体制にあった、といってもいいくらいのものである。

ところが、である。ここから先が、前に述べた議論の混乱に連なるのだが、これまでのところ許可制度・指導監督体制については、その無

力さ、あるいは有害さについての議論よりは、次のような見解が支配的であった。

そこまで嚴重に責任ある官庁が監視しているの「だから」、そうした法人に対しては**税制上の優遇措置**を与えてもかまわない。それどころか、カテゴリーカルにある範疇の法人に対して**税制上の優遇措置**を与えるためには、優遇の要件に関して国家公権力(の機関としての官庁)の判定が必要である。という議論まででてくる。ここに憲法上の**正統性**の問題が、行政府の判断の無謬性と置き換えられてしまうに至るのは明白である。

しかし、関係者、特に税務当局からみれば、これは大変便利な理屈であった。個別の**収益事業**に関する課税と異なり、活動実態についての判断はほとんどしなくてよい。**公益法人**側にとっても、いったん設立してしまえば自動的に付与される措置であり、後に触れる特定寄付をめぐる煩瑣な手続きに比べればほとんど別世界であった。だから、何らかの特性を持ったグループを取り出して、それをひとまとめにして扱いたい、という思いは、同床異夢ではあるものの、あちこちに支持者が多い、ということは指摘しておいた方がよいだろう。

ここで錯綜しているかに見える議論の整理を試みると、とりあえず論点は4つに分かれていることがわかる。

その一は法人設立に当たっての**許可主義**と、それと表裏一体の関係にあった指導監督体制の問題である。

その二は、法人法定主義をとるわが国の法体系の中で、これまでの「**公益法人**」に代わって、どのような法人類型を構築するかという問題。

その三は、どのような活動を営む法人に対して、どのような**税制上の優遇措置**を講じるのか。その理由は何かという問題。

そして最後に、既存の**公益法人**の中で、いかがかと思われる存在はどのようなもので、それをどのように淘汰するかという問題。さらには将来にわたりそのような存在の発生を阻止することは可能か、という問題である。

このそれぞれについて、冒頭に触れた玉虫色の「基本方針」がどう取り扱っているか、扱っていないかにも言及しながら見ていくことにしたい。

まず、**許可主義**と指導監督体制が諸悪の根源であったことについては、さすがに異論がないように見受けられる。「見受けられる」などと奥歯に物の挟まったような言い方をするにはわけがある。

**許可主義**の弊害を認め、**準則主義**による非営利法人制度を作るべきことは「方針」の中に明記されている。これは識者によって指摘されて久しく、今回抜本的改革に際して明確に方針が打ち出されたことは一大進歩である。が、**準則主義**によって設立された非営利法人のうち、公益性を持つ活動をするもの(いわゆる2階部分。つまり**準則主義**によって自由に設立される法人(1階)のうち、なんらかの特別な取り扱いを受けるべきもの)について、その判断基準と判断主体は別に「検討する」とされる。

判断基準は「客観的で明確な」ものであることを要求しているから、

さすがに事実上の許可主義の復活はないにしても、注意していないと、実際の活動内容の判断をめぐって、指導監督体制の復活は十分に可能である。仏作ってなんとやら。これが復活したのでは何のための**準則主義**かわからなくなることの認識が肝要だろう。

勘ぐりが過ぎると受け取られるかもしれないが、根拠がないわけではない。というのも、**準則主義**というのは登記だけ、つまり形式要件だけで設立できてしまうから看板と中身が違うことは十分にありうる。「公益のために」設立しました、と称しても、実際の活動がそのとおりである保証はどこにもない。だから、**税制上の優遇措置**を含むならかの特別な取り扱いをすべき法人(の活動)については、誰かがどこかで判断をせねばならぬという問題は常に残る。これが、事後に要件を欠いたものを見つけて、それなりの対応をすればことは済む、という考えではなく、悪いことをしないように、できないように予防したい、しなければならない、というメンタリティと結びつくと、かの指導監督体制の復活は現実の危惧となるからだ。

これは、**準則主義**によってどのような法人類型を創設しようとするか、という第2の問題にもかかわってくる。「公益性の有無に関わらず新たに非営利法人制度を創設する」のであれば、新法人制度が中間法人、通称NPO法人はもとより、100を超える法律によって成立している学校法人や社会福祉法人、宗教法人などを含むものとなりうるのは当然である。「なる」ではなく「なりうる」と言ったのは、今回改革対象になっているのは**公益法人**、つまり民法34条の**財団・社団**のみであって、それ以外の法人は対象にしていない、という考え方があからぬ。[方針]が玉虫色だという理由の1つはここにもある。現行制度が法人格取得と**公益性判断・税制上の優遇措置**が一体となっているからよくない。だからこれを分離し、公益性の有無にかかわらず新非営利法人制度をつくる、と言いつつ、現行中間法人・NPO法人との関係は「整理する」と述べるにとどまっている。

これが先に述べた「あんなものと一緒にされてたまるか」みたいな動きや、その他もろもろの要素の結果であるのは明白である。それはともかくこれからどうするかという話になると、3つの考え方があろう。1つは極力「非営利法人」を広くとって、できるだけ多様な法人をこの傘の下にまとめていこうというものである。たとえば営利社団法人に株式会社や有限会社など多様な類型があるのと同じように、非営利法人としてひとくくりすれば、いろいろなものがあるよではないか、という立場である。今ひとつは、既存のさまざまな法人類型はそのまましておいて、とりあえず狭く民法34条の**公益法人**についてのみ、あるいはどんなに拡大しても中間法人・NPO法人の3つだけを対象として法制度を考えるというものである。民法34条からスピノフしていった数多くの非営利法人のうち、なぜこの2つだけを取り上げるのか。後者はやや論理性に欠ける。そこでいっそのこと、今回の議論は現行の民法の**公益法人**だけに対象を限定しよう、という論者も出てくる。もっとも第一の立場だって、その他もろもろの法人が傘下に馳せ参じるのは先の話。とりあ

えずは議論の対象を**公益法人**に限定しよう、ということになると、どれでも余り変わらないという気がしないでもない。

それではなぜこんなことにこだわった議論があるかという**と、税制上の優遇措置**とのかかわりが非常に大きい。先にも述べたように、法人制度の話と税制上の取り扱いの話は本来別な話である。のみならず法人制度の話は、憲法上の結社の自由から、組織運営上の継続性、あるいは持続可能性に至るさまざまな論点があり、法人として認められることのメリットに限っても、決して**税制上の優遇措置**につきるわけではない。しかし、**公益法人**はこれまで法人格取得と同時にそのメリットを享受してきた。それが今度は「法人は」「一般的に納税義務」がある。優遇措置があるのは「一定の場合」に限ることになると、とにかく税金を取ってやろうという立場からは、その「一定の場合」をできるだけ狭く絞ろうとするし、逆に市民社会万歳派は、なんとか広く、できればこれまでに近い形での「範疇」としてそれを定めたいと考える。

**非営利**であれば**税制上の優遇措置**の対象になるのか、「**公益**」あるいは「**社会貢献性**」という概念を付加しなければならぬか。これだけだつて議論が紛糾しようというものだ。さらに税制上の措置といっても、所得税制と寄付税制の2つがあり、それぞれについて優遇の論拠、あるいは対象とされるべき組織の性格が必ずしも一致しない。それを一緒にして議論すると収拾しがたいことになる。何が問題か。その所在を列記すれば以下の通りである。

まず所得に対する課税について。それが自分のために使われるから、つまり利益配分をするから課税するのではないか。だとすれば、利益配分をしない、つまり非営利組織の所得に課税する根拠はない。それでは非営利組織でさえあれば、鉄鋼業でもタクシー業でも所得課税はしないのか。一向にそれがかまわない、とするか、それではあまりにも広すぎるとして通常「世のため人のため」と観念される分野的な制限(国際交流・環境保護・動物愛護等の例示列記)を加えるか。あるいは分野限定のみならず、**非営利**のうち、「**公益**」目的のものとしからざるものを分けて考えようとするか。さらにこれらすべての議論が、オール・オア・ナッシングなのか、「**公益**」性の強弱に応じて何段階かに分ける議論が可能なのか、という論点もある。

上記のどの考え方をとるか、というのはここでは論じない。どの考え方であれ、一長一短・利害得失はあるから、それは大いに議論を尽くせばよい。それよりも、なんらかの優遇措置を適用した後に発生するといわれている問題点をここでは検討しておきたい。

まず第一に、その組織が所得をどんどん貯め込んだらどうなるか。つまり、世のために使うわけでもなく、目をむくような給料を払うわけでもないが、ただひたすら所得を蓄積したらどうなるか(いわゆる「**内部留保**」の問題である)。別にそれはそれでかまわない、と考えるか、それとも本来目的のために使われるかもしれないとはいえ、やたらに蓄積されるのは不健全だと考えるか。「やたら」かどうかどこでどのように線を引くか。解決の方策は明らかだ。



さらには、貯め込んだ挙げ句に法人を解散して、メンバーで山分けしたらどうなるか。それは許されない、というのが解散時財産分与の禁止である。しかし、よそさまから組織の主旨に賛同して寄付をいただいでいれどいざ知らず、会員が払った毎年の会費に使い残しが出て貯めてあったのを、解散時に分配して何が悪いのか、という声も出そうである。いざ知らず、というのは寄付の話で、善意の寄付者からいただいた分を、皆で分けてしまっはまずかろう。これについては後に触れる。

所得の話はもう1つある。ある法人の「本来の」事業としからざるものを分けて考える必要があるのではないか。つまり、身障者の雇用創出を目的としてパン屋さんを開くのと、地球温暖化反対キャンペーンの財源獲得のためにパン屋さんを開くのは区別して考えるべきではないかという議論である。前者は当然優遇措置の対象になるのに比して、後者は一般企業なみ課税で当然だ、ということになる。ここでいう「本来の」の意味は、先に述べた優遇措置を受けられるような「一定の場合」のことであるのは自明だろう。

ちなみに会員制組織の会費収入はどうか。これが「本来の」収入であることは疑いない。会員制組織の会費であっても「一般的に納税義務」があるから、使いきらない限り課税しろ、という意見がないではない。さすがにそれはないよ、という結論になれば収益事業についてのみ「本来」事業がどうかの議論をすればよい。これには異論もあり、「本来」事業か否かの煩雑な議論をしなくとも、上記身障者雇用などの社会福祉目的による政策非課税は、現行法制度のように個別に税法で決めていけばよい、とする。

非営利法人に対する寄付について。現在の税制とその運用が、寄付適格の法人をきわめて制限的に解しているのはよく知られている。これを拡大すべきだ、それが望ましいという声は高い。ここでは寄付に対する税制上の優遇措置は所与であるとして、寄付を受けるほうの法人をめぐる2つの問題点だけに限定する。ちなみにここで法人というのは、改めて断るまでもなく非営利法人のことである。

1つは、先にも触れたが、その法人が解散時に財産分与をしてよいか、というもの。これは否定的に解するのが当然であろう。逆に言えば、寄付税制優遇の対象になるのは解散時財産非分配の法人に限る。

第2に、それならば解散時財産非分配の法人はすべて優遇対象になるのか。それともさらになんらかの「公益」性を求めるか。この場合、時代により場所によってさまざまに変化する「公益」を内容・実質に着目して定義しようとする一種の呪縛から離れて、非営利組織のうち、「もっぱら組織構成員の福利の向上に関心のあるもの」を除き、後はすべて公益目的と解する、というのも有力な考え方のように思う。

最後に、既存公益法人の中から「世のため人のため」に機能しているとは言いがたいものをどう選び出して、淘汰するか、という難題が残る。新法人制度への移行に際しての問題といってもよい。

これに該当すると思われる類型はいくつかある。たとえば、①かつては公益的であったかもしれないが、現在は営利企業であるか、特に税

制上の優遇措置を付与されるにあたらぬもの。

②行っている事業にほとんど今日的意義がなく、漫然と存在しているか、あるいは単に退職後の官僚の就職先と化しているもの。

③設立目的と明らかに背馳した事業内容が常態化しているもの。

などが代表的なものではないか。公益法人の諸元については悉皆調査が行われており、すべて主務官庁が把握している。まずこうした範疇に属すると思われる法人を主務官庁に選定させ、公示することから始めるのが現実的であろう。並行して公益法人の側からも自浄作用としての基準づくりも行われなければなるまい。

ここで再度強調しておきたいのは、法人活動に対するチェック、あるいはその評価は事後になされるべきことである。さまざまな理由をつけて事前に排除しておこうという試みが散見されるが、賛成できない。

## ま

さて、平成18年(2006)5月、100年ぶりの民法改正がやっと日の目をみた。具体的には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(準則主義による一般社団・財団の設立)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律」(いわゆる「二階建て部分」としての公益性について規定)、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律」(旧・公益法人と今回の二階建て法人との移行措置が中心)の3法である。一連の作業が行政改革の一環としてとらえられ、決して「民」が「公」の場面で果たすべき役割を高らかに謳い上げる主旨のものでないことについては、先に触れたので繰り返さない。これは、民間非営利活動の重要性を認識する千載一遇の好機を逸したことになっていると同時に、900条に及ぼうとするこの法律を、著しく空疎で煩瑣な印象を与えるものとしている。

今回の法改正が許可主義を排し、準則主義を採用したことは評価してよい。ただしその実行上の細部規定は政令・省令などに委ねられ、その規定いかんによっては、これまで以上に禁止・抑圧的なものになる可能性は否定できない。特にある法人の活動が公益的であるか否かを判断する「公益認定等委員会」およびその「事務局」の構成。さらには「公益法人の監督」の運用のされ方については、油断なく関係者が見守っていく必要がある。それを怠ると、今回の法改正は隠れ公務員温存のための制度作りに限るおそれがある。というのも、これまでの公益法人には官庁の外郭団体と見なされるものが少なくなかったというのは隠れもない事実であり、それが世論の指弾などによってなかなか「お手盛り」では設立しにくくなってきていた。今回改正は設立自由の準則主義であり、かつ公益性の判断は第三者委員会に委ねられる。となれば、委員会の判断いかんによって外郭団体はおとがめなしでつくり放題、ということになる。その意味でこの法案の衆院通過に際してなされた付帯決議には大きな意味がある。先の中間法人法(今回の法制定によって廃止される)成立の際に付帯決議が民法34条の見直しを求めたのと並んで、この決議に歴史的な意味を持たせ

るようにすることをわれわれは求められているというべきであろう。この決議は「行政改革を進める上で」という条件付きながら「民間が担う公益」の重要性を認識し、そのために関係者の理解を得るべきことを求める。さらに「公益認定等委員会」の「中立性・独立性」ならびに「専門」性を確保すべきこと、特に公益認定に際して「事務局」(官僚)の影響力を排除すべきことを明言する。また前述の「政令・省令の制定に際して」、また「状況に変化が生じたとき」には広く国民の意見を徴すべきことを明記している。くどいようだが、いかに美しい文言がちりばめられていようとも、決議文そのものは「紙の城壁」に過ぎない。これを実現するのはわれわれである。何をなすべきか。委員会・事務局の構成、悪しき指導監督の復活の阻止、そうした個々の事象の推移を注意深く監視する努力を怠らないこと(watch dog)はもちろん重要である。しかし、それにもまして民間非営利活動の21世紀における復権こそが強く望まれる。いまからでも遅くないから「公益」とは「学術、技芸、慈善その他」の事業で「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する」というおよそ内容のない(そして多分誤った)定義を踏襲して事足り、とするのではなく、かつ旧民法公益法人からスピノフしていった多くの形態を取る法人についても、公的領域における民の活動として包括的に把握する努力をすべきである。委員会はこれを初仕事とすることを望みたい。その上でそれら法人の将来的な取り扱いはやっくり決めればよい。今回立法による二階建て構造法人と、現行法によるそれとの読み替え、移行措置については四百数十条に及ぶ煩瑣とも言うべき規定に注がれた労力に較べれば何ほどのこともあるまい。

### [メセナ]

見返りを求めない(通例は企業による)文化芸術支援活動のこと。Mécénat。「冠」といわれる通常の宣伝広告的な企業支援とは一線を画する、という心意気である。

### [モラル・ハザード]

道徳的危険(moral hazard)。もともとは保険用語で、保険にかかっている人がウソをついたり、故意に保険金目的の行為をすることによって保険会社が被る損害を指した。それがアジアの経済危機などの際に転用されて、アジアがうちうちだけで通用する基準で何かたくらむことによって、世界が迷惑する、みだいな失礼な話になった。実は

NPOにもこのおそれはある。たとえばかつてスタンフォード大学やユニテッド・ウェイ・インターナショナルが指弾されたような、一部幹部職員の優雅なフリンジ・ベネフィット(豪華ヨット、高級マンション)等。もっともこちらの方は役職員に十分な給料さえ払えないNPOの多いわが国には縁のない話だが、善意のモラル・ハザードのようなものは結構少ない。つまり善意と確信に基づいて「よかれ」と思った行為が、実はあだになった、というもの。事業評価の必要な所以である。

---

ま

や

### 〔夜郎自大〕

夜郎(やろう)とは中国南西部、現在の貴州省の西部にいた(漢民族から見た)異民族。その王が漢の強大さを知らずに、尊大な態度で漢からの使者に対したという故事(史記)から、自分の力量を知らないで、幅を利かす態度をとるとえ(広辞苑)。

NPOの世界では、**出羽守**とは逆に、国際的な動向に無知無関心であったり、過去の失敗に学ぼうとしない態度からこれに陥るケースが間々見られる。あるいは、自分の思い入れや善き動機が、それ自体でほとんどの批判に対する解答になっている、という客観的な分析能力の欠如がこれに近い態度をとらせている場合もある。

や

### 〔幽霊法人〕

「**休眠法人**」を見よ。

### 〔ゆで蛙〕

蛙をいきなり熱いお湯に入れれば、ぴょんと飛び出してしまう。しかし、入っている水の温度をゆっくり時間をかけて熱くしていくと、それと気付かぬ間にゆであがって死んでしまう、というもの。本当にあり得る話なのかどうか確かめたことはないが、環境を与件としてとらえていると、適応を続けているうちに自己否定ないしは自己破壊に到ってしまうという寓話である。

NPOがある特定の資源に依存し続けて、少しずつその資源提供者の無理難題を聞き入れているうちに、いつしか自主性を喪失する場合とか、100年の歴史の中で、民法の**公益法人**がお役所の「指導監督」に慣れてしまって、本来**ガバナンス**の見地からは許してはならない一線を越えてしまうような場合にびったりの表現である。

## [よき企業市民]

Good Corporate Citizenshipの日本語訳。企業の社会貢献もほぼ同義。企業は良いものを安価に、そしてたくさん市場に供給することによって社会に貢献する。それに加えて、市民と同じように企業をとりまく社会環境をよりよくすることに対して応分の力を注ぐべきだ、とする考え方。具体的な方法としては、公益事業に対する寄付、同旨の事業を行うための企業財団の設立、社員ボランティア活動の奨励あるいは援助などがある。ひところさかんだった企業メセナもこの一環である。周知のように、この考え方に対しては株主に対する背任行為だとか、恣意的な企業の公益部門への介入だとするフリードマン、ハイエクなどの反論もある。

や

社会環境整備に対する企業のきわめて長い期間を見越した投資、つまりより次元の高い自己利益(enlightened self interest)のためである、という考え方が賛否両論の間に存在し得るように思われる。本業に何の関係もないことをしようとする、という態度は別に責められることでもないが、逆にその方が下心のない立派なことだというでもない。一過性の衝動的な行為であるにとどまらず、持続的に、かつ企業が自身の問題であるとして取り組むためには、この考え方の方が適しているかもしれない。NPOに対する企業経営のノウハウ、技術といったものの転移が望まれているが、おそらくは長期投資という視点はそれをより容易にするであろうし、同時に企業にとっても「いま」の時代を超えた要請に対する感性を磨くことは得策なのではないか。

## [予防外交]

Preventive Diplomacy つまり、紛争が起こってしまってからそれを解決しようとするのでは遅い。紛争を未然に解決する、紛争を予防することこそ大事なことだとする考え方。そしてそのためには政府や公的機関のみならず、NPOを中心とする民間の努力や活動(いわゆるtwo-track diplomacy)が同様に大事であるとする。

特に最近の武力紛争が「国内」紛争の色彩を強め、兵士よりは一般市民の死傷者が激増するようになると同時に、国連を中心とした国際機関の介入・調停能力に限界が見え始めたことから、その必要性が認識されるようになってきた。歴代の国連事務総長、特に先のプロス・ガリ、そして何人かの日本の外務大臣も公式の場でこの考え方に支持を表明している。憲法9条の制約下にある日本の外交活動としてはきわめて有望な方向と思われる。

この考え方に反対する人はいない。しかし、問題はいかにして具体的に行動に移すことが可能か、特にNPOとしていったい何ができるの

か、という点であろう。

紛争の原因をきわめて広義に解し、貧困、経済的不平等から人権問題、さらには教育、メディアといった社会・文化的インフラ一般の水準向上がその予防に役立つ、という見方をすれば、その可能性は大きく広がる。逆に狭く解して、紛争勃発の危機が相当程度に高まってきている地域において、その危険を世界に知らせたり、現地における緊張状態緩和のために何ができるか、ということになれば、かなりの専門的教育と組織的な対応が要求されよう。いずれにしても、明確な目的意識と資源を動員したNPOの活動は十分に可能であり、かつ強く望まれていると言ってよい。

や

ら

### [螺旋状の進歩]

上から二次元の平面で見ると同じところを行ったり来たりしているようだが、横から三次元で見ると螺旋状に着実に進歩(または退歩)している状態を言う。あるいは、同一視されがちな2つの議論が、実は質的な内容変化を伴った異なったものであることを見落とすことに対する警告としても使用される。

たとえば女性の労働時間に関する制限が存在しない場合と、定められた場合、さらにそれが撤廃された時点を、短絡的に女性の権利保護の有無、という見地だけから見るとあたかも行ったり来たりしているように見えるが、その背後に女性の就労機会の増大と、それに伴って時間制限がかえって女性の職場を狭くする、という事態をあわせて考えると、女性の権利保護、あるいは地位向上は着実に進んでいるような場合。途上国における先進国NPOの存在と機能をめぐっても似たような議論が存在する。

ら

### [利己行為]

いわゆるself-servingの問題である。つまり「世のため・人のため」あるいは公益のために機能すると期待されているNPOが、蓋を開けてみたら何のことはない、活動は自己利益のために行っていた、という事態。持っているおカネ(以外の資源でも良いのだが)の持ち主は変わらず、ただ右手から左手に移しているようなものだ(右手左手の議論)と表現されることもある。わが国でこの議論がなされるのは、**税制上の優遇措置**のなされている**公益法人**について、その特権を利用しながら、実は私利私欲のために使うという一種の税金逃れ、所得隠しを非難する場合、及び**公益法人**の設立許可を与える主務官庁が、**天下一先**としての法人を作った上に、税金や官庁主導の資源を投入することによってその事業遂行を支えているような場合が多い。

本来この問題には、後に触れるようにもっと本質的な論点があるのだが、これまでのところわが国では、とかく矮小化された議論になりがちである。それは事実そうした矮小な利己動機が現に存在していることの反映でもあるからやむを得ない面もあろう。しかしこれが好まからざる副産物を生む場合もある。その一例は**助成財団**による新組織設立(institution building)。A財団が基金を拠出してB財団を作る。



A財団の幹部がB財団の**理事会**などに名を連ねていたとしよう。これに「右手・左手」論を適用する、という向きが少なくない。問題なのはB財団がどんな仕事をしているか、別組織にする合理的理由があるか、であって、極端な場合両方の理事メンバーがまったく同じであっても、それだけで利己行為というのはまったくあたらない。もちろん有給の役・職員が明らかな給与の二重取りでもしていれば格別、要は仕事の中味とやり方の問題である。

もともとこの問題が意識されるようになった理由は、マイクロ・マクロの2通りがある。マイクロの方は、(税法上の優遇措置を受けつつ)組織設立に基金などを拠出した出捐者及び利害を共にする親族などの関係者が、その組織から物質的利益を得ている場合である。大金持ちが出来の悪い息子を理事長にした**財団**を作ったようなケース。あるいは組織との間に行われる商行為が、関係者に利益をもたらすような場合(self dealingと呼ばれる)である。先の矮小化された議論はほぼこれに当たる。さらに環境保護団体などが、その活動の結果としてtriple bottom line accounting(従来の財務のみでは足りず、環境及び社会面からの指標も企業経営に求めるなど)を採用させるに至った場合、あるいはオンブズマン制度の導入などを勝ち得た場合に、自らがそこで要求される評価や分析を行い得る適格者となる際には、たとえそれが意図されたものでなくともこのカテゴリーに該当するという議論も可能である(Kapstein)。

マクロには、**公共財**の供給をめぐる、階層的な所得分布格差を増大させる結果を生む、という視点である。たとえば再び大金持ちが、きわめて質の高い教育を行う教育機関を設立した。別に出来の悪い娘を校長さんにしたわけではないが、その学校が月謝が高く、結果として富裕層の子弟しか入学できなかった、というようなケース。あるいは事実上富裕な階層しか支持者がいらないような芸術(当たり障りがあるかもしれないが、オペラとか歌舞伎を想定されたい)の振興・支援のために組織や基金を設立したような場合である。こちらの方は、一般論としての**市民社会**モデルの根幹にかかわる含意を持つだけにより本質的な論点を提供しよう。

## [理事会]

多くのNPOで組織の意思決定を行うべく設置されている組織。ただし**公益法人**の場合、民法は理事を置くことは要求しているが、理事会を設けることは義務付けていない。組織としての理事会というのは、理事が何となく集まるから理事会だ、というのではなく、一定の手続きと、権限の明示された機関である。その意味では株式会社における取締役会、株主総会と同じ。**社団法人**の場合にはこれとは別に社員

総会の定めがある。

ちなみに最高の意思決定者であるNPOの理事は、常勤の有給理事を除き無報酬でかつ自発的に就任しているのを常とする。これがしばしば**民間非営利組織**の基本的な性格の一つである自発性 (voluntarism) の現れであるとされる。それならば、社外取締役・無給の取締役を通常は持たない株式会社の取締役会とは異なり、財団外の部外者の意思決定過程への参加はかなり保証されていると見てよいように思われる。したがって、**財団**の意思決定機構が、「お手盛り」の専横に対してチェック機能を欠くという批判には実態面から反論することが可能であろう。もともと理事会審議が形骸化して、事務局原案を追認する儀式 (いわゆる「しゃんしゃん」理事会、rubberstamp) に墮しているケースもないではない。しかしそれは一般企業の株主総会についても見られるところで、制度的欠陥というには当たらない。

ら

### [倫理綱領]

Ethical Code of Conductまたは単に Code of Conductの日本語訳。倫理的な行動規範についてのある組織の宣言・公約あるいは組織相互間の申し合わせ。ことの性質上任意性が強いが、中には規範としての強制力の色彩を帯びるものもある。もともとは**民間非営利組織**あるいはシビル・ソサエティ組織の持つ本質的問題点の一つである**正統性**の欠如、すなわち選挙といった民主的手続きによって選ばれたわけでもないのに、なぜそうした組織は**公共財**の供給などを通じて他に影響を及ぼすことができるのか、という問いかけに対応するために発案された**アカウンタビリティ**向上手段である。

しかし、**企業の社会的責任**に対する要求が強まるにつれて、企業においても自らこれを開明したり、場合によっては企業行動に対して国際機関などによってこうした綱領が課せられるようになってきた。

### [歴史主義]

この言葉はいろいろな使われ方をするが、ここではhistoricism すなわち歴史には法則性がある、すべての社会現象はそれにしたがって生起する、という考え方を指す。もともと有名なのは資本主義がやがて必然的に社会主義になる、という一世を風靡した例の考え方。NGOにとってもまったく無縁ではない。たとえばNGOの発展には3つの段階がある (Korten) という場合、それが過去の傾向分析にとどまって

いれば1つの知見である。しかし、これがなる「べき」だ、さらには必然的になら「ざるを得ない」、ということになってくると、少々怪しくなる。同じことはシビル・ソサエティの議論についても言える。

この考え方は、開かれた民主主義社会にとってきわめて有害である。なぜならば、この主張に反論するために、どのような実証的な方法が存在するかが示されていない(たとえば「ピンク色の鯨がいる」)からだ、とする有力な議論 (Popper) がある。

---

### [レッドテープ]

通例お役所仕事(あるいは仕事一般)につきもののやたら面倒な手続きや書類のことをいう。18世紀にお役所の書類は赤いテープ (red tape) でくくられているのを常としていたことに由来する。

普通NPOはこれに悩まされる側にまわりますが、組織が大型化したり、組織運営を過度に民主化しようとして自らがこれに陥ることもある。

ら

---

### [老子]

紀元前6世紀(4世紀という説もある)の中国の思想家。その言説の中にNPOの行動哲学としてびったりの一節がある。

「生じて有せず。為して恃(たの)まず。長じて宰せず。」つまり、自分が生んだものであってもそれを所有しようとしな。何かを為しとげてもそれを誇ったりしない。何かを成長させることがあってもそれを支配しようとしな。ということである。2千数百年経っても、人間性とか真理というものあまり進歩はしないようだ。



わ

〔和魂洋才〕

日本固有の心を失うことなく西洋の技術・文化を習得すること。また  
そうしようとする心構え。もともとは和魂漢才(菅家遺誡)から明治時代  
に作られた言葉。

この伝統はなかなか根強く、とかくこの精神によって説明したり、行動  
したりする人が跡を断たない。NPOの世界も例外ではなく、フィランソ  
ロピーとかシビル・ソサエティを持ち出さないとまく説明できないと考  
えている人もいる。もともとこれはむしろ、俗流の「日本論」の亜種ある  
いは出羽守の一種であると考えた方が解りやすいかもしれない。

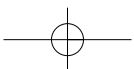
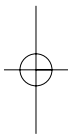
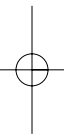
わ

〔渡しきり〕

「精算助成」を見よ。

〔渡り〕

天下りが外郭団体を転々とする度に高額な退職金を受領するこ  
と。またはそれを目的に転々とする事。語法としては「職場をあちこ  
ちかえてわたりあること。またその職人」(広辞苑)。ただ、「近世で  
は、中間(ちゅうげん)小者などにいう」(同)はずなのだが、現代では  
高官が多い。



## 参考文献一覧

- ◆『支配の社会学1』(I) マックス・ウエーバー(著)、世良晃志郎(翻訳) 創文社(1960)
- ◆『日本の思想』丸山眞男(著) 岩波新書(1961)
- ◆『地に呪われたる者 みすずライブラリー』フランツ・ファノン(著)、鈴木道彦、浦野衣子(翻訳) みすず書房(1969)
- ◆『論語の講義』諸橋轍次(著) 大修館書店(1973)
- ◆『ケインズ全集 第9巻』J・M・ケインズ(著)、宮崎義一(翻訳) 東洋経済新報社(1981)
- ◆『タテ社会の人間関係』中根千枝(著) 講談社 現代新書(1977)
- ◆『法哲学概論』碧海純一(著) 弘文堂(1982)
- ◆『政府からの自由』ミルトン・フリードマン(著)、土屋政夫(翻訳) 中央公論社(1984)
- ◆『民法総則』川島武宣 有斐閣(1984)
- ◆『フィランソロピー税制の基本的課題—現状分析と提言』公益法人・公益信託税制研究会(編集) (財)公益法人協会(1990)
- ◆『コーポレート・シチズンシップ—21世紀の企業哲学』笹川平和財団コーポレート・シチズンシップ研究会(編集) 田淵節也(監修) 講談社(1990)
- ◆『憲法』佐藤幸治 青林書院(1990)
- ◆『非営利組織の経営—原理と実践』ピーター・F・ドラッカー(著)、上田博生、田代正美(翻訳) ダイアモンド社(1991)
- ◆『企業の社会貢献(フィランソロピー)—個人・企業・社会の共生』電通総研(編集) 日本経済新聞社(1991)
- ◆『四訂 公益法人の理論と実務』(財)公益法人協会(1991)
- ◆『特殊法人総覧』総務庁行政管理局(監修) 行政管理研究センター(1991)
- ◆現代法律学全集『民法総則』幾代通 青林書院(1991)
- ◆『日本の公益法人』笹川平和財団(1992)
- ◆『社会現象としての財団』入山映(著) 日本放送出版協会(1992)
- ◆『ネットワークキングへの招待』(中公新書) 金子郁容(著) 中央公論社(1992)
- ◆『現代コーポラティズム』シュミッター、レームブルッフ(編) 山口定(監訳) 木鐸社(1992)
- ◆『フィランソロピーの社会経済学』本間正明(著) 東洋経済新報社(1993)
- ◆『フィランソロピーと社会—その日本的課題』林雄二郎、山岡義典(著) ダイアモンド社(1993)
- ◆『米国の非営利セクター入門—SPFグローバル・ブックス』レスター・M・サ

- ラモン(著)、入山映(翻訳) ダイアモンド社(1994)
- ◆『老子講義録』本田斉講述 到知出版社(1994)
  - ◆『現代行政の構造』本田弘(著) 勁草書房(1994)
  - ◆『顧客価値創造のマーケティング戦略—進化するCS“カスタマー・バリュー”』ダイヤモンド・ハーバード・ビジネス編集部 ダイアモンド社(1995)
  - ◆『非営利組織の「自己評価手法」—参加型マネジメントへのワークブック』ピーター・F・ドラッカー(著)、田中弥生(翻訳) ダイアモンド社(1995)
  - ◆ダニエル オキモト 朝日新聞朝刊(1995.8.12)4面
  - ◆半藤一利 毎日新聞朝刊(1995.8.15)日曜版2面
  - ◆『市民公益活動の促進に関する法と制度のあり方』総合研究開発機構(1996)
  - ◆『我が国の政府開発援助 ODA白書』外務省経済協力局編(財)国際協力推進協会(1996)
  - ◆『台頭する非営利セクター—12カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望—SPFグローバル・ブックス』レスター・M・サラモン、H・K・アンハイアー(著)、今田忠(監訳) ダイアモンド社(1996)
  - ◆『役人につけるクスリ』住田正二(著) 朝日新聞社(1997)
  - ◆『ノンプロフィット・エコノミー—NPOとフィランソロピーの経済学—』山内直人(著) 日本評論社(1997)
  - ◆『高齢者福祉における公立と民間とのコスト比較』地方自治経営学会(1997)
  - ◆『今なぜ民間非営利団体なのか?—笹川平和財団十年の軌跡』田淵節也(編集) 清水弘文堂書房(1997)
  - ◆『実録!特殊法人のヒミツ—日本版ベレストロイカ火だるま行革の最前線別冊宝島336』宝島社(1997)
  - ◆『指定法人等の指導監督に関する行政監察結果報告書』総務庁行政監察局(1997)
  - ◆『公益法人の実像—統計から見た財団・社団 SPFグローバル・ブックス』林知己夫、入山映(著) ダイアモンド社(1997)
  - ◆『NGOとは何か—現場の声から』伊勢崎賢治(著) 藤原書店(1997)
  - ◆『岩波新・哲学講義』野家啓一、(井上達夫)編:第7巻 岩波書店(1998)
  - ◆『官から民へのパワーシフト—誰のための公益か—』五百旗頭真、大田弘子、吉田慎一、入江昭、山本正、和田純(著) TBSブリタニカ(1998)
  - ◆『知政学のすすめ—科学技術文明の読みとき—中公叢書』米本昌平(著) 中央公論社(1998)
  - ◆『民法のすすめ』星野英一(著) 岩波新書(1998)
  - ◆『大分裂の時代』山崎正和(著) 中央公論社(1998)
  - ◆『「NPO」幻想と現実』田中弥生(著) 同友館(1999)
  - ◆『地球公共財—グローバル時代の新しい課題』インゲ・カール、マーク・A・スターン、イザベル・グルンベルグ(編集)、FASID国際開発研究センター(翻訳) 日本経済新聞社(1999)
  - ◆『自己組織化と進化の論理—宇宙を貫く複雑系の法則』スチュアート・カ

- ウフマン(著)、米沢富美子(翻訳) 日本経済新聞社(1999)
- ◆『第三の道』アンソニー・ギデンズ(著)、佐和隆光(訳) 日本経済新聞社(1999)
  - ◆『知の欺瞞—ポストモダン思想における科学の濫用』田崎晴明、大野克嗣、アラン・ソーカル、ジャン・プリクモン(著)、(山崎他訳) 岩波書店(2000)
  - ◆『反グローバリズム—新しいユートピアとしての博愛』ジャック・アタリ(著) 近藤健彦、瀬藤澄彦(翻訳) 彩流社(2001)
  - ◆“SPF会長インタビュー”『笹川平和財団ニューズレター』vol.47(2001.3)
  - ◆『社会的責任投資(SRI)について』安田総合研究所(2001.10.16)
  - ◆『先端科学技術と知的財産権』相田義明・平嶋竜太・隅蔵康一(著) 発明協会(2001)
  - ◆小林傳司「科学コミュニケーション」、『科学論の現在』金森修・中島秀人(編) 勁草書房(2002)
  - ◆『科学論の現在』金森修、中島秀人(著) 勁草書房(2002)
  - ◆『NPO法人の税務』赤塚和敏(著) 花伝社(2002)
  - ◆『ワーキングペーパー11 地域社会のリインベンション』東京財団(2002)
  - ◆『「21世紀の公益法人と制度のあり方を探る」報告書』(財)公益法人協会(2002)
  - ◆『「政策連携」の時代』上山信一(著) 日本評論社(2002)
  - ◆『二十一世紀の遠景』山崎正和(著) 潮出版(2002)
  - ◆『養老孟司の<逆さメガネ>』養老孟司(著) PHP新書(2003)
  - ◆『NPO・公益法人改革の罨』第3部第1章 石村耕治(著) 第一書林(2003)
  - ◆「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」平成15年(2003)6月27日閣議決定
  - ◆『社会的責任投資に関する日米英3か国比較調査報告書』環境省(2003.6)
  - ◆『C'sニューズレター』第44号 シーズ=市民活動を支える制度をつくる会(2003.7.23)
  - ◆『公と私の系譜学』レイモンド・ゴイス(著)山岡龍一(訳) 岩波書店(2004)
  - ◆『ソーシャル・キャピタル—現代経済社会のガバナンスの基礎』宮川公男・大守隆(編) 東洋経済新報社(2004)
  - ◆“人間の安全保障を考える”『笹川平和財団2004年度年次報告書』(2005)
  - ◆K. R. Popper, *The Open Society and Its Enemies: The Spell of Plato*, Princeton Univ. Press 1966
  - ◆*Another Development : Approaches and Strategies*, ed. by Marc Nerfin, Uppsala, Dag Hammarskjöld Foundation 1977
  - ◆James A. Mitchener, *Poland*, Pawcett Crest 1983
  - ◆The Nonprofit Sector, ed. by W. Powell, Yale University Press 1987
  - ◆D.C.Korten, “Third generation NGO strategies”, *World Development* 15, 1987
  - ◆Roger A.Lohmann, *The Commons: New Perspectives on Nonprofit*



*Organizations and Voluntary Action; Jossey-Bass Nonprofit Sector Series*, John Wiley & Sons, 1992

- ◆ “The Civil Society in Three Chinese Societies: Taiwan, Hong Kong and Mainland China Since the 1980’s”, Michael Hsiao, paper presented for the conference on “Transition of Values in Civil Society” held by Bertelsmann Foundation and the Club of Rome. 1995
- ◆ Andrew Geoghegan, “Critical Thinking Across the Curriculum Project”, Longview Community College, 1996
- ◆ Michael Maren, *The Road to Hell*, Free Press, 1997
- ◆ Jessica Matthews, “Power Shift”, *Foreign Affairs*, Jan/Feb 1997
- ◆ Howard J Wiarda, *Corporatism and Comparative Politics*, M.E.Sharpe, 1997
- ◆ *Global Humanitarian Assistance 2000*, an independent report commissioned by the Inter-Agency Standing Committee from Development Initiatives. 2000
- ◆ Robert D. Putnam, *Bowling Alone*, Simon & Schuster, 2000
- ◆ 1% “Forint Votes” for Civil Society Organizations, Nonprofit Kutatasok, 2000
- ◆ Elaine Sternberg, *Just Business: Business Ethics in Action*, Oxford University Press, 2000
- ◆ Marina Ottaway, “Global Governance”, *A Review of Multilateralism and International Organizations*, Vol.7, No.3, Sep. , 2001
- ◆ Ethan B. Kapstein, “The Corporate Ethics Crusade”, *Foreign Affairs*, Sep/Oct 2001
- ◆ David Henderson, *Misguided Virtue: False Notions of Corporate Social Responsibility*, Institute of Economic Affairs, 2001
- ◆ *Social Capital: Critical Perspectives*, ed. by Stephen Baron, John Field, Tom Schuller, Oxford University Press, 2001
- ◆ *Survey of Tax Laws Affecting NPOs in Central and Eastern Europe*, International Center for Not-for-Profit Law, 2002
- ◆ Robert Pekkanen, “The politics of regulating non-profit sector”, ed. by Stephen P. Osborne, *The Voluntary and Non-Profit Sector in Japan*, Routledge, 2003
- ◆ P. W. Singer, *Corporate Warriors: The Rise of the Privatized Military Industry*, Cornell University Press, 2003
- ◆ Robert Pekkanen, *Japan’s Dual Civil Society: Members without Advocates*, Stanford University Press, 2006

【文献資料特定・収集に力を貸していただいた方】

堀田清司

松長 昭

池田直美

村井峰夫

鈴木 均

東京都立中央図書館レファレンスサービス

※またこのほかに、下記諸氏(敬称略)との面談、講演などから受けた示唆を  
一部引用してある。

曾野綾子

村上陽一郎

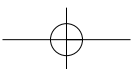
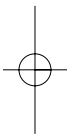
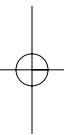
竹中ナミ

田淵節也

Bernard Koushner

Philippe Desan

Norman Borlaug



入山 映(いりやま・あきら)

1939年生まれ。63年東京大学法学部卒業。日本国有鉄道(当時)、日本航空を経て、1982年U.S.-Japan Foundation(米日財団)東京事務所代表。86年笹川平和財団設立と同時に常務理事(事業担当)。93年~2005年同理事長。01年より立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授。05年経済学博士号取得(麗澤大学)。日本NPO学会発起人、日本評価学会発起人。『社会現象としての財団』、『公益法人の実像』(共著)、『今なぜ民間非営利団体なのか?』(共著)、『日本の公益法人』、『市民社会論』ほか多数の著書がある。

## NPO小辞典

発行日	2003年2月1日
改訂	2006年12月1日(第6版)
著者	入山 映
発行所	笹川平和財団 〒107-8523 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル4階 電話 03-6229-5400 ファックス 03-6229-5473 URL <a href="http://www.spf.org">http://www.spf.org</a>

印刷・製本およびサービスのお問い合わせ

コンテンツワークス株式会社 BookParkサービス  
〒112-0014 東京都文京区関口1-24-8東宝江戸川橋ビル3F  
電話 (0120)298-956  
URL <http://www.bookpark.ne.jp>  
E-Mail [support@bookpark.ne.jp](mailto:support@bookpark.ne.jp)

